

政令指定都市	● 「個別サポート加算Ⅰ」の認定にあたっては、身体機能や認知機能の面で、独力でさまざまな行為や生活動作の遂行が困難と評価される児童が対象範囲となっているが、必ずしも心身機能の面では障害が重いとみなされなくとも、多動性や衝動性が強く、対人関係の面で大人の介在なしには落ち着いて他児とコミュニケーションをとることが困難な児童に対しては、現行の調査項目では十分に支援の必要性を把握できていない。他害や器物破損の防止のためには、感情や行動のコントロールの力が当該児童にどの程度育っているか、子ども同士の関わり合いにおいて大人の手助けをどこまで必要とするかを、単なる心身機能の度合いだけでなく、生活場面での実態に即して評価できる指標へと改善されることを強く希望するものである。 ● 2- (2) にも前述した通り、保護者様によっては、障害需要をされていない場合もあり、保護者様主体での評価による決定判断は統一性がないと感じる部分もあります。 ● ケアニーズが高い…とありますが基準がどこにあるのかが明確にわかりません。児発で、あるお子さまとないお子さまを見た場合、何の違いなのだろうと思います。 ● このようなアンケートありがとうございます。この件に関しましては、自治体の対応に差があり、しっかり保護者に対しお話をしたケースと単純に書類を郵送して送り返させる場合もありました。意味を知らない場合、本人のみならず、事業所も手間がかかりしっかりとした国の支援策につながりません。そもそもですが、個別サポート加算のように（加算）方式が必要なののでしょうか。基本的な報酬額をベースに減算方式にするや一律にすべきであると思います。このようなことを毎年のように申請や確認をすることは、現場での支援時間に影響も出ると思います。また、自治体職員も本来の事業所への指導や支援もままならないと思います。このような（加算方式）の撤廃と基本報酬単価のアップを要望します。放課後等デイサービスでも過去に区分①②がありましたが、結果的に廃止。都度、振り回されるのは現場です。国保連請求の方ですが、個別サポート加算ⅠⅡの入力が手間があります。受給者証情報を入力しているにも関わらず、毎月、画面の方に入力せざる負えません。本来ここでお伝えするようなことではございませんが、現場は大変困っております。様々な現場での困ったことを伝えるすべがなく、どのように上に伝えることができますでしょうか？特に仙台市の場合セルフプランが多く利用されており、73%のお子さんが未だ相談支援事業所につながっておりません。つながっていても相談支援専門員のスキルが無く、保護者に対しての言動や行動の悪さ、会議等の未開催等（委託）事業所でも横行しているのが現状です。特に仙台市においては、サービス担当者会議自体が開かれないため、小学校との連携も取りにくい状況にあります。基幹相談支援センター、自立支援協議会、自治体や第三者委員会、に働きかけても動かないのであれば、事業所も保護者も動かなくなります。何を言っても無駄だからです。このような状況を打開するべく方法をお教えいただければ幸いです。 ● この制度自体矢継ぎ早に決まった感がいなめず、自治体の対応が追い付いていないように感じた。一度判定したものはただ単純に継
--------	---

	続されているように感じるため、事業所側からも声をあげる必要があるかもしれないが、実態がよくわからないため、そのままにしているのが現状。判定をするというのは本来、難しいことで慎重に行わなければならないと思うが、特に児童に関しては、そもそも調査項目や判定についての取り決めなど、十分に検討されていないのではないかと感じる。 ● これまでずっと対象だった児童が突然年度途中で対象ではなくなったり、必要と感じない児童が対象になるということが最近多くある。何を基準に決めているのか知りたい。理由が分からない。 ● これまでの指標該当指標非該当の仕組みが名称を変えただけで、報酬単価としては下がっている。 ● ご利用者様お一人お一人により適した支援を行っていく事に改めて、事業所一同で話し合い考える機会となりました。状況に応じて、今後も随時見直しを行いより利用者様にとって適切なサービスとなるようにしていきたいと考えております。 ● サポートが必要となる対象がどこにあるのか、判断基準がわからないのでご家庭へのお話がしにくいと思います ● サポート体制でより細かく見ていこうとする方向は理解できるが、実際には適正に児童の実態を把握できておらず、職員を配置して丁寧に児童を支援しようとするほど経営的には苦しくなる。サポート 1 の決定に現場の意見を反映させる制度を周知して欲しい。静岡市では、どこで決まったのか分からないし、児童の実態に合っているのかどうか疑問がある。医療行為が必要な児童についても、看護師等の職員配置等に係る費用と実際に支払われる加算とがマッチしていないので、新たに受け入れるには二の足を踏む状態である。 ● センターは重度のお子さんを受け入れている為、加算自体はとてもよいと思う。加算の判定材料が保護者の意見のみに偏りがちなので、事業所や相談支援事業所の意見や、療育手帳なども参考にしたうえで、子ども自身の現状を判断してほしい。 ● できないと答えるしかない項目が多い中、保護者が戸惑ったという声がある。「行動」の特徴に偏った項目で、児童発達支援を必要とする子どもの「支援の必要度」が十分に把握できるのか。支援の必要度は低くなることは成長の証ともいえるが、その結果が事業所の加算を減じることにつながるという仕組みは、事業にゆがみをもたらさないだろうか。自治体ごとに、また区の窓口ごとに対応のばらつきが起こるのではないか。センター以外の収入「その他の事業所」の平均収支差率が著しく高い、と聞く。児童発達支援の公設、公設民営を自治体の努力でやってきたが、それがこの収支差率にどう反映していくのか。 ● どのような調査票が用いられているのかを知りたい。 ● プラスの加算ができ現場としては助かっているが、保護者に障害を受容してもらうことの難しさを痛感する。対象児でも保護者で加算が受けれていない。こういう児童には他の児童より手がかかるケースも多く事業所としては葛藤もある。保護者の意見が最終決定ではなく事業所と保護者で相違があれば、最終判断をできる資格者等の創設があればと思う。他の加算に対しても同じ考えだ。
--	---

- より支援を必要とされる方に加算がつくのは良いと思いますが、調査や支給決定の時に保護者に子どもが出来ていないという印象や、出来ないといけないという印象にならないように配慮が必要かと思いました。
- 以前の指標該当が個別サポート加算に変わっただけだと思っていたが指標該当児以外の方も個別サポート加算に該当となった。内容も分からずに4月から始めたが、該当する項目や事業所で再判定できるなど詳しく解説をして頂けるとよかったです。
- 以前の指標該当と同様、保護者の方にとってメリットを感じる点が少なく、また認知もされておらず積極的に入る仕組みにはなっていないと思う。現場では支援の必要性を感じている児童であっても、家庭内での状況は落ち着いている児童もあり、保護者（ご家庭）さんへの聞き取りだけでは対象にならないことが多い。学校や療育機関への聞き取りも行った上で、加算対象かの確認を行ってほしいと思う。手厚い支援が必要な状況として、知的状況の確認項目が少なく、他害や自傷といった行動面に対する確認項目が多いことから、知的には重く理解力の面で個別支援が必要な児童であっても、不適切な行動の少ない児童は該当しづらい状況があると思う。
- 以前の指標該当児童を決めた時もそうですが、個別サポート加算1も療育の結果、子どもが成長発達し、行動の改善が見られた場合には、該当しなくなるのでしょうか？仮にそうであるのならば、一生懸命に療育をして、その子が落ち着いて行動できるようになった場合は、単価が下がることになります。もしくは、重い障がいの場合や身体障がいの場合は、ケアニーズが高いままで育つことが考えられます。報酬改定の折に毎回思いますが、本体報酬を下げて、新たな加算を創設し、それが取得できれば全体的にみて報酬が下がらないことになるという作り方自体を見直していただきたいところです。ケアニーズの高さの判定が一定しないのだから、個別サポート加算1とせず本体報酬に組み込むことが良いと思います。
- 以前までの制度と違い、個別に加算がつくようになり、支援度の高い児童に手厚く支援をしやすくなりました。ただし不登校や家庭内での問題など軽度の児童についてもサポートを要する事象が多く、そういった加算も検討していただけるとありがたいです。
- 加算そのものに意味が理解できない、該当判断の基準が曖昧。
- 加算のあり方のみで言えば、指標該当の児童の利用率が50%以上か以下かで、区分1と2が一年間分けられ、翌年の給付費に大きく影響する仕組みよりは、該当の児童の利用に比例する仕組みの方がよいと考える。
- 加算の増額を求める。
- 加算は取っていません。よくわかりません。
- 加算をつける事で、利用児がどんなメリットがあるか、わかりやすく保護者に伝えられるツールのようなものがあるといい。
- 加算算定要件の詳しい説明がほしい。

- 加算対象となるケースでは、外出時や学校自宅以外の場所（放デイなど）で問題となる行為や行動が見られることが多いが、調査が保護者になっている限りは正確性に欠けると思います。また、相談支援事業所も、忙しい中で書類を作成して役所に提出してもらえなかったり、本人さんの事をあまり理解されていない事業所の方もあり、調査票が正確に作成できない事もあります。再調査をしうる区の窓口もあるので、何度も家族の方に行っていただくのは申し訳ないこともあります。せめて、学校など公平性のある所の意見書なども考慮していただければと思います。
- 加算対象の判定には、事業所への聞き取りも行っていきたい。保護者の意見のみで判定しているため、必要な児童に加算が付かず、必要のない児童に加算が付いているのが現状です。
- 家庭内の様子だけではなく、学校や事業所内での様子も加味したうえで決定を行っていきたいです。また、指標の内容がもう少し具体的になると事業所でも納得できる部分が出てくるかもしれないと思います。
- 我が子の障害受容期の保護者に対して、聞き取り項目が「強いこだわり多動パニック田あるか」「睡眠障害、自傷他傷があるか」など、行動障害や精神障害の者の判定項目が盛り込まれている。また、身辺自立の項目もできるかできないかなど、乳幼児期はみな達成しにくい項目が具体例に提示されている。障害受容期の不安な保護者への心理的不安、負担感への配慮に欠けているように感じる。障害児の子育てや発達支援をすることの本質を見えづらくさせると感じる。保護者目線での報酬改定ではなく、事業所主体の報酬改定のように感じて違和感がある。
- 各自自治体により、個別サポートⅠの判断基準格差は、依然ある。
- 株式会社が経営しているのであれば、特にとは思いますが、会社はお金が第一に考えるので加算の取れる児童を優先するように言うであろうと思います。しかしながら、現場にそういった強度行動障害であったり、個別サポート加算の児童がいたとして、会社からの何かしらの配慮などないと思います。福祉は入れ替わりが激しくスタッフの定着もしません。個別加算があるからといって給料が増えるわけでもなく、キャリアのあるスタッフが来たわけでもなく、加算対象児童を増やす事への負担だけが増えたのが現実です。バタバタした喉元を過ぎれば会社も個別加算の事は言わず。家庭連携加算などの手堅い、効率な方に目を向けます。本来はサポートが必要な児童に必要なサポートをとという思いからの個別サポート加算だと思いますが本当にそういった形で機能しているのかと言われると会社の生き残りのために利用されただけに過ぎない気がします。そういった意味での加算でもあるかもしれませんが。こういった数年に一度の報酬改定で会社もバタバタし、区役所も理解が追いついていない状況だったり現場の混乱を招くだけのものでしかないと思うので報酬改定を10年単位などに伸ばせるよう安定したものにしていただければと思います。
- 基準として受給者証に個別サポートⅠと記入してあれば加算対象になると、確認を取っていたので特に意識はしていなかった。前

年指標該当で本年は指標該当が外れた児童も居るため、判定が変更になる場合、事業所に日頃の様子を確認の方が現状に即していると思われる。本年に個別サポート I の判定を受けた児童については請求時に確認が有ったが、外れる児童については問い合わせや確認が無い。総合的な判断で個別サポート I の判定が出ていると思う。該当児童の保護者自身が特に今までと変わりが無い又は、前年より状態が悪くなっていると話しても、判定が変更になると聞いている。事業所での判定については受給者証の判定結果を参考にするしか方法が無いのが現状と思われる。

- 基礎疾患を記載。または加点をしてほしい。指定分類ごとの点数ゴーハム病 1 2 点難治性てんかん 4 点等行政のハンコ押し忘れも多く、請求業務の際、修正しないといけないケースがあるのでハンコ以外でこちらが確認できるようになってほしい。多動についての点数を多くしてほしい。保護者支援が必要なケースも個別サポート 1 に含めてほしい。2 では取得が難しいケースが多いため。個別家庭支援加算等の名称で一つにまとめてほしい。
- 気になる利用児がいないわけではないが、個別サポート加算のつく方、つかない方の判定基準の勉強不足により理解し得てないため
- 近隣のデイ様から「教育関連の支援は申し合わせによってやってはいけない支援となってるのでやらないように」と、口頭で伝えられております、そのような事はあるのでしょうか？あれこれやってはならないと言われて何もできておりません。
- 区役所の支援課に個別サポート加算について問い合わせたことがあるが、保護者の申請が必要とのことで、難しかった。当事業所は比較的グレーゾーンの児童が多く、「障害ではないけれど」と言う前提で通わせる保護者もいる。受容が十分にできている保護者は、児童も支援級に在籍していたり、支援に困難なことは少ないが、障害受容ができていない保護者の児童は、無理に普通級に在籍しているため、社会性を身につける機会がなく、ストレスが溜まっている状態で事業所に通所する。集団行動から離脱したり、他害行為や奇声もある。長期的に児童と保護者に関わって少しずつ改善していければと考えているが、1 対 1 で支援が必要となる。保護者からの申請だけでなく、事業所からの申請で行政が審査し、支給決定をしてもらえるととても助かる。
- 現場に向けて、決められたフォーマット及び具体的な日常支援について調査してほしいです。
- 個別サポートの基準を年齢に合わせたものにして、どこで決定していくのかを一つの機関にしてほしい。保護者のみではなく、教育機関や放デイの参考資料を一つの意見として取り入れていく帆が好ましいと思う。児童のサポートの方向性が見えてくるため。
- 個別サポートの判別は障がい程度の重さに比例し、その加算がいただけるのはありがたいです。ただし個別サポートの付かない軽度の知的障がいの児童などでも問題行動や強度の引きこもり、家庭内での問題など手が掛かることも多いです。サポートという意味では、そのような児童への加算も検討していただきたい。

- 個別サポートの範囲を身体にだけではなく、内面(心理的な所)も含まれてもらえるように思います。
- 個別サポート加算Ⅰ、及び個別サポート加算Ⅱに対する保護者への説明、同意に難しさを感じている。保護者の心情がある為、事業所として算定を躊躇することがある。
- 個別サポート加算Ⅰがついてないお子さんの中には、ついていないお子さんより、情緒面での支援の必要性が高いお子さんがおられます。基準についての曖昧さ、保護者の主観任せであるのか、どうなのか教えていただきたいです。
- 個別サポート加算Ⅰが該当すると考えられる児童が該当していなくて、該当しないと考えられる児童が該当していることに矛盾を感じます。
- 個別サポート加算Ⅰと強度行動障害児対応加算について、「受給者証を発行する窓口の担当者が申請者の面接の中で聞き取りをすることにより決定していく」という不明な根拠の元決定される点に不信を抱いている。
- 個別サポート加算Ⅰについては、内容がとても曖昧。指標となる基準や判断資料についても目を通しましたが、そもそも児童発達をご利用されるお子さんは発達がゆっくりであったり療育の必要性があるため通所していると思います。定型発達のお子さんより支援が必要であるお子さんに何故ばらつきがあるのか分かりません。また県レベル、市町レベルで調査や確認の仕方が異なるのは避けて頂きたい。
- 個別サポート加算Ⅰに関して、事業所としては対象にならないと思っていた児童が加算対象になっていたりした。また、未就学児に関して日常生活に課題がある為に受給者証を取得して利用しているので8割～9割の利用児童が今後対象になるような調査が出た場合は、個別サポート加算Ⅰを廃止して基礎単価を80単位程度上げたほうが良いのではないかと思います。
- 個別サポート加算Ⅰの申請について、基本的に事業所が調査を行った結果を保護者にお伝えし自治体へ申請を行ってもらう形式となっておりますが、障害受容の難しい保護者の方など、中には負担に感じられる保護者もおられました。障害区分認定調査のような仕組みや判定方法があれば負担の軽減につながるのではないかと思います。
- 個別サポート加算がついている児童がいるが、どう見ても必要ないと思う。行政には公平な調査をしてもらいたい。
- 個別サポート加算ができた事により、さらに個別の支援の明確化詳細化していくことに注意していきたいと思います。利用者様の個別の必要なニーズを事業所ご家族でより把握していくことがいかに大切かと感じました。
- 個別サポート加算が該当する支援の中身にもグラデーションがあると感じます。一律100単位の加算では推し量ることができない支援度がもっとあると感じます。
- 個別サポート加算について聞き取りや意見を保護者だけではなく、学校教員や事業所、相談員にも聞いてほしい。相談員がおられ

	るかたは、家庭の様子や学校、事業所まとめて理解しているのが相談員なのだから保護者と相談員に聞き取り、セルフプランの方は、保護者、学校、事業所にしたらよいと思います。なぜなら、ご自宅では手がかからない児童もいるが自宅外では自傷、他傷などを含めて個別対応が必要な児童も多い。勿論、逆の児童も時にはおられるので聞き取り調査員のみのさじ加減で対象児童になるかが変わってくるのはいかがかと思います。 ● 個別サポート加算の対象となる基準が曖昧で厳しすぎるので検討して欲しい。 ● 個別サポート加算対象者はいるが、加算は取得していません。 ● 個別サポート制度が始まる前から個別訓練、個別にあった支援を行ってきた。事業所で明らかに他児と比べて支援が必要と感じ実施していても加算対象とならないと複雑な思いになる。もう少し現状を踏まえた加算体制になることを期待します ● 個別サポート対象と思われない児童にもついているのが不可解。 ● 行政に問い合わせたところ、今般の調査は児童発達支援においてであり、放課後等デイサービスは従来の区分該当をそのまま読み替えるので調査は不要とのことでした。しかし、現実的にはこの区分該当が、実態に則しているかについて、一定の違和感があります。近い将来、放課後等デイサービスについても調査を行うべきではないかと思います。 ● 行政の調査方法を統一してやっていただきたい。個別サポート加算がついている児童がいるが、どう見ても軽度の障害児です。意見書も児童本人を見て診断しているのか？行政も児童と面談しているのか？不可解な児童もいます。 ● 行政側から保護者への説明がないケースがあったので、どういうことかという問い合わせを頂戴したが、中には、「障害程度が重いということなのか？」と問い合わせられることもあり、回答に苦慮した。 ● 今年から新設された個別サポート加算ですが、昨年までは京都市では指標該当という名称で、指標該当児童の利用割合に応じて報酬の差があったと認識していますが、指標該当や新設の個別サポート加算について思うところは、障害の種別や必要なケアの量や種類に応じた適切な判定とは思えません。ただし、障害の種別において適切な判定をすることが、結果として事業所が受け入れをするかしないかの判断基準になってしまうのではないかと懸念しています。(地域名)では重心児さんが通える事業所が少ないのですが、個別サポート加算により、手厚い人員配置を可能かどうかと考えた時十分であるとは言えないと感じています。 ● 今年度より導入されたが、児童や県によって決定のやり方や判定基準が大きくちがうと感じている。判定基準をしっかりと設けて、どこの県もどの事業所も同じであってほしい。 ● 今迄の指標該当児の代替えとなる解釈として認識しているため、特に変化がございません。 ● 最も大変なお子さまは普通学級に通う多動もしくは情緒不安定、ご家庭が不安定なお子さまです。また学習支援ではLDのお子さ
--	--

	まへの指導や学年相応の学力ではなく、かつ保護者の方がお子さまに対し認められない場合です。 ● 指標が曖昧で、解釈によって対象になったりならなかったりしている。行動障害や全介助が必要な利用者に職員配置を手厚くできるほどの金額ではないので、利用を増やしたいと申し出があっても現状では難しいケースもある。ADHDで二次障害を発症している児童の場合、施設の破壊や職員への暴力行為等があるが、サポート加算の対象にほとんどなっていない。 ● 指標該当と比べて加算の対象になっている利用者とならない利用者の違いが分かりづらい。これを機に個別サポート加算の制度や基準を調べてみたいと思う。 ● 支援の必要な子に対し、充実した支援が行える適切な加算だと思います。 ● 支援をさせて頂く中で食事介助やトイレ介助など援助がおおく必要な利用者様が個別サポート加算がとれない利用者様がいます。再調査の依頼も保護者様の気持ちを考えると中々できないこともあります。認定調査の際しっかりお子様の障がいの特性や様子をお話していただきたいと思う。 ● 事業所として、必要と思われる児童には独自に調査票を用いて調査しそれを伝えればいいのだと思うが、直接自治体に連絡した場合保護者へはどのように伝わるのかなど知りたい。 ● 事前に制度について研修があるとよい。個別サポート加算について、どこが中心となりチェックしていくのか、わかりづらい。申請の方法等についても周知できる場を設けていただけるとありがたい。 ● 児童によっての個人差が大きく、基準の決め方がよく分からない。 ● 児童の状態の聞き取りは保護者のみに行われますが、家庭と事業所では児童の状態が異なることが多いのが現状です。実際2人の児童について、保護者の聞き取りでは個別サポート対象外でしたが、事業所での状態で判断すると十分過ぎる点数で個別サポートの対象になりました。聞き取りは保護者のみではなく、事業所にこそ行うべきだと思います。 ● 児童発達支援と放課後等デイサービスでの、加算に該当するかどうかの判定基準があまりに差がありすぎるのはいかがなものかと思う。現在の基準では、幼児特に3歳未満はほとんどの子どもが加算に該当するが、逆に、放課後等デイサービスでは、障害の状態が重度ないしはかなり行動障害がないと加算の対象にならないのは、判定基準として妥当ではないと考える。従前に比べて詳細な留意事項が示されたが、実際に各現場でどれぐらいその留意事項に基づいた聞き取りや判定がなされているのかは、まだ不十分に思うところもある。 ● 児童発達支援については個別サポート加算Ⅰが対象にならない利用者さんは当事業所には一人もいません ● 自治体で取り扱いが違うため、同じ市でも区役所によって対応が違う印象。統一した見解で保護者にも必要性がわかりやすく説明
--	---

する手立てが欲しい。

- 自治体によって個別サポート加算Ⅰ決定の基準に違いがあるように思われる。全国で統一にしてもらいたい。
- 自治体の決定方法が保護者への聞き取りのみになっており、一人ひとりの子どもへの決定理由が不明である。個別サポート加算Ⅰの対象となった場合に、事業所向けに決定理由を伝えてもらえると支援に役立てることが出来るのではないかと。措置児童について、個別サポート加算Ⅰの対象可否の判断を行う機関が児童相談所になるのか、自治体になるのかが分からない。放課後等デイサービスの利用の決定は自治体で行っているが、他の子どもたちのように受給者証でないため有効期限が明記されていない。個別サポート加算Ⅰの対象可否の判断を実際に行ったのかどうかも分からない状況であるため、分かるように提示をしてもらえたらと考えている。
- 自立に向けて関わり、達成されると加算が軽減する事に矛盾を感じている。児童発達支援の本来の狙いと加算の内容にズレを感じている。
- 趣旨は素晴らしいものでありますが、運用面として判断の基準が曖昧であり、本当に必要な人にそのサービスが届いていないのかなあと感じました。
- 受給者証が更新された際、個別サポート加算Ⅰが記載されていて気づくことがほとんどで、保護者も受け取って初めて「これなんですか？」と事業所に問い合わせがある状態です。行動障害がかなり強くなり(水の過剰摂取で水中毒になる等)、次の更新時には個別サポートが付くかと思われたのに記載なく、保護者の方に、更新時の聞き取り調査の際、しっかり訴えた方がいいのではと伝えました。個別サポート加算Ⅰの決定について、自治体主管課から下されるものという認識しかなく、保護者や事業所が調査票等で申請できるものとは知りませんでした。調査票の存在も知らなかったです。
- 受給者証に記載がある事で加算対象と知る。どこでの判断で加算対象となったのか知りたいと思う。
- 受給者証の決定どうりに、請求しています。利用者の実情と合わないことがあっても、不服申立て、再調査の方法がわかりません
- 受給者証の更新時に保護者と事業所からの両方の調査表提出を義務化してほしい。事業所内に相談支援事業所を持っていない事業所は相談支援が入っていない児童が大半で、相談支援事業所のことを知らない保護者が多い。
- 受給者証更新時には、通所している事業所にも意見書という形でもよいので聞き取りを行ってほしい。
- 就学に際し、普通学級か特別支援学級かを悩み相談される親御様が多い。結果、普通学級への進学を選んだが、学校にも障害の特性やケアニーズの高さを知ってもらいたという希望がある。個別サポート加算Ⅰの対象児童であるということを伝えることでケアニーズの高さを訴えやすくなり、学校側も配慮する必要性が理解しやすいと感じている。

- 集団に入りたて、もしくは入る前の未就園児と年長児が同じ調査項目で行うには差がある
- 重症心身障害児が21名登録中13名で過半数を超えている。個別サポート加算を頂いても、人材の補充自体が厳しい。
- 重心のお子さんのご利用があり、個別サポート加算Ⅰの対象になるのではと思い、市役所に問い合わせたが、あくまでも受給者証に記載があるかで判断するので、対象外受給者証の更新時に判断するとのことだった。更新の際、対象になると思っていたが、対象とならなかったケースが1件あった。
- 重心型の事業所なので個別サポート加算は対象にならないと思います。利用者はほぼ医療的ケア児で、看護師を多く配置しています。
- 重度の子たちを中心に10年間活動をしてきたので、やっと認められた感じがして嬉しく思います。
- 重度の知的障害児と重複障害児を対象としたものと感じました。しかしながら、1番大変なことは、自由度の高い軽度発達障害者でオンラインゲームでのつながりや夜間であってもかまわずに外出をすること。支援員はご家族と協力し対応をするが、親御さんが発達障害だとそれとできない場合がある。心配事がつきない子どもさんは、個別サポートがついていない障害児に多いことをわかってほしい。コロナウイルス感染予防もありながら、時間を問わずに支援が必要になることがあります。調査票では現れないことが多いです
- 障害の程度が個別サポート加算がつく児童はいない
- 職員が日々環境や支援を考え、行なっているから落ち着いて過ごせている部分も多くあります。支援はどの子にも必要で、少しの事がきっかけで日常生活が困難になることもあります。それは、小学校で生活している子どもでもあり得る事です。また、集団でかかわって過ごすことによるお互いの影響力も大きなものです。そう考えると、個別ではなく全体的にサポートがあるとありがたいです。
- 職員の感じ方とサポート加算Ⅰの取得状況に差があると感じる。加算対象にならないけれど、問題行動、言動の多い児童がいる。人員を割かないといけなかったり、個別でサポートしなければいけない児童はいるので、そこは拾っていただきたいです。
- 職員配置を手厚くでき、より個別に応じた支援が提供できるようになった。
- 新しい制度でよくわからない。
- 新規に7月開所で、コロナの件もあり、なかなか児童への広告の周知ができていません。自立訓練と併設のため、現在は、放課後デューサービスには児童は在籍していません。それに伴い、上記の質問にはお答えできません。
- 身体障がいや重度知的障がいを持つ児童に主に焦点が当てられ個別サポート加算Ⅰを受け易いが、情緒障がいを持つ児童も、自傷

行為、引きこもり、自律神経失調症、起立性調節障害、不眠、暴言、他害行動、狂言、万引き、不登校、いじめ等の問題を抱えている子が多く支援がとて難しいので個別サポート加算Ⅰのような、もっと彼らに焦点を当てた手厚い支援が必要だと思われる。

- 制度が理解できるような説明が欲しい。
- 制度についての情報が少ない。保護者に対してもう少し発信してほしい。保護者自身が調べて勉強しないと、存在すら知らなかったというケースが多いように感じる。事業所向けにも情報発信、勉強の機会(研修等)をしてほしい。
- 前回の報酬改定から採用されている指標判定での点数化を現場の評価として反映している自体がナンセンスかと思われます。その子、その子の障害の程度を把握するのは支援においては大切なことは理解できます。しかし、それを事業所の評価として加算などの報酬として反映する方法を続けている以上は、今後も「どうやったら加算をとれるか」という利益を発想から離れられずになってしまいます。ただでさえ、報酬改定ごとに基本報酬が下げられ(放課後デイサービスですが)何かしらの加算をとらないと前回報酬改定と同等水準まで採算がとれない現状を考えると「事業所を存続するための理由で何とかして加算をとる」という本来の目的とは違う方向に向いてしまいます。というより、すでにそのような方向に向いていますので、個別サポート加算Ⅰのように、子ども達を点数化するツールを使って事業所の報酬に直結する加算自体廃止を望んでいます。もし、この加算を残すのであれば、現状指標判定の見直しで進んでいるのですが、障害種別ごとに判定項目を考えるようにすることと、判定方法は「公平公正」になるよう自治体や児童発達支援センター、相談支援事業所など保護者や利用する事業所に聞き取りをし判定することを望みます。在り方検討会も然りですが、どうも障害福祉の議論をする公的会議の様子を伺いますと「発達障害」の視点だけで議論を進めているように見られます。もちろん、今年度医療ケア児に関する制度がつくられたこともあり、その話も少しはされておりましたがまだまだ足りません。また、現場の事を熟知した人の意見をもっと聞いたうえで検討するよう願います。
- 前提として、受給者証の更新の際に個別サポートの対象になったかならなかったかがわかるので、理由等はハッキリとわかってはいない。その中で、再調査等を行ってはいませんが、「この子が対象なのに、何でこの子が対象ではないの??」という疑問はあります。
- 前年度までの、放課後等デイサービスでの指標該当含め、個別サポート加算の内容に関して、保護者も含めて十分に周知理解されていない印象がある。通所支援受給者証更新の時期などに、自治体より個別サポートに対する広報を行ってもらい、利用事業所や相談支援専門員等を通して、保護者に個別サポート加算についての周知を図ってもらえるよう検討してもらいたい。
- 全自治体での役所体制のもとに行われrのではなく、親御様と事業所も含めての調査を行ってほしい。
- 相談支援事業所がプランを作成している場合は、相談室でのアセスメントにもとづいて判定すべきだと思います。セルフプランの場合

合は、通所支援事業所の評価結果を確認して判定すべきと思います。保護者へのアンケートでは、主観が強く、実際は支援が必要なお子さんが、サポート加算が該当になっていない場合があります、お子さんの負担額に平等性が欠けると考えられます。

- 捉え方が解っておられなくて結果、加算が付かないこともあります。実際の支援の状況と違う事もあります。
- 他害行動、誤飲の可能性あり、コミュニケーション能力もままならず、1対1で個別に対応している児童に対しても対象にはならなかった。保護者に説明し、再度調査票を提出してもらい、事業所から再調査を依頼し、児相の方が事業所に見に来られましたが、対象児童と関わる事もなく、職員から話を聞いて帰られ、結果は総合的な判断で対象にはならないとのお返事でした。対象の判断基準が全く分かりません。ケアニーズが高い児童に対して支援を行う事に対しての評価のはずが、学校ではできているので対象にはならないというケースもありました。学校とデイでは態度が違う児童もいます。放課後等デイサービスにおいての支援で判断して頂けないのが疑問です。ケアニーズが高い児童には、個別で対応する事が多いです。個別で対応しなければいけない児童(ケアニーズが高く、調査票に対しても常に支援が必要項目が多く、明らかに対象基準である)に対しても対象外になっているので、こういった児童が当てはまるのか判断基準が分からなく、個別サポート加算1も2も、取れない加算という印象になっております。
- 対象となるであろう児童が対象となっていなかったり、対象とはならないだろうと思われる児童が対象になっていたりしているため、基準が不明瞭に感じる。実際に支援をしている事業所の意見も反映してもらいたいと思う。
- 対象児童であると思われる児童に対しても、対象外であった為、保護者の方にも再度説明し、児相の方にも再調査のお願いをした。児相の方が見に来られたが、対象児童の1人は欠席の日であった為、その児童は見てもらえず、職員から状況説明をした。他の児童をいていたが、関わる事もなく、様子を見て帰られた。結果は総合的な判断という事で、全員が対象外という事でした。調査票においても、常に支援が必要という項目が多い児童に対しても対象外だった為、判断基準が全く分からない。放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い児童に対して支援している事に対しての評価ははずなのに、総合的な判断。事業所での児童の様子や支援の事では判断してくれない事について疑問を感じる。個別対応の支援をしているからといって、取れる加算ではないです。というお返事を頂いたが、ケアニーズが高い児童には、個別の対応が必然である。ケアニーズが高い児童に当てはまると思っていた児童が対象外だった為、どういう児童が対象になるのか疑問です。実際に必要とする児童に対し、手厚く行っている支援を評価して貰えない印象を持ちました。
- 調査における保護者様と調査員とのやり取りの中での判定とは思われるが、必要と思われる児童に判定がなかったり、不必要と思われる児童に判定されているケースが数件あり、何が判定の決め手になっているか、知り得たいところである。
- 調査方法が不明確で、利用している事業所によって差が出ている。調査を誰が行なうのか、どのような方法で行なうのかを明確に

	して公平に評価されるべきだと考えます。知的だけでなく、情緒面の課題を抱える児童に対しても現場では個別のサポートが必要となっています。そのような場合でも個別サポート加算の対象となる様検討して頂きたい。 ● 直接支援を行っている事業所が調査を行い、保護者や教育もしくは医療と連携して ● 通園しているお子さんに支援を手厚くする事が出来るので、個別サポート加算Ⅰが出来て良かったと思う。入園児に受給者証の記載がある事を確認しながら、保護者に説明出来ている。記載漏れ等があるので、その都度問い合わせる等、連携は必要になる。 ● 通所受給者証の判定が適正でないと考えられる。 ● 当事業所では、現時点では、個別サポート加算Ⅰについては、未検討である。 ● 当事業所は重心対応型で加算サポート加算はあまり対象にならず、医療ケア児で重心の子供に対して十分に対応はしているのに重心以外の事業所の対応の方が加算額が大きく公平性に欠けるように思う ● 当事業所周辺には2キロ平方に放課後等デイサービスが10ヵ所近く事業所があります。支援学校が2校あるためニーズも多いのだと思われます。ですがうち10ヵ所のうちの7事業所の半数は療育手帳をもっていない児童が大多数と聞いています。当事業所の利用者の療育手帳保持者の割合は9割を超えます。ですが今年度の報酬改定で事業所の収入は減産されています。療育手帳の有無で支援の必要性が判断されることではないと思いますが、軽度の発達の児童を中心にしている事業所と、強度行動障害の認定児童を多数抱えている児童と一緒に捉えている報酬改定には憤りしかありません。報酬改定が行われる前年度で区分2の事業所では、個別サポート加算①の児童が半数いると報酬が上がる試算になります。区分1の事業所は、人員を手厚く配置していたところは大幅な減収になります。今回の報酬改定は、重度の方や、強度行動障害を抱える児童の支援を切り捨てにつながるような改正だと感じます。 ● 当方、個別サポート加算の概念を充分理解した上で、的を得た支援を行おうと、区役所へ指標判定の内訳を問い合わせたが、区役所からは「個人情報守秘義務により開示が難しい」という返答をいただいた。保護者に伺おうにも個別サポート加算が一体何なのか、また、どの項目がどのように該当しているのか等の理解に至っていない事から保護者サイドからの聴き取りが難しい。保護者の同意を得られれば行政から開示が可能程度の導線は実装していただければありがたい。 ● 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでて、こちらから保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。 ● 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでて、こちらから
--	--

	保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。 ● 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでても、こちらから保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。 ● 判定基準が地区ごとで曖昧であったり、事業所判定では明らかな個別サポート加算Ⅰの対象児との調査結果がでても、こちらから保護者様に伝えるのもナーバスな問題につき気を遣う部分でもあります。個別サポートの決定については相談員さんや事業所などの関係機関等の見解がより反映されるようになるとよいと思います。 ● 判定基準が不明である。身体に障害がある児童は、ケースに応じた加算という想定であると思われるが、相当するサービスを行っていない場合、結果的に報酬算定ができないが、個別サポート加算対象児童と同等かそれ以上の支援を実態としては行っている。 ● 判定基準は5領域11項目の指標に基づいてとありますが、実際に対象児と対象外のお子さんを受け入れている中で判定基準に疑問を感じざるを得ない状況です。対象外のお子さんに関しても、利用事業所からの情報提供や不服申し立てにも応じない姿勢にも疑問を感じました。 ● 判定結果が公表されないのでどういう基準で判定されたかが不明瞭である。 ● 評価の基準があいまいで、捉え方がはっきり行政から指導がないため、保護者が分からないでいます。就労や受験に影響があると思われる保護者もあり、判断に苦慮しています。0.1.2の評価表の基準では、当てはまらず正確性をかけてしまい、事業所によって、差異が生じていると感じています。相談事業所によって、記載の認識がまちまちなので、利用児童で記入の仕方が、違ってきます。サポート加算はとても改善あれたいと考えておりますが、評価の基準が正確でないため検討が望まれます。 ● 弊社では、本アンケート対象の事業所の他、複数の事業所を運営していますが、各事業所に共通している印象として児童発達支援に比べ放課後等デイサービスでの個別サポート加算の付与が進んでいないことと、加算決定基準の曖昧さを感じさせられます。未就学児に対しては障がい程度に関わらずほとんどの児童に対して加算が付与されている一方、就学児童に関しては通常級に在籍し障がい程度が比較的軽微で身辺自立などもある程度確立している児童に対して個別サポートが付与されていたり障がい明確で、養護学校や特別支援級に在籍し支援に特別な配慮が求められる児童なのに個別サポート加算が付与されていなかったりと、加算決定基準に関して疑問を感じる人が多いので、見直しにより客観的で公正な判断を希望します。せめて、療育手帳をもっていたり特別支援級に在籍している児童に対しては、個別サポートを付与すべきではないかと思います。
--	--

- 保護者が一人で記入してしまうケースがあるので必ず事業所と一緒に相談して記入するようにして欲しい。目に見える問題行動(他害、奇声、不適切な行動)は無いので個別サポート加算Ⅰに該当はしなくても、活動に対して不安を感じて活動に入ることができないために職員が一人かかりっきりになってしまうケースもあり、調査票だけでは測れないと感じてしまいます。
- 保護者に児童の「できるできない」の判断をさせることに疑問を感じている。児童発達と放課後等デイでの基準が違い、児童発達は多くの利用者が該当し、放課後等デイの利用者には該当者がほとんどいない、ということが起きている。保護者の判断によるためか、該当すると思った児童に加算が付かず、該当しないと思っていた児童に加算が付く、という状況が見られる。
- 保護者の個別サポートの理解は得られにくい。支援は手厚くしているが算定できない児童が多数いる。
- 保護者の方が聞き取りの際、困っていないと回答されていますが、実際、デイを利用の際、1対1対応でないと支援できない利用者の方がおられます。家庭では、TV、DVD、タブレット、携帯を見せていることでおとなしくしていることが出来るので、保護者の方からすれば手がかからないという評価に至っているのだと思います。デイサービスでは、療育や質が求められているので、様々な課題、訓練等を実施していますが、集団生活の場で手がかからないというようなことは、ほとんどありません。反対に、軽度の障害でも(手帳の発行がない、精神手帳のみ等)個別サポート加算Ⅰが付いている方もいらっしゃいます。(自力で学校に通えている。ほとんど支援の必要がない…等)しかし、保護者の方の回答なので…と保護者の意見で決定されています。事業所への問い合わせはいまだに1回もありません。判定に納得がいかず、問い合わせを何回かさせてもらいましたが、相談員を通して、「サポート加算をつけたがる事業所の〇〇さんだと言われているから気をつけた方がいいよ」と言われたことがあるので、それ以来連絡はしていません。必要な利用者に加算が付かず、必用のない利用者に加算が付いているのが現状です。
- 保護者様への個別サポート加算の説明が不十分です。指標該当児の時も保護者様への説明不十分で業者側への問い合わせが多くありましたが、皆様「何だかよくわからない」が一言目でした。国が新しい制度を設けているのはわかりますが、サービスを使う側の方々が把握していなければ全く意味がありません。そこは役所の方等がしっかり皆様にご理解いただけるよう働きかけが必要です。現在大変不十分に感じています。業者に丸投げしすぎていると感じております。また、調査の仕方にも問題があると感じております。回答Ⅳの2(2)で答えました通り、聞き取りの仕方が対応する方によりかなりバラつきがあり、ましてや出来る出来ないかの2択の聞き方ではしっかりとした調査とは言えません。口頭聞き取りだったとのことで保護者様はその調査(質問)の内容が書面で欲しいとのお声もありました。(もちろん解説付きで)また、家だとうただけ外(サービス利用場所)もしくは学校だとうだった場合の答え方そしてそのケースの反映させ方を明確にして欲しいとのご意見もありました。やはりサービス利用する為の加算なので家の状態だけでの調査だと疑問視されるケースがあるようです。こういったアンケート調査を行うということは改善してい

	ただけると信じております。 ● 放デイから保護者に対して、個別サポート加算1に該当しているのではないかと伝えにくいです。排泄の介助など、サポート加算がなくても当たり前にしてもらえるものだと思っている保護者の方に、加算手続きを勧めたら加算がないとしてもらえませんかと質問がありました。加算がなくても介助も支援ももちろんしますが。障害程度が重度でははいお子さんにも自傷行為、パニックの対応、トイレ介助、大声奇声の対応は強いられます。障害受容されていない保護者の方は、「こどもってそんなもの」と認識されており説明すること自体に難しさがあります。初めて受給者証を申請する時に障害程度に関係なく、サポート加算ⅠⅡについての説明を自治体でお願いしたいと感じています。 ● 放デイの場合、保護者の意向での決定である為、加算を拒む保護者がいたりする為、現実、サポートしている児童でも加算が取れていません。決定基準の変更求む。 ● 放課後等デイサービスにおいて人員として換算される保育士や教員、精神保健福祉士や社会福祉士は児童と関わることや活動準備等について知識はあるが、排泄の介助パニック時の対応等に関しては実現場で戦力になるまでに数年間要する。しかし、障害福祉関係で数年勤務してきた介護福祉士は即戦力になるが配置基準の中に入っていないことに関して厚労省は無知と言わざるを得ない。介護福祉士イコール高齢者（介護保険）という間違っただけの考えを役人が修正していく必要があると思う。居宅介護事業に関して、高齢者と障害児者は分けて考えなければいけないということに早く気づいていただけないものか。高齢者（介護保険）分野で働いている方々ですら低賃金といわれているにも関わらず、障害分野で働いている人間は報酬単位が下がったことでさらに低賃金になり、辞めていく人材があとを絶たない。この現状を理解してほしいものである。 ● 放課後等デイサービスへの聞き取りが全くないため、対象となりそうな児童がいても調査を行える状況でもなく、かといって保護者に訴えることも出来ず、他害や飛び出しがありマンツーマンで対応している児童でもそのまま次の更新を待つ事しか出来ない現状です。 ● 本制度に関して、行政から保護者への説明が不十分であり当事業所に通所するほぼ全ての保護者が内容を把握しておらず、保護者から事業所に質問がきており、その都度、説明対応に時間をとられた。まず新しい制度を始めるのであれば当事者の保護者には制度の大枠だけでも保護者が理解できるよう説明をしてほしい。それに加え、保護者からの意見では、行政は、児童への面談等を行わず、保護者への電話での聞き取りのみで決定するケースが多く、保護者に対して本制度の聞き取りであることも伝えずに聞き取りを行われた為、真剣に対応せずに「はい。はい。」と言われたことに流すように返答してしまった（本来は保護者も真剣に対応してほしいが、）との意見が多くあった。また、基本的な価値観として、障がい受容が不十分な保護者に対して聞き取りのみを行っ
--	--

	たところで、自身の子供の出来ないところには目をつぶる（認めない）、また、出来ていないことも出来ていると思いたいという心境が働くことが多くあり、正確な決定がくだされているとは考えにくく、ましてや事業所等の意見や申し立ては受け付けられないという行政のスタンスは、真に保護者や障害児に寄り添っているとは考えにくく、疑問を感じざるを得ない。 ● 本制度に関して、行政から保護者への説明が不十分であり当事業所に通所するほぼ全ての保護者が内容を把握しておらず、保護者から事業所に質問がきており、その都度、説明対応に時間をとられた。まず新しい制度を始めるのであれば当事者の保護者には制度の大枠だけでも保護者が理解できるよう説明をしてほしい。それに加え、保護者からの意見では、行政は、児童への面談等を行わず、保護者への電話での聞き取りのみで決定するケースが多く、保護者に対して本制度の聞き取りであることも伝えずに聞き取りを行われた為、真剣に対応せずに「はい。はい。」と言われたことに流すように返答してしまった（本来は保護者も真剣に対応してほしいが、）との意見が多くあった。また、基本的な価値観として、障がい受容が不十分な保護者に対して聞き取りのみを行ったところで、自身の子供の出来ないところには目をつぶる（認めない）、また、出来ていないことも出来ていると思いたいという心境が働くことが多くあり、正確な決定がくだされているとは考えにくく、ましてや事業所等の意見や申し立ては受け付けられないという行政のスタンスは、真に保護者や障害児に寄り添っているとは考えにくく、疑問を感じざるを得ない。 ● 本制度に関して、行政から保護者への説明が不十分であり当事業所に通所するほぼ全ての保護者が内容を把握しておらず、保護者から事業所に質問がきており、その都度、説明対応に時間をとられた。まず新しい制度を始めるのであれば当事者の保護者には制度の大枠だけでも保護者が理解できるよう説明をしてほしい。それに加え、保護者からの意見では、行政は、児童への面談等を行わず、保護者への電話での聞き取りのみで決定するケースが多く、保護者に対して本制度の聞き取りであることも伝えずに聞き取りを行われた為、真剣に対応せずに「はい。はい。」と言われたことに流すように返答してしまった（本来は保護者も真剣に対応してほしいが、）との意見が多くあった。また、基本的な価値観として、障がい受容が不十分な保護者に対して聞き取りのみを行ったところで、自身の子供の出来ないところには目をつぶる（認めない）、また、出来ていないことも出来ていると思いたいという心境が働くことが多くあり、正確な決定がくだされているとは考えにくく、ましてや事業所等の意見や申し立ては受け付けられないという行政のスタンスは、真に保護者や障害児に寄り添っているとは考えにくく、疑問を感じざるを得ない。 ● 本来個別サポートが付く必要がない子に対して付いているケースも目立つ。例えば、双子で通っている児童で、一人は知的障害もあり付く必要があるが、一人はほぼ定型発達なのに加算が付いていて、ひとくくりにされているケースがある。また、ほとんどがセルフプランのため正確な発達検査などが行われておらず、受給者証が更新されているのが目立つ。個別サポートに関するだけでなく、受給者証の支給決定にも疑問を感じるケースがある。デイサービスを卒業する意味でも発達検査を行い、必要無けれ
--	---

ば更新できないなど、返納制度があっても良いのでは、と考えることがあります。

- 未就学児（児童発達）と小学生以上（放課後等デイ）でこの加算に該当する基準が異なっているのが何故か分かりません。
- 未就学児のサポート加算Ⅰの基準が分かりにくく、評価をしたところによって該当になったり、なっていなかったりするため、そこが分かりにくかった。
- 明らかに必要と感じる児童が対象となっていないケースが多くある。しかし、こちらから保護者に対してどのように打診してよいのか、伝え方に悩む。保護者によっては伝えることにより、不快に思われる保護者がいることが想定される。
- 幼児までは、ほぼ全員が加算対象になるような基準なので、幼児までは全員を対象にすればいいのではないか。あるいは年長児だけ、調査を行ったらいいいのではないか。
- 幼児期の子どもさんは当然、危険認知も難しく、大人のサポートは必要。5領域11項目のスコアを保護者の方に聞き取りをするのはとてもしんどい内容だった。特に3歳未満児の発達を考えると、項目の内容があっていないように、感じられた。障害受容のされていないかたが児童発達支援事業にやっと足を踏み入れた時点で、この質問をするのは配慮がなさすぎると感じた。この加算があることは確かに職員配置の充実にもつながるが、加算ではなく、単価の上乗せでやるべきと思う。今回、京都市はこの対応に右往左往した感がある。事業所として、短期間に加算の国の提示が遅すぎるので仕方なかったと思うが、国もそこを考えて発信すべきではないか。また、相談支援事業で学童のサポート加算をみていて、当然ついていい状態の知的のこどもさんが加算が付いていなかった。保護者がかくと家の状況になることが多い。集団では大変な姿を出していても家では見えない子供もいる。
- 様式第13号の内容がなぜ「行動援護」と一緒なのか疑問がある。療育手帳をもらっているのに個別サポートはなしというのもおかしいと思っている。療育手帳の更新も検査等をして発行されているわけなのでそれを基準としてほしいと思う。支援する側としては個別サポート加算に該当しなかったとしても支援が必要で利用している（課題がもちろんある）児童がいる。だが言い方は悪いが個別サポートに該当しないのであれば支援が不必要、自宅または児童館等での対応を充実させてもいいのでは？と思う。
- 利用時間が長時間になる場合、個別サポートの対象となる児童の支援は、完全に職員が一人つきっきりになるケースがあります。個別対応で1時間ずつの支援をしているデイと比べると、労力が割りに合わないという思いもあります。「支援時間に応じて加算額も増やす」などあれば嬉しいです。また、個別サポート加算は、保護者の方が受給者証の更新の時に、よく分からないままアンケートに適当に答えてしまっている傾向が強いと思います。また、他のデイでの調査で、あきらかに必要ないのについていると思われるケースもあります。相談支援員さんにおいては、「それは放デイで調査することであって、うちは全く関係ありません」とおっしゃる方もいらっしゃいます。制度的には関係ないかもしれませんが、支援の連携を図るうえでは相談支援員さんも含めて調査を

	すべきだとも思います。実際に保護者の方にしっかり聞き取りをして出した結果でサポート加算がついても、次回の更新の時に自治体の窓口で簡単な調査のみに終わり、サポート加算が外れてしまったこともありました。こちらからの働きかけが大切なのは理解していますが、自治体の窓口でも「放課後等デイサービスなどでちゃんと調査をしてもらってください」のように勧めていただけると、とても助かります。 ● 療育の充実のために使いたい。 ● 令和3年4月から対象となるはずの児が、4月からは加算が付かず、「次の更新の時期に合わせて行う」となったため、その間の加算分の報酬が不足していると感じる。
中核市	● （地域名）では、指標該当が初めて導入された時から、判定の仕方が職員によってまちまちで、保護者は判定されている事すら知らない方が大多数であった。判定時には判定の用紙を隠して実施し、制度の説明などはされていなかった。そのため、事業所で制度の説明会を行い、子どもの問題行動の回数を聞かれているのではなく、支援の量を着かえている事を説明した。しかし、保護者によっては「該当にならなかつたら事業所を使えない」と役所職員に話をする方もいたという。また、「(事業所名)に通っていると色々できる事が増えました」と、支援があるからこそできる事が増えているのだが、「できる」と答えたが為該当から外れる子どももいた。その都度、保護者には説明し、もう一度判定してもらうようお願いをしてきた。今年度の判定の留意事項が発出されたことにより保護者にも渡し、判定時にはこの用紙を見ながら役所職員と一緒に行ってほしいと保護者をお願いをした。当事業所は全国放課後連にも所属し、制度について学ぶ機会もあるが、他事業所によっては制度自体の学びも少なく保護者の意思を尊重している事業所もあるようです。 ● （現状）福島市は、誕生月で受給者証を更新するシステムをとっている。そのため、4月より利用している児童で個別サポートⅠ加算対象であっても、誕生月を迎えるまで対象とならない。3月生まれの利用児は1年間対象とならないことになってしまっている。しかし、他の市町村は4月に加算対象児は全員認定された。（要望）福島市についても他の市町村同様、今年度は初年度なので、4月より利用している児童で加算対象児であれば4月にさかのぼって認定していただきたい。 ● 「ケアニーズの高い障害児」をどう判定するかが大きな問題。「行動」の特徴のみで判断し、子どもの「支援の必要度」を明らかにするものになっていないのではないかと。また、障害受容ができていない保護者にとって、子どもの「できなさ」をつきつけられて辛くなってしまうのではないかとという心配がある。 ● 「指標該当」や「個別サポート」の言葉に過敏になる保護者がいるため、言葉を換えてほしい。 ● 「就学児サポート調査」というのを今回のアンケートを回答するにあたり、初めてみたものである。これまでの指標該当もそうで

	あるが、この個別サポート加算Ⅰの判定基準については、市町村によってばらつきがあるのではと感じています。 ● 4の質問に対して基本報酬が下がったことにより、収入は大幅な減少となりました。何をどうやったら体制を手厚く、充実、充当できるのでしょうか。しっかりとした説明をお願いいたします。 ● 4月下旬に唐突に連絡を受け、未だ趣旨や基準がわからないままスタートした感があります。他の事業も同様でした。 ● 8月の利用人数ですが、夏休みも含んでいるためいつもと利用児や利用頻度が違います。当事業所では、個別サポート対象の方がいらっしゃらないため、記載できない項目が多くありました。 ● ADHDの特性を持つお子さんの判断がつきにくいと感じます。コミュニケーションのところなど表出の場面をとらえるのに慣れている場所でも支援が必要な場合があります。しかし、2にする程でもないで判断に困ります。目的から反れるのか、否か判断しかねますが、睡眠や思春期の支援（気持ちの部分、体の変化等）や集団でのかかわり、就労支援等もあるといいと思います。 ● ADLが自立していても、子供の場合、精神上で行動の妨げになることが多く、そこに支援を多く必要とします。 ● ADL全介助の児童と行動関連項目該当児童とでは実際に介護にかかる「手間の時間」が大きく異なる為、同じ加算ではないと考えられる。行動関連項目該当児童に対しては、適切な行動や理解力の向上が図れるように手厚い支援を実施するが、頑張れば頑張るほど、個別サポート加算Ⅰの対象から外れることとなり人員の加配が難しくなる。 ● ASDの方や知的に高い方も共存し、それぞれに必要なサービス提供、各々に合っていると判断する療育サービスの提供を実施している中、個別サポートが付いているから手厚くしない、手厚くするというサービスにはならない。ASDの方で、知的に高い方にも、個別サポートの加算要件を満たす事項があるけれど、一部介助なのか、全介助なのか、その頻度は？という選択では要件を見たさないこともある。 ● お子さんの様子や支援が必要なところをきちんと保護者と確認しあえるので良いと思います。 ● この児童は加算がとれるのではと思う児童が何人かいたが、その点数の指標をはっきりさせていただきたい。 ● コミュニケーション等、項目の1つに該当するだけでも、学校や地域で生きづらさ困り感を持っている子もたくさんいる。何点以上が特に支援が必要という評価をする必要あるのか疑問に感じる。1人1人に課題があり、その課題に対して日々サポートをしている事をしっかり評価してほしい。 ● これまで、個々の児童に丁寧に接して、それぞれの課題や問題点などを考えながら取り組んで参りましたが、突如個別サポート支援加算が出てきました。これまでの支援は何だったのかと改めて考えさせられます。そんなわけで加算はとっていません。内容に関してもあまり理解ができません。なぜ、数年前の制度ではだめなのかが理解できておりません。実際問題、デイによって質の差
--	--

は大きいと思います。質の差で加算があるのはよくわかりますが、個別サポートはどの児童にも当てはまるものであると考えています。それは、障害を持っているからであって、どの子にも等しく個別のサポートが必要です。そのサポートが放課後デイや児童発達支援なのではないでしょうか。自分自身、特別支援学校で20年ほど勤務し、障害については誰よりも的確に理解していると思っています。そしてその経験や知識を現在生かして子供たちに接していますし、後進の指導にあたっています。デイは、子供の将来のためにあると信じています。そんな中、さまざまな加算が生まれては消え、また新しく加算が生まれるを繰り返していることに疑問を抱いております。

- ご利用児童全ての方が、支援学校に通学している。しかし、個別サポート加算Ⅰに該当している児童が少ない。健康面や日常生活動作において、配慮や留意しなければいけないマンツーマン対応の児童もいるが、当てはまる項目がなく、該当になっていない。現状だと、健常児に近い児童や多動等の児童が個別サポートⅠの対象となっている場合が多いと思われる。その為、明確な判断基準を設定して欲しい。(例) 特別支援学校に通学している児童は個別サポート加算Ⅰの対象となる等。保護者の方からも、相談はなかったが反対に「何でうちの子は加算対象にならないのですか？支援学校にも通っていて身体的にも、コミュニケーションの部分でも介助が必要ですし、発作もあってマンツーマン対応をしていただいているのに。」と話しがあった。しかし、該当する項目がない場合もあり点数も満たない旨等を説明した。
- サポート加算があってもなくても、支援が必要な利用児には手厚い対応をすることを常としてきた。加算の有無で支援の在り方を変化させることは難しい。幼児教育無償化対象の子供以外は、加算がつくことで利用料が上がってしまうため、手がかかるからといって、見直しを訴えることは情動的にしにくい。ただ、指導員を多めに配置している分、報酬改定で単価が下がって運営が厳しくなったため、加算が付くことで人件費に当てることができている。
- サポート加算は、受給者証を発行する自治体の調査員が決定していると思っていたので、仕組みを学んだ方が良いと感じました。申請することが出来るなら、行いたい。
- そもそも、乳幼児期は生活面においても基本的な力を獲得していく段階であり、すべての子どもが対象となると考えられるが、このような選別的な考え方を導入するのではなく、どの子どもにも丁寧な支援ができるように、事業運営費が確保される必要があると思います。同じ園で、重度、軽度というような差別が生まれていくような加算であり、本来なら、加算方式ではなく、乳幼児期の取り組みには保育所のような運営費の考え方が必要だと思います。子どもの権利条約に即して、障害の有無にかかわらず、同じ子どもとしての考え方こそが必要だと思います。
- より支援の必要な児童が個別サポート加算対象でないケースがあることについては、以前から不思議に思うところがありました。

	個別サポート加算対象の保護者に、利用開始の際説明をすると、調査票を記入したことを覚えていない保護者がいることも多いので、申請の際にもう少し説明をする必要があるのではないかと思います。 ● 加算が入ったことがありがたいが、現実には職員1人の賃金にも満たないことが多い。最低賃金×時間数(児童が過ごす)分の単位は必要ではないか。また、学校休業日でも、単位数が同じなので、不公平さを感じる。 ● 加算における調査内容に対して、保護者からの確認および同意を得る作業については、「できないこと」を1つずつ確認される保護者の気持ちを考えると胸が痛みました。事業所を利用している子どもたちは、なにかしら個別のサポートを必要とする子どもたちなので、加算対象か否かは関係なく日々できる限りのサポートをしているつもりです。できれば調査など必要なく、すべての利用児に加算をつけていただきたいというのが正直なねがいです。加算適用の時期についてサポートは、加算の対象か否かで質を変えているわけではないので、令和3年度からの新設加算であれば、受給者証の更新時から適用ではなく、更新時から遡って4月から適用していただきたいです。また、加算を使って職員配置を厚くしたくても、人件費にあてるには大変不安定な財源なので難しさがあります。 ● 加算の対象要件がわからない(何を基準にしているのか)加算対象の保護者への説明が不十分(保護者から「これは何ですか?」聞かれることが多かった。加算を取る場合、保護者への了承を得るように書かれていたと思うが、何故、対象児なのか内にもわからないのに保護者への説明はできないし、承諾を得ることはできるはずがない。個別サポート加算以外にも、国からの報酬改定決定情報が3月末では遅すぎる(4月当初、時間がなく行政も混乱していて受給者証発行時の保護者の聞き取りを参考にしているようだった。事業所も年度末、年度初めは忙しく急な変更で書類提出は事務量が増え負担が大きい)当園は集団での療育を行っている。個別への配慮は行った上で、加算対象児と非対象児を分けて療育することは難しいしできない。障害確定ができていない中で、保護者へできるできないの基準で対象児となった時の保護者の気持ちは傷つくことは想像できる。傷ついたことで子育て不安、悩みから虐待につながるケースが十分に考えられる。 ● 加算対象の調査に、保護者だけでなく担当の相談員をはじめ事業所や通っている学校等への聞き取りがもっと必要と思われます。療育手帳A判定を受けている児童や発作等を抱える児童については、それだけの支援がいるということを考慮いただき、加算の対象に含めることと同時に、それだけより多くの職員を配置していることを鑑み、人件費に充当できるよう加算単位や区分等による基本単位の見直しをご検討いただきたいと思います。 ● 加算対象の調査に、保護者だけでなく担当の相談員をはじめ事業所や通っている学校等への聞き取りがもっと必要と思われます。療育手帳A判定を受けている児童や発作等を抱える児童については、それだけの支援がいるということを考慮いただき、加算の対
--	--

	象に含めることと同時に、それだけより多くの職員を配置していることを鑑み、人件費に充当できるよう加算単位や区分等による基本単位の見直しをご検討いただきたいと思います。 ● 家庭での聞き取りではなく、学校や放課後等デイサービスへの聞き取り、見学を行って判断を行って頂きたいです。個別での対応が必要な児童に対し、加算対象外になってしまうと加配の職員を配置する事が出来ない事も考えられます。また、保護者の方が個別サポート加算などの認識が低いと思われます。自治体などから前以て説明を行って頂きたい。 ● 外面的に判断されていると思われる。見えない障害に対して配慮して欲しい。 ● 各市町村役所の調査員が、保護者様から聞き取った内容だけで個別サポート1について決定する事は難しいと考える。 ● 各市町村役所の調査員が保護者様から聞き取った内容だけで個別サポートIについて決定する事は難しいと考える。 ● 基準は示されているが、加算対象になると思われる児が該当していないこともあり、判定基準が曖昧であるように思う。 ● 基準を明確にしてほしい。結局、個別サポート加算Iがついていなくてもその利用者の特性に合わせた体制で対応している。 ● 基本的には、個別的なサポートが必要な児童がこのような福祉サービスをご利用になると思うので、全員に個別サポート加算があるべきだと思います。当事業所では、個別サポート加算がついているお子さんも、ついていないお子さんも、区別することなく等しくサービスを提供しています。実際のところ完全に個別対応というわけではないので、サービスを区別することも難しいです。そのため、現段階では、加算を頂いている方と頂いていない方は料金的に不平等感が生まれてしまっています。このようなことを防ぐためにも、受給者証を申請する段階で全員に加算をつけるような仕組みになるのが、一番良いのではないかと思います。加算が必要であれば、保護者に伝えて申請に来てもらうよう行政から話がありましたが、児童発達支援は「福祉サービス」ではあります。が、「療育施設」「保護者の拠り所」という要素も大いにあるため、支援を行っているこちらからそのような加算のお話はお伝えしにくい、という現状があります。他の市外のお住まいの方で、4月時点で加算がついていなかったが、のちに加算がついた受給者証が行政から送られてきたケースもありました。このように、再度見直しをしていただき対応をしていただけることを望みます。 ● 強度行動障害の対象になっている児童が個別サポート加算の対象にならないケースがあることに疑問を感じる。自治体に問い合わせるとそういうケースが稀にあるとの回答であったが、個別サポートの項目を再度確認すると対象ケースである児童がいた。強度行動障害対象が個別サポート加算の対象にならないケースをご提示いただきたい。 ● 区分表記と個別サポート表記による違いがわかりません。もう少し詳しい説明などがあると助かります。 ● 経営的に大きく影響を及ぼす報酬改定を、直前まで知らせずに変更されると、事業を継続できなくなることを認識の上、検討頂きたい。軽度な利用者を選別してサービス提供することを抑制する意味で、障がいの軽重により給付額に差をつけることには賛成で
--	--

	あるが、個別サポートⅠの適用は、令和2年度報酬の改悪をごまかすような制度である。 ● 決定手続きがある事、制度が変わる事について行政から利用者への説明(お知らせの手紙等)を行って欲しい。 ● 現在の指標該当基準では手厚いサポートを必要とする児童を全て網羅するのはむづかしい。強度行動障害者やその予備軍以外にもかなり多くの行動障害者がいたり、衝動的に他害が発生する障害児も少なくない。又、保護者の尺度がまちまちで、全ての保護者が的確な回答を出せていないように思う。もっと、放課後等デイサービスなどの支援現場からの声を参考にすべき。 ● 現場では、基準が曖昧で、このお子さんに個別サポート加算Ⅰがついて、絶対に必要なお子さんについていないことなど不思議なことがあります。 ● 個別サポートⅠのチェック項目は、重度の自閉の特性がある利用者に対してのものである。実際には、それ以外の利用者で、個別対応を求められるケースも多く、個別サポート対象を広げて欲しいと考える。 ● 個別サポートⅠを算定するまでの点数には至らないが、不適切な行動が見られる児童がいます。そのような児童に手厚く支援を行っていけるような算定方法になれば、より職員配置を多くできるのでご検討をお願いしたいです。 ● 個別サポートが必要な児童は職員を常に1名以上配置し対応しなければ支援できないが、今の点数では新たに1名雇用できる点数ではない。最低賃金でサービス提供時間に払える賃金分の点数を付けて欲しい。 ● 個別サポートが必要な児童や生徒は、現在の状況よりももっと多く存在するように思う。もっと、相談員に周知して、事業所が対応しやすいように制度を考えていただきたいと思います ● 個別サポートに書かれていた内容のことは対応しておりましたので、そこに加算されたことがとてもありがたいです。生活スキルはまだまだ確立途中でありますので今後もしっかり対応していきたいと思います。 ● 個別サポートの決定がどのようにどこでされているのかが見えてこない。個別サポートがついていない場合、どこに異議を唱えればいいのかかわからない。行政が判断した結果と現場の支援の違いを誰に伝えればいいのかわかりません。相談支援員がどこまで理解しているか？何の連絡もない相談員や計画書が送られてこないことも多々あります。相談支援員との連携がとれていないことに問題があるのではないのでしょうか？ ● 個別サポートの判断基準に沿ってキチンと対応をしてほしい。お子様が利用している事業所への聞き取りがほとんどないのが現状。 ● 個別サポート加算Ⅰについては、各自自治体で調査をして頂き受給者証に表示されている状況で、加算の有無については各自自治体で差が激しいと思われる。 ● 個別サポート加算Ⅰに関してではないのですが、個別サポート加算Ⅱについて、保護者様の同意を得ることができないため、加算
--	---

をとることは出来ておりません。

- 個別サポート加算Ⅰに対しての基準が分かりにくい
- 個別サポート加算Ⅰの算出の経緯に至ったデータ（検査結果？）等あれば共有をいただきたいです
- 個別サポート加算Ⅰの判定基準での意見ではないが、発達障がい特性によっては衝動性などが強くでており児童指導員数人が対応しなければいけないケース場面が多々あるにもかかわらず加算もないので指導員の増員もできず、対応困難となる。そういった児童の受け入れ先がなくなって、家族も相談員も悩み困っている現実をしっかりとサポートできる仕組みを考えてほしい。
- 個別サポート加算Ⅰを含め、処遇改善もそうですが、全体的に加算が少ないと思います。世の中の流れと反して加算改正をされましたが、最低賃金の引き上げ加算が下がるといったような形ですと、存続もままならなくなる状態であると思います。事業所の売り上げが下がれば職員の確保も難しくなり、なおかつ品質に問題が生じてくる形となると思います。（品質とは、職員のレベル療育のサービス）いろいろな意見を並べるときりがないのですが、真面目に療育施設として遂行している従業員をこれ以上苦しめたくないのは正直なところです。児童の支援はもとより、保護者のケア学校市役所と連携して弊社は邁進しています。それに反した事業所もあるでしょうが、ひとつのくくりで一緒にしないでほしいと思います。
- 個別サポート加算Ⅰを取得するには、鹿児島市においては、受給者証申請時に市の窓口で5領域 11 項目の聞き取り調査が行われています。調査の内容自体が、「〇〇ができるできない」を聞かれ、特に生活面以外の質問においては、「自分や他人の身体を叩いたり傷つける行為又は器物破損行為」「強いこだわり多動パニック」「睡眠障害又は食事排泄に係る不適切行動」といった項目があります。これらの項目は、「できなさ」「問題行動」へ注目した項目であるため、それを突きつけられる親たちにとっては、子どものがんばっていることや子どもの育ちの姿よりも、「だめな部分」や将来への不安を抱いてしまうようです。また、事業所側も、子育てを前向きに支える役割とは真逆のことを提示しなければなりません。特に、気づきの支援から児童発達支援（以下療育と表記）の利用が始まっている段階の低年齢児の親は、障害理解や受容もまだまだ先の段階です。そこに上記のような質問項目は不安を抱かせるだけになりかねません。そもそも乳幼児期はどの子も一様に丁寧な支援を必要としています。そしてまた、問題行動も私たちは、子どもの「発達要求」とであると、保護者にお伝えしています。「行動」の特徴に偏った項目での支援の必要性のなど図れるとは思えませんし、子どもの成長を願い療育に通っている親の心情に寄り添った内容であるとは到底思えません。例えば、多動で目が離せない等、小集団療育の中で個別に配慮の必要があるお子さんや低年齢のお子さんに、より手厚い支援を行うために人員配置基準の見直しをしていただきたいと思います（例えば、保育園の0歳児は3対1であるので、同様の発達段階であるお子さんの集団は、同じ人員配置基準にする。また、加配職員への加算という考えではなく、子どもの実態に合わせた人員配置の基準をつくり、

その段階に応じて基本報酬体系をつくるなど)。また、手厚い支援が必要なお子さんは、毎日の生活とあそびが保障されることが必要です。毎日通園への基本報酬単価を引き上げるなど、強く改善をお願いしたいと思います。療育の場は、子どもの発達支援と親への家族支援をする施設として、集団生活を安心しておくれること長時間安心してお友だちや先生と過ごせる場であることなどは欠かせない支援です。個別のリハビリテーションとしての訓練型の児童発達支援とは、生活やあそびや集団生活を送る場とは全く別物としての人員配置や報酬単価、加算の見直しを強く強く求めます。『子どもの最善の利益の保障』に基づいた見直しがなされることを願います。最後に、子どもの成長発達は環境の中で育っていくものです。生活やあそび、コミュニケーションの力が豊かに育つためには必ず集団が必要です。すべての子どもに集団を保障しなければならないのに、個別支援だけが一人歩きしている今の療育の在り方は、子どもにとっては集団の中で育つ権利を保障されていないことにつながるのではないのでしょうか。そもそも子どもは社会的な存在です。個人の契約自己負担に頼る応益負担のしくみそのものが「子ども支援家族支援」の視点からみてふさわしいとは思えません。すべてに子どもに丁寧な療育を平等に手渡していきたいものです。そうできないのは、子どもの発達の問題ではなく社会的な問題であると思います。

- 個別サポート加算Ⅰ対象児童の基準が分からない。
- 個別サポート加算がついているからと、個別サポート加算がついていない子との対応や支援についての変化はない。人員も個別サポート加算がついているから増やしているのではなく、必要な支援がいきわたるために体制を作っている。やはり、個別に対する加算ではなく、事業所単位での加算に戻してほしい。また、加算対象になるための聞き取りが実際に対応や支援を行っている事業所、利用計画等を作成している相談支援事業の意見が反映されないままに決定がおりるのは違うのではないか。実際に子どもの姿をみておらず、たった15項目程度の内容をその場の聞き取っただけでどこまでわかるのか疑問である。支援を実際に行っている事業所のことを考えた制度づくりを行ってほしい。
- 個別サポート加算に関して、保護者がどのくらい理解しているのか不明。更新時に市役所(支所)担当者は、どのように保護者に説明して聞き取りを行っているのか？一度交付された受給者証を申し立てて“加算対象にならなかった児童”の保護者に対し、事業所が説明し理解を得られないケースの場合はどうすればよいのか？
- 個別サポート加算の基準がよくわかりません。ADHD（主に注意欠陥等）や自閉症スペクトラム等の外面では障害が見えにくい児童の支援は大変難しい。
- 個別サポート加算の決定は保護者のみでなく現場の様子や利用児の様子も聞き取りをして頂きたいです。
- 個別サポート加算の決定手続きは保護者が調査票を記入し提出する形式をとっている。現段階で、個別サポート加算対象者と実際

	支援にあたる中でサポートが必要と思われる利用児に違いは感じられないが、家庭での様子と集団の中での様子に違いがある場合は、決定のたびに再調査を依頼する必要があるので、事業所での様子確認の対応もあればよいのではないと思う。 ● 個別サポート加算を算定するにあたり、どのような対応が必要かが分かりづらい。個別支援計画や他記録等に、個別サポートに対する内容を記載するようにしてはいるが、どの程度の内容が必要なのか、詳細がわからない。 ● 個別サポート加算制度は非常に事業者としてはありがたい制度です。但し、強度の ADHD やてんかんなど人材配置を厚くする必要がある利用希望者も多くいらっしゃいます。加算制度がないと、受け入れに躊躇する事業者があると感じています。 ● 個別サポート加算対象となった場合の保護者様への説明が事業所との所見の相違がある為伝え辛い部分がある（保護者さん所見からの調査表で対象となる場合はスムーズだとは思いますが保護者さんと事業所の所見が違う場合は誤解を招いてしまったり受け取り方も様々である為、説明が難しい場合がある） ● 個別サポート加算対象になっている児童生徒については、従前から手厚いサポートが必要であったため、特に支援に変更はなかった。 ● 個別サポート加算対象者は行政で決定しているので、どのような手続きを行っているのかわかっていない。行政から説明されるとわかりやすいのではないと思う。 ● 個別に加算がつくという点で、昨年度までに比べて公平感がある。＊マンツーマンに近い形での支援に対する加算としては、評価が低すぎると考える。 ● 個別対応電話相談を行った ● 行政の担当ケースワーカーによって子ども状況理解の違いが大きい。特に保護者の話しに重点を当てすぎると実態との乖離が生じる可能性が高い。子どもの状況を直接観察し、関わる中で判断することが大切。決定後に事業所側と調整することで、変更などを行ってほしい。また、加算額としてはもっと大幅に図学すべきである。 ● 行動障害のある児童生徒への配慮が必要。指標該当の付いていない行動障害の強い児童生徒への特別なサポート加算の体制を整えてほしい。自傷他害、奇声を発する、多動を持つ子に関しては受け入れるだけ損するイメージです。施設見学にきた保護者からも敬遠されがちで、利用児童もその子たちの行動で嫌になり事業所をやめていく。行動障害の強い利用者一人に職員一人がとられるのは事業所の負担になる。そして個別サポートの加算もつかない事が多い。近年、学習特化やプログラミング学習、原則自力通所を掲げ、行動障害のある児童生徒のこなさそうな事業所づくりが増えてきているのも気になります。放課後等デイサービス事業は報酬単価も下がり、厳しい状態です。手のかからない子どもを集めて、少ない職員で対応しないと売り上げにつながらない現状も、
--	--

	こういった児童生徒が敬遠されがちな理由の一つかと思います。心暖かく、できる限り行動障害の児童生徒も受け入れやすくなるような個別サポート加算になってほしいと思います。私の事業所は行動障害の強い子も受け入れています、人件費の問題等が課題で経営が大変です。 ● 今回のアンケートで、個別サポート加算について、事業所からも問い合わせ等ができるような印象を持つが、現実問題、相談員の考え方のように感じている。事業所からの申請が可能であれば自治体にも周知していただきたい。 ● 市では受給者証の更新の時に、個別サポート加算Ⅰが新たにつけられているようなので、誰が個別サポート加算対象なのか全員が把握しきれていないが、現時点では、加算がついている子がこういった基準で対象となったのか、ついていない子がなぜ対象とならなかったのか、事業所側には問い合わせがなかった。対象とならなかった子の中に、加算がつくといいと思われる子がいるが、それを今後どうしていったらいいのか方法がよくわからない。 ● 市町村によって、判断基準が違ってくるような気がする。 ● 市町村によって対応が異なることについて疑問を感じる。また、受給者証に突然「個別サポート加算」とプリントされたため疑問に思う保護者も多く、説明するのに苦慮した。中には自分の子だけ何か特別な支援がいるくらい悪い状況なのか、と解釈する保護者もいた。それでも「個別サポートⅠ」はまだ説明できるが、「個別サポートⅡ」はさらに説明に苦慮すると感じる（現在対象はいないが。） ● 指標では、周りや本人の困り感を考慮しておらず、客観的事実のみで判断している。極限までパニックになる行動のみ記載しており、状況や周りに影響があり個別に対応しないといけない現状を鑑みていない。様々な現状で、スタッフの個別的な支援が必須の行動や言動もあることを考慮してほしい。 ● 支援の難易度を図る基準が、知的障がいや身体障がいの方を対象にしている聞き取り内容であることに疑問を抱いています。知的障がいを持たない ASD の方への支援は、目には見えない相手の思考の特性を読み取る技術が求められ、それは ASD の特性を知っているというレベルでは、十分は支援がなされることはないと考えています。知的障がいがないが故に、その思考の中にある ASD の特性を無視されることも少なくないのではないのでしょうか。現状の評価では、質の高い支援を受けている児童は落ち着いているので、個別サポートに該当しないが、適切な支援を受けていない児童は、事業所や家庭で状態が悪いので、個別サポートに該当するといった現状が起きていてもおかしくないのでは。利用される方に十分で適切な支援を、と考えるのであれば、事業所がどれだけ障がい特性を理解し、専門性の高い支援をしているかを図っていただきたい。 ● 支給決定される前に、もう少し直接支援にあたっている事業所の見解も含んだ上で支給決定されればよいと思う。保護者は、個別
--	---

	サポート加算Ⅰがどのような場合につくかなどの認識はなく、家庭という手厚い状況でできない判断を自治体に伝えるが、事業所内では家庭のような手厚い支援は難しく、家庭での状況とは異なっているため、そういったところの配慮をお願いしたい。 ● 肢体不自由児は一部介助であっても全介助以上にケアの量と質を求められることがあり、食事排泄入浴移動が3つ全介助であることが要件になることが理解できない。また、発達の支援により一部でもできる部分が増えることで加算が取れなくなることに矛盾を感じる。加えて、知的に低い肢体不自由児は行動の障がいによる点数も低い場合がある。以上のことから身体的ケアに専門性が求められる実情と合わなくなる恐れがあると考えます。 ● 事業所としては報酬が増額したためよかったが、子どもに対しては「支援が大変な子ども」とレッテル貼りをしてしまうかのようなイメージがある。子どもの必要とする支援は何かというところからの出発の方が望ましいように思える。 ● 事業所にも聞き取りをして欲しい ● 事業所側への聞き取り調査も行ってほしい。 ● 事業所内で就学時サポート調査など行った場合該当する判断した場合市に問い合わせを行った。市からは保護者が児童状況は一番わかっている、事業所は事業所でしか児童の行動はわかっていない。市は適正に保護者から聞き取り行っている、問題はないとの回答を得た。勉強になりました！ ● 事業所内で他害がひどい児童に対しての再調査を依頼しても、再調査とはなったものの判定は変わらなかった。家庭で過ごすのと集団でのせいかつにはもちろん違いがある中、家庭での状況を優先して判定が下りるようではデイのためのサポートとはいえないのではと疑問を感じる。実際サポート加算とならなかった児童が来る日には通常より職員を多く配置、整備している中サポート加算が受けられていない状況に疑問を感じる。また、判定項目にかんしても曖昧さや、極端さがある。指標にないところのしんどさがあるためそういったしんどさを書く項目を増やし判定の判断材料としてもらえたらと思います。また調査する人によって判定の可否に差が出ると思います。今回判定がおりた子より、更に他害や問題行動のある児童が判定おりないという事があったため、療育手帳の判定を元にサポート加算体制を整えていただけると、主旨に沿った制度となるかと思っています。 ● 児童との直接面接を行い適正な判断をしていただく。 ● 児童はその環境ごとの顔があり、一つの環境だけでの判断では気付けない事もたくさんあると考えられる。放デイは集団の中での活動が多く、家庭とは環境が違う。集団行動故に発生する問題、必要なサポートもあると考える為、利用事業所や学校等の意見も踏まえ総合的な判断をお願いしたいです。 ● 児童発達支援での個別サポート加算で、10月に3歳になったばかりの児童で対象にならない児童がいたので、調査票を用いて保護
--	--

者への確認を行い提出しました。まだ結果はきていませんが、適切な児童に加算がつけられるといいと思っています。

- 児童発達支援のお子さんに関しては全員対象になる内容だと思います。
- 児童発達支援のご利用者様に関しては、1名を除いて個別サポート加算（I）の対象となっております。調査票を見る限りでは、就学前のお子様で対象にならない方は非常に少ないのではないかと感じました。
- 児童発達支援の方の基準は、療育に通っている児童であれば全員が該当するような内容であり、調査自体必要なのか疑問。一方、放デイの方は明らかに手厚い支援が必要と感じる児童でも該当しないことがあり、調査内容が現場に即していないと感じる。また、上記で回答したように再申請を行った児童が出ており、そのたびに保護者への説明や書類作成等の業務が発生。更に再申請までの期間によっては取得できたはずの加算が取得できず、事業所にとっての不利益を被る為、憤りを感じる。
- 児童発達支援を行っている小集団（弊園）では、保育園よりも人手が必要です。なぜなら、食事、着脱、基本的な生活習慣すべてを集団で行うことで、本児が分かりやすく理解できるように手厚く配置しております。それを個別や〇〇特化型等で同様に、サポート加算を付けられることが分かりません。障害療育に必要なことは、基本的な支援と生活習慣を身につけることです。その中で、プラスアルファ課題やプログラム、季節に応じた対応等を取り入れることにより、本児が無理なく療育を行うことが基本とされていることで個別サポートをつけることは分かります。だからと言って個別や特化型短時間1時間も満たない（1時間と言いながら40分しか行わない個別療育）他施設併用しても、その本児に加算がついてるのだから、個別サポート加算が付くというのは、きちんと行っているところとして違うのではと感じます。それならば、児童発達支援も保育園と同様に手厚くしている施設はそれないのサポート支援をお願いしたい。児童発達支援は放課後等デイとは異なり、設備や保育士や支援ができる方を配置しなければ児童への支援ができません。私は、生きていくうえで基本的なことを支援をしていくことが今後の児童発達に求められると感じます。また個別のあり方についても考える必要もあると思います。個別こそ、医療連携チームを必要とするサポートを作ること増やし、療育のあり方を支援していくべきだと思います。なぜなら、個別では基本的生活習慣を教えていないので、食事や着脱、衛生管理についても必要とせずに療育行うことがあるからです。（医師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の方はおむつ交換はしませんよね？保育士はやるんですよ。その辺り考えて欲しい）小集団は、基本人員配置よりもさらに人材を手厚くしているため、本児に基本的生活習慣を緩やかに支援ができるのです。特性がある児童が穏やかに過ごすことができるようしている為です。また、小集団では幼稚園、保育園を退会させられる家庭が多いため、児発に通園する児童が年々増えています。幼稚園や保育園でできない集団でも、小集団ではできる子どもたちです。手厚くするとはそういう意味を込めています。そこから、小学校に入学しても何ら問題はありませんでした。弊園は親御さん支援も手厚くしており、困り事などがあると相談を行っております。個別サポートとはそ

	ういうところではないのでしょうか？一人ひとり加算付くこともあります、それとは別なサポート加算もつけていくことを望みます。 ● 児童発達支援児童には取得できているので妥当だと思われるが、放課後等デイサービスの児童で、支援、補助は基本必要な児童に対しても加算がつかなかった。事業所に対しての聞き取りも全くなく、自治体から決定してからの連絡だったので納得がいかない。実際に支援している事業所にも現状の聞き取り調査を行ってほしい。 ● 自事業所は、言語の遅れに関する未就学児の利用の割合が多く、おむつを着用している児童が多くいます。排泄に関する解除だけではなく、手洗い、衣類の着脱、日常生活を営む上での必要な行為全般を指導員が児童に行っています。それに伴うトイレトレーニング等も療育の一環と思っているので、今年度の個別サポート加算は事業所として業務上必要だと感じています。また、報酬が増えることによって療育の教材や教本を購入することができています ● 自治体からの説明があまりなく、自分たちで調べて行うことが多かった。 ● 自治体から保護者への説明が不十分であると感じている。 ● 自治体で受給者証が切り替わるとき（誕生日）から個別サポート加算をしても良いという地域があります。加算対象かな？と思って受給者証の切り替わるときでないのだめだよ。と言われました。自治体で考え方が違うので困るが対応していくしかないです。 ● 自治体によってはA判定の子はほとんど個別サポート加算Iに該当するのに自治体が違えばほとんどの子がいとうしないというのはおかしい。 ● 自治体によって違いすぎます。「できない」で評価されるので、保護者の思いとして、いいように評価したいという思いがある。事業所で、いろんな支援をしてやっとできるようになっているのに、それが評価されない。「できない」や障害の重さだけではなく、支援の必要性で判断するものではなかったのか ● 自治体や自治体の対応職員等により、地域によって対象者の増減が顕著にならないように、適切な基準であるか適宜見直しをお願いしたい。また、自治体に申し出た事業者が極端に対象児が多くなっていないかも数値的に確認可能かと思えるので、自治体で徹底した管理も合わせて必要と考えられる。 ● 質問にありませんでしたが、事業所所見では対象外と思われる児童が対象になっているケースもあります。判定基準の不明確さが最も気になります。 ● 実際に、個別サポート加算の有無でサービスが変わるわけではないと思う。どのお子さまに対しても必要な支援を検討し、行っている中で、より質の高い支援を提供するための、スタッフの処遇を賄えない現実がある。サポート加算については、その一つに過
--	---

ぎないのではないのでしょうか。専門職員を入れるかどうかよりも、現在従事しているスタッフの士気をいかに高め、支援の質の向上につなげるかがとても大切であると思います。残念ながら、決して専門スタッフを入れる事だけが質の向上になっているとは到底考えられません。

- 実質的に難しいとは考えていますが、現状に合った制度の導入を行っていただけるとありがたいと感じています。実際に感じているのは、行政の方での人員不足。色々と頑張っていただいていると感じていますが、実際調査等調査員の目で何度か見てもらったりしていないのに、その日その時の状態だけで判断されてしまっている。と感じています。もちろん日々の成長があり対象から外れる子も居ますが、「この子が外れるの！」という場合があります。導入前の期間が短かったのでは？と思います。
- 手帳がない、診断のみの場合は軽度に見られがちではあるが、実際には苦しんでいることも多いです。支援級や支援学校には該当しない、普通学級ではついていけないといった狭間の子どもたちは、軽度と判断されるが実際には個別について学習支援や「適切な」コミュニケーションを習得する必要があるため個別指導に近くなります。福祉的介助だけが指導員の仕事ではなく、教育的介助が必要な「軽度」と言われることで適切な支援を受けることが出来なくなってきていることに不安を感じています。「軽度」と言われている子どもたちのみを集め、事業所として「報酬」を受け取っているだけの施設があることからこうした基準を設けているのも納得はする反面、こうした制度になってしまっている狭間の「発達障害児」が「障害者」とならないための適切な指導や支援を受けることができるような仕組み作り、制度作りを考えてほしいと感じてしまう個別サポート加算でもあると感じています。発達障害についてはこうした診断や判断は難しいと思うのですが、基準を設けなくてはいけないと思うのですが、「重度」「軽度」は障害の度合いではなく、生きづらさの度合いとして見ていくと違ってくると思います。
- 受給者証の給付決定を受けている幼児児童は何らかの困難さがあって給付を受けていると考えられるので、加算という形ではなく基本報酬に組み込んでも良いのではないかと感じる。保護者が自治体主管課に行き調査を申し込んでも、対応する職員によって結果が違った例もあり、それに対して保護者が事業所に問い合わせたり、来所して調査票の記入に対し相談してまた自治体主管課に提出に行くという、何重の手間になり保護者の負担が多かったと感じる。
- 受給者証の更新時に個別サポート加算1が外された、事を知った時は少々驚いた。最初に児童に対して調査を行ったのは事業所であるのに、その事業所の意見も聞かずの変更決定だった。さらに言えば、変更にも異論があれば再調査できることについても、注意を促して欲しかった。
- 受給者証更新のタイミングで個別サポート加算対象と思われる児童が外れることがあります。保護者へ市の方でどのような聞き取りが行われたか確認すると簡単なものでこれで大丈夫なのかなと思う事があった等の意見が聞かれました。

- 就学時期は発達のスピードがそれぞれに違い、問題となる行動の様相も時間の経過とともに変化するにも関わらず、個別サポートの判定に関してはその発達段階の実態を反映していないことが多く見受けられます。医療機関などからの客観的かつ合理的な判断基準に加えて、支援の現場からの意見なども参考に実態に即した判定をするシステムづくりと柔軟な体制づくりをしていただきたいです。
- 重症心身障害児に該当しないが、手厚い支援が必要な子ども達により多く算定してもらいたい。一方で同じ個別サポート加算Ⅰの中でも必要な支援の度合いは全く違う。身体的には重症心身障害児に該当する子どもでも、知的機能が比較的保たれている場合は個別サポート加算Ⅰで当事業所は対応しているが、行うケアの内容は重症心身障害児も個別サポート加算も全く違いはない。ケアに必要な人材も変わらずである。(例：移乗は必ず二人介助、移動はバギーのみ、飲食も完全介助等)医療ケア部門については新たな加算等が創設され、徐々に整っていくのであろうが、通常の放デイでは受け入れが困難な身体障害のある子どもを、加算Ⅰがついたからと言ってそれで良しとするのは適切なケアを行う点において不足であると言わざるを得ない。そういった子ども達は重症心身障害児対応型の放デイでは重症心身障害児の認定が無いため利用を断られ、一般の放デイはケアが多すぎて活動への参加が困難となり、利用しても放置されている現状がある。もちろん、知的に最重度で身体障害は一切ない…という場合も想定されるため、身体障害の重度児にだけ焦点をあてれば良いわけではないと思うが、必要な心身のケアという点においては重度の身体障害がある子たちを重症心身障害児対応型の事業所が気持ちよく受け入れられる環境が、現状の制度の中では必要であると思われる。
- 上記でもふれたが、聞き取りの仕方によってどうにでも変わるが為に、加算を認めたくない方の視点で見ると点数は下がる。私自身行政側で、高齢者の方の調査員をしていたが、調査員によってばらつきがあるのも否めなかった。医師の判断を中に組み込めば、ある程度は公平に近づくのではないかと思う。また、これほど該当者が少ないのであれば、制度としては？がつき、手間をとるだけで、費用対効果分析も行った方が良いように思う。
- 上述のように、今回の改定で新しい名称で加算がつくようになったことぐらいしか知らないです。何故この子はそうなり、何故あの子はそうではないのか？等その根拠となるものがどこにあるのかもよく分らないです。アンケートを見て、事業所に相談等があるのだと初めて知りました。
- 常に個別でのサポートや支援が必要な状態であっても、自治体の調査での保護者の回答によって加算対象にならない。こちらから保護者に対して指摘がしにくいケースが多い。
- 神経質なお家族が多く、再調査や該当した際に不快感で苦情などになり得る、また、該当した際に、手続き等、ご家族の負担が生じるため、再調査の依頼をしにくい。

- 全介助でも、一部介助でも、どちらも個別に対応せざるを得ない事かと思う。報酬単価が下がった中で、より手厚い支援を設けるための加算なのかな？と考えていますが、加算の有無を問わず、個々に必要と感じる支援を行っている為、可能であるならば報酬をあげていただき、支援に還元するように努めたいです。
- 相変わらず、人員の要件や手続きが分かりにくい。報酬単価が低い。
- 対象となるお子さんでも市町村によって支給開始時期が異なる。入園時から支給開始の市もあれば、受給者証更新時期から開始の市もある。
- 対象になるであろう子どもが対象にならず、対象外であろうの子どもが対象になるケースもある。指標の検討及び調査方法も改善が必要だと思う。事業所の意見も大切だと思うが、事業所のレベルで見立てが変わることもあり、本当に難しいと思います。とりまとめして頂きありがとうございます。
- 対象児のことをもっと把握して調査してほしい。調査の際に保護者の意見だけではなく、必ず通っている学校や事業所の意見の聞き取りを行ってほしい。通っている事業所が複数ある場合は、全ての事業所に聞き取りを行ってほしい。
- 調査対象時期の8月以降、受給者証の更新時に個別サポート加算Ⅰ対象と思われる児が対象から外れていることがありました。その際、サポート調査を用いて保護者に再度聞き取りを行い、変更申請を提出しました。市からの聞き取り内容について保護者に確認したところ、かなり簡単な内容であったようでした。また、保護者によっては、市からの聞き取りの意義を理解しておらず、児の今後（就学など）に不利益がないようにと出来ないことを隠している例もありました。調査の意義を理解し、スムーズに対象者を判定するには、事業所から聞き取りを中心にした方が良いのではないかと感じました。サポート調査は未就学児に関してはほぼ対象となる内容だと思います。全員を加算対象としても良いのではないのでしょうか。就学児のサポート調査に関しては、未就学児とは逆にかなり対象者が限られます。対象者とならないケースでもかなり支援を必要とすることがあります（自傷や他害のない多動、学習障害など）。もう少し対象を広げて良いのではないかと感じます。
- 通所受給者証に個別サポート加算Ⅰの記載がない利用者で、実際には個別サポートⅠに該当する児童がいる時の申請方法を詳しく知りたい。
- 通常学級在籍の児童が加算対象になっているのに、特別支援学校在籍で身辺整理等に支援が必要な児童が対象になっていないので、決定の仕方を見直して頂きたいです。
- 当施設は主たる対象を重症心身障害児者としており、個別サポート加算は非該当となっております。
- 当事業所の放課後等デイでは前年度までの児童指導員等加配加算Ⅱの対象となっており、登録児童の60%が重度の障害を抱えてい

ます。昨年度の児童指導員等加配加算Ⅱの加算額は年間500万円程度であり、今年度は、改正によって児童指導員等加配加算Ⅱが個別サポート加算に変わったと考えておりますが、年間100万円程度にしかならず、職員削減を考えざるを得ない状況です。やはり軽度の児童より配置を厚くしたいところ、あまりにも極端な減額に落胆しております。他事業所は分かりませんが、重度児を抱える事業所が少なくなるのではと危惧しております。再度検討をして、個別サポート加算が配置加算の役割を果たせるような金額になるようにしていただきたいと切に願っています。

- 当事業所は児発放デイ合わせて5名の重心対象型となっており、個別サポート加算の対象外となっている。複数事業所を使う場合、重心型でない事業所を使われる場合もあり、その場合は個別サポートⅠの記載がある方もいる。
- 当方のご利用されている利用者（児童）の保護者様の殆どが、個別サポートⅠ等の意味を把握しておられないのが現状です。又把握されている保護者様の中で、「うちの子供はサポートを受ける様な子供ではありませんと抵抗を示される方もいらっしゃいます。深く説明等が今後必要になってくると感じました。
- 日常生活動作について介助の必要がない場合には、合計点数が低く出るため個別サポートⅠに該当しない場合が多いが、そういった日常生活動作に問題のないが故に（自力で行動できるが故に）、他害や粗暴行為のあるお子さんに対しては職員の特別の配慮、手厚い支援が必要になる。沈静化が困難なパニックが起こると職人何名かが付きっきりにならざるを得なかったり、他害や粗暴行為の多いお子さんからは目が離せなかったりするが、そういったお子さんに個別サポートⅠはつきづらくなっている。また、強度行動障害の判定も、上記のような該当するのではないかと思われるお子さんでも判定されていないことが多いため、個別サポート加算と同じく、もう少し判定の方法や基準を検討して頂きたい。
- 乳幼児サポート調査を用いて聞き取りをする際、乳幼児の保護者にとっては、調査票に書かれている文言がまだ子の実態を受け止めきれない段階にいる方々が多いため厳しいのではと感じました。
- 年度当初よりさかのぼって適用される市町村と、サービス更新月に適用される市町村とがあり、加算額に大きな差が出ている。
- 平成30年の報酬改定で「区分1」の事業所となり、高い報酬をいただくのなら専門的な支援をするべきだと考え、全職員専門職で揃えて支援を行なってきた。たった3年間で報酬体系が大きく変更され、揃えた専門職の人件費が支払えないほどの減収を強いられている。個別サポート加算Ⅰの報酬が1000円というのはあまりにも少なすぎることに、Ⅱのケースは簡単に判定がおりないことから支援度の高い児童が通所している当事業所のような元区分1事業所はコロナウィルスの影響もあり、早くも運営の危機を迎えている。先月、元区分1の事業所が廃業になった。強度行動障害をもつ児童の受け入れ先はなかなかみつかっていないようだった。当事業所にも強度行動障害児が3割弱通所しており、事業所の存続に頭を悩ませている。個別サポート加算、強度行動障害児加算

が令和6年の報酬改正でも継続されるのならば単位の増加を見直してほしいと考えている。

- 保護者、学校、デイ、医療など、それぞれの場所と児童との関係性や関わり方、関わる支援者の主観など、その場その場で変わってくるので、それを判断する相談員も含めて、どれが本来の児童の本質部分かというのを、誰もが納得するように「加算あり」「加算なし」を決定するというのは難しいのではないかな。
- 保護者がみる児童の様子とデイサービスがみる様子は違うことが多い。デイで、支援をしていて加算が必要と申請したならば、速やかに聞き取り調査をしていただきたい。
- 保護者が子どもの障がいを受け入れ又は気づかなければ子どもの最善の利益を保障することにはならないと思われる。また、児童発達支援では、自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取りを行っているもようであるが、保護者の気持ちを踏まえつつ、子どもの最善の利益を保障する観点で対応することが、子どもの生涯にわたる生活に影響を与えることについて心して対応することが重要と思われる。事業者は、個別サポート加算の対象者であってもなくても、その子どもの最善の利益を保障する観点で対応することが望まれる。子どもにとって有益と思われる生涯にわたる支援や資源について保護者との共有に向けて、子どもとその家庭を取り巻く環境にも配慮しつつ支援を継続することが重要と思われる。一方、制度の面では、個別サポート加算の目的を達成するための一定の指針（ミニマム）を示すことも必要と思われる。
- 保護者が評価をする場合、主観評価のため、実際の児童の状態と結果に乖離があると感じる。
- 保護者に個別サポートについての話をすると「わからない」「聞かれていない」と答える人が多いです。もう少し丁寧に説明、調査をして頂けるとありがたいです。
- 保護者の調査のみではなく、必ず事業所にも調査を実施して頂きたい。また、児童と面識のある職員に調査をお願いしたい。
- 保護者の方のお子さんの家庭での様子を自治体窓口でお伝えする内容で、個別サポート加算Ⅰの決定が更新した受給者証に記載されていますので、受給者証更新時の自治体決定に添っています。
- 保護者や判定機関から見た児童の様子と、終段の中にいる時の児童の様子では、大きな乖離がある為、現場の声を最重視して判断していただきたいです。Ⅳ（３）加算対象にならなかった児童に対して事業所で再調査を行いましたか？となっていますが、事業所で調査できることを知りませんでした。
- 保護者自体、個別サポートについて何か問う事は無い事が多い。無償化対象であると尚更であった。
- 保護者主体の聞き取り中心となっているように思われるが、実際の現場（事業所）からの意見も聞き取って頂きたい。
- 放課後等デイサービスの利用状況をみるかぎり、個別サポート加算(Ⅰ)の該当基準を満たしていると思われるが、加算対象になっ

	ていない児童がいる。相談支援員のモニタリングで状況を伝えるもすぐに進展がない。その児童に対して、デイサービス中は常に一人のスタッフが付き添い、トイレは二人で誘導する。送迎中は危険を感じる事が多く、シートベルトを外し運転手がハンドルをとられるような状況もあった。どのような経緯で、個別サポート加算(I)の有無が判断されたのか、適切な支援を行うためにどのような手続きが必要なのか詳しく知りたい。 ● 放課後等デイサービスをご利用の児童で強度行動障害の認定の方にはサポート加算 I はだいたい算定できる。衝動性が強い、自分の気持ちの優位性が高いお子さんにはなかなかサポート加算 I ができない。しかし、実はその子たちの支援にエネルギーがかかっている状況がある。身辺処理等はある程度できるようになっているため①～④の3つ以上が全介助となることはあまりなく13点以上についても11点等であり、サポート加算に至らない。 ● 本来、個別サポート加算 I の対象となる子どもが、児童発達支援を利用するものと考えている。対象とならない子どもに支給決定が下りていることに疑問を感じる。 ● 未就学のお子さまへの調査内容については、定型発達のお子さんでも該当するような内容であるため、一律加算対象にして頂く方が調査や保護者様に対する説明の時間が短縮でき、業務負担軽減につながれるかと思います。 ● 未就学児のお子様の支援には元々スタッフがしっかり目を行き届かせたり、個別支援またトイレ介助などで人員が必要となるので、加算制度は非常に有難く思います。 ● 面談を含むしっかりとした調査（審査）を行なっていただきたい。 ● 役所からも制度や個別加算サポートの説明を保護者から行い、判定票を見せながらしていただきたい。また、この判定で子どもが利用する場所は放課後等デイなので、デイの職員にも聞いて欲しいです。保護者は家の様子しか知りません。放課後等デイと安心できる好きな場所の家庭とは違います。そこを考えて判定を職員にもしてほしいです。 ● 幼児の場合は、新規で契約される方については、すでに受給者証発行の時点で、サポート加算がついて発行されているので、手続きをとらなくてよいので、途中から助かった。 ● 来年度以降もこの制度の継続を希望します。 ● 率直に本来は該当するお子さんが該当していない現状を感じています。上記で記載したように、保護者さんの認識次第で初期申請が進むこと（特にセルフプランの児童発達支援）や、後日に検討申請するハードルの高さ（保護者さんに「ここが苦手だから、このように支援していきます」とは言っても「ここが出来ないから、個別サポート I の加算に該当すると思うので」とは言いづらい）対応としては、相談員さんに助言いただいたよう、モニタリング時に出来るようになったポジティブ面ばかり話すのではなく、支援
--	---

	があることによって成立していることも必ず伝えていくようにする。 ● 例えば保護者が指標判定をする際に、希望的観測により本来の様子よりも低く区分する場合があるように感じる。逆に第三者が児童の事を把握せずに高く区分していることもあると思う。難しいのは承知だが、もっと各児童の事をよく知る人がフラットに区分してほしいと強く思う。
特例市・特別区	● 「なぜこの子には個別サポート加算がつかないんだろう？」と思うことはしばしばあります。逆に「なぜこの子には個別サポートがついているんだろう？」と思うことはあります。 ● 2021年4月からすぐにサポート加算の加算が始まった方々は、簡単な説明書類と加算を表示した受給者証添付用のシールが送付された形になっており、お母様によっては個別サポート加算と言う名称のイメージから「うちの子重いんですか?」「特別に手がかかるといいますか?」とご不安になられていた方がいました。 ● 2021年の法改正以前で区分1の事業所でしたので、児童指導員等加配加算Ⅱまでありましたが、法改正後はその加算がなくなりスタッフを減らさないといけない状況になりました。他の事業所では個別サポート加算の対象ではない子が参加日を減らされたという話も聞きます。本当に必要な人が困らないようにお願いします。 ● 5月に保護者に聞き取りしながら調査票を記入し加算が算定されたケースであっても、受給者証更新時に算定が外れるケースが見られ始めた。セルフプランだけではなく相談支援事業所を利用している利用者の場合もある。事業所で留意事項を参考に丁寧に聞き取りを行い調査表を自治体に再提出することで加算も再度算定されている。何の説明もなく調査票の文言だけを読んで保護者が記入すると対象外になってしまうと思われる。 ● かなり手のかかるお子さんも多く、困難事例や泣いて手の付けられない子供への対応など、職員のスキルアップを図れるような研修など開催していただけると有難いです。 ● ケアニーズが高い児に支援を行い、個別のサポート加算Ⅰがつくことは良かった。実態として、一般事業所で、重心医ケア児が多く通い、必要なグループに看護師が入りケアをしているので、看護師の一定時間の配置になっていないので、報酬単価が上がらない状況で、加算Ⅰでは少ないようにも感じられる。支援状況によってサポート加算Ⅰの点数が変わることや、重心医ケア児＝長時間の預かり利用のモデルで報酬単価が設定されているので、重心医ケア児の短時間利用に応じた看護師配置をしている場合への報酬単価や加算の検討がされると有難く思います。 ● ケアニーズの高い幼児の療育実績を、個別サポート加算Ⅰにより、報酬面で配慮いただけてありがたいと考えています。ただ、当事業所は、いわゆる通園事業ではなく、1時間程度の個別指導を主とした事業をおこなっていますので、ケアニーズの低い児童で

	あっても、それなりに別の面での支援の手のかかり具合がありますので、児童によって手をかける量は変わりません（そのような児童に加算を求めているわけではありません）。 ● ご家庭のみの聞き取りだと支援内容も違う。事業所の加算なので、事業所にも聞き取りをしてほしい。 ● サポート加算1を作ってください、ありがとうございます。やっと認めてもらったようでうれしく思います。 ● セルフプランの利用者も多くいるため、保護者が調査票を記入するにあたり、内容をもっとわかりやすいものにして欲しい。【項目1～4】どのような状態が「自立」／「一部介助」／「全介助」であるのか、具体例を記載するなどして欲しい。【項目5】全体的に、具体例をもっとわかりやすく記載して欲しい。7）読み書き可能なお子さんは確かに多いが、そもそも対象が幼児であるのに、「読み書き」に関する項目があるのはおかしいと思う。読み書きが困難か、という問いに対して保護者が回答し兼ねるのは当然だと思う。 ● そもそもセルフプランのママが多いので、しっかりとした実態把握はされていないことが多い。 ● そもそもセルフプランのママが多いので、しっかりとした実態把握はされていないことが多い。 ● チェック項目の課題は上記のとおりですが、葛飾区の場合は相談支援事業所が区の所管課に提出しているため、放課後等デイサービスでの実態が把握できていないと感ずることがあります。 ● どういう算定方法や基準があるのかを知りたい。 ● どういった方が個別サポート加算Ⅰの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。 ● もう少し明確にして欲しいです。週に1回ご利用の方の判断が難しいです。 ● 以前の指標児や、個別サポート加算は、事業所での行動に対しての評価ではないのでしょうか。子供の評価にあたり事業所での子供の様子を聞かれたり、調査票等を役所から示されたりしたことはありません。子どもたちからの暴力や（パニックや、他害を止めるための行動に対しての）暴言に耐えながら、優しい心で支援している職員たちに申し訳ないと思っています。申請時のサービス利用計画案にはあまりマイナスのことを記載できないこともあり、事業所から役所へ提出する調査表でもあれば、マルチな子供の姿をとらえられるのではないかと思います。 ● 一度算定された児童について、受給者証更新で判定が変わった（つかなくなった）人の説明、根拠が不十分に感ずる。 ● 加算Ⅰの創設は昨年度までの仕組みに比べ改善されたと評価できるが、加算Ⅱの設定の仕方やⅠの客観基準が現実的に定まらないまま開始された状況から、熟考した仕組みと感ぜられない。収入の多い世帯にとって障害が重いと費用負担も重くなる制度設計にも疑問を感ずる。加えて、事業者側からは支援が奏功して加算がつかなくなるケースもあり得、支援の質向上に影響するとは考え
--	---

	にくい。該当者が一定数に達したら加配職員を安定して配置できる従前の仕組みと現行の仕組みを選択できるようにするなど更なる改良が求められる。 ● 加算対象になる児童、ならない児童の算定結果に疑問を感じる人が多い。調査と現場レベルでの算定にかなり開きがあるように感じる。 ● 家庭での過ごしは自由に出来るので問題行動も少ない。集団での活動は時間の制約もあり、問題行動を起こしていても丁寧な対応が難しい事が多々ある。安心、安全で過ごすためには経験や専門知識のあるスタッフの確保や環境の整備など資金も必要になってくるので加算は必要。安易に困り感のある子供として加算を付けたいとは思っていないが、実際の現場では大変な思いをしている。当事業所では個別サポート加算制度改定のタイミングで再調査を行い、自治体主管課に申し入れを行った結果、数名の児童が加算の対象となった。主管課も改定作業で忙しい中対応してくれたが、次の誕生月に見直すことになった児童もいた。再調査をする期間を設けてから制度の改定を行っても遅くはないと思った。 ● 改正前の指標該当もそうですが、判定にばらつきがあると思います。保護者への聞き取りも十分でないように思えます。判断基準を統一させるために療育手帳での評価などが良いのではないのでしょうか。その他必要児童は申請により判定をして欲しいです。 ● 該当する児童に加算が付いていないことを不思議に感じていた。事業所から保護者に申し入れることはしにくいと感じている。 ● 学校、ご家庭、関係事業所で本人に対する見立て方が異なり、本人の状態を正確に共有しておくことが大切と思っています。しかし、保護者からの報告や申請の仕方、例えば「加算がつくから重く申請したい」「本人の状態を重く見てほしくないから、そういったように報告したくない」などによって本加算の適用の有無に係ってしまっている印象が強く、「この判定はどのような意見や報告によって出されたのか？」と疑問に思ってしまう事がありました。利用児個々に算定されるなどの加算方法についての疑義は特にありませんが、その判定方法に疑問を感じているところです。個別サポート加算がほしいために受け入れは行っても障がい程度の重い子への支援がほとんどできていない（ずっと寝ている、事業所の中にいるだけ、他の子は屋外に行っているのに連れて行かない等）事業所があると多方面から聞いています。本来の制度の目的とは大きく異なるため、加算自体が悪いように活用されてしまうとそのようになるのだと思います。逆にそういった加算が無くなってしまうと職員を手厚くする事ができずに受け入れが困難と言われてしまう子が生じてしまうのだと思います。 ● 管轄の自治体のやり方では、「乳幼児等サポート調査」に一つでも○がつけば個別サポートⅠをつけるとのこと。調査票を見れば、就学前の子どもなら○がつくと考えるが、「できる」の基準が家庭によって違うので、チェックをつけず加算もつかない子が数名いる。それに対して、事業所からは、何もできない。また、加算がつかなかった家庭に対して、再度調査票をつけてほしいとお願い
--	---

	したが、福祉事務所によっては、「必要ない」と却下するところもあり、この加算ができた意味は何なのか、再度、自治体や利用者に周知してほしい個別サポート加算Ⅱに対して、必要と思われる子がいたので、どのような手続きを取ればよいのか自治体に相談したが、わからないとの返答。児童相談所発なのか、事業所発なのか、子ども家庭支援センター発なのか？マニュアルを提示してほしいと思う。 ● 元々区分1事業所だったので、マンツーマンで見ている子供が多く、基本報酬が下がってしまっただけに、個別サポート1の加算額では厳しい状況です。 ● 現在の対象者（当事業所）はマンツーマンでの対応、集団での生活が不適應など、資源、人が必要な方々ばかりです。しかし一日100単位での、職員体制強化、支援の向上は非合理だと感じております。今後も現指標が維持となるのであればサポート加算の単位を上げることが必要なのではないでしょうか。でなければ、今後の新規サポート対象者の受け入れは難しくなってくるでしょう。 ● 個々の決定に関して不安定さがありますが、自治体も話を聞き、再検討して頂いています。 ● 個別サポートが必要な児童には、人件費や設備等のコストがかかるため、運営が厳しくなるか、職員負担が増えるかのどちらかになるので、加算単位数をもっと高くしてもらいたい。 ● 個別サポートという制度導入で当社は停滞してしまった。肢体不自由児童が7割近くいます。負担ばかり増えた。 ● 個別サポート加算Ⅰがついている児童よりも、困難が多いと思われる児童に算定されていないケースが散見される。 ● 個別サポート加算Ⅰがついている児童よりも、困難が多いと思われる児童に算定されていないケースが多い。 ● 個別サポート加算Ⅰにつきましては、どのような子どもにつくのかよくわかりません。明確な基準を教えてくださいたいと思います。放課後等デイサービスの事業所が、調査に加われることも知りませんでした。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象かどうかで利用の可否を判断する事業所が増え、本当に支援が必要な児童が利用しにくくなるのではないかと懸念しています。また、常にスタッフを1人配置する必要がある児童を受け入れる場合、個別サポート加算Ⅰでの算定額とスタッフの人件費が割に合わないため、同様のことが発生すると考えられる。個別サポート加算Ⅰの判定がついていた児童を支援した結果、加算の判定がなくなった場合、事業所はその成果に対して算定が減ることは事業所の支援のやる気を喪失させることになりかねないと思う。成果を出した事業所に対してきちんと評価をしてもらえる加算（制度）を検討していただきたい。 ● 個別サポート加算Ⅰの対象の基準が明確ではない。保護者に対して個別サポート加算Ⅰの対象になる様、再調査のお願いを事業所側からは言いにくいと思います。 ● 個別サポート加算Ⅰの判定が出ている児童が利用予定であり、職員を多く配置した時に、体調不良や通院等により利用欠席が行わ
--	--

れた場合、欠席時対応加算しか請求できない。事業所としては、利用を前提に職員配置を行っている為、人件費のみ負担がケースが多々あり、安定した職員配置を行うことが難しい点がある。

- 個別サポート加算Ⅰは、障害の重い子を対象とした加算であり、障害が重い子を預かることで加算がつくというものです。言い換えれば、重いお子さんを預かれば預かった分、加算が増えるという仕組みです。これには、様々な問題があります。まずは、子どもに金額を付けているような制度であり、人権を害してしまっている点。障害のある当事者はもちろん、我が子の障害を受け入れることも難しい親に対して、「あなたのお子さんは障害が重い、軽い」と天秤にかけられているような気持ちになる制度では、親子に精神的苦痛を与えかねないものと考えます。同様に、放課後等デイサービスは「子どもの成長」に向けた様々な活動を行っています。障害の重い子も少しずつではあれど成長していきっており、そこに支援者も喜びを感じています。しかし、成長してできることが増えたら加算は外れてしまい、施設運営は厳しくなってしまいます。そうすると、成長してほしいと思う反面、加算が外れるなら現状をキープできればいいといった本来の目的と反する方向に考えがいつてしまう事業所も出てくるのではないのでしょうか。さらに、問題点は障害の軽い子たちの対応があたかも簡単かのように取り上げられている点も問題です。障害が軽いがゆえに、健常児との違いに気づき、苦しみ、問題行動が激しく出てしまうこともあります。こうした背景から、障害の重さによる加算の判定には問題があるように感じます。また、現行サービスでは誕生月に受給者証の更新を行っており、そこで加算の対象かどうかの判断がなされておりますが、それでは年度途中で給付費が下がることも考えられ、支援者の数を減らすなどの対応が求められてしまいます。これでは、年間通しての安定した施設運営ができません。私たちは、障害の重さに関わらず、子どもたちの成長に寄り添い、ともにその背長を喜び、そして障害を抱えながらも社会に出のびのびと暮らせるように支援していくことが、放課後等デイサービスのあるべき姿だと思います。そのためには、安定した報酬体制と、手厚い支援体制（人材）が必要不可欠です。制度の抜本的な改正も含め、早急に検討していくべき課題であると考えます。
- 個別サポート加算がなぜついているのかわからない児童がいる一方、職員を配してサポートしている児童に加算がついていないケースもあり、サポート加算の基準が曖昧に感じられる。サポート加算に関して決定機関から相談や意見聞き取りをされたことがないため、どのような基準で決定されているのか理由を知りたいと思うことがあります。
- 個別サポート加算されて、収入の補填に充てられた（人員を基準を超えて配置しているため）加算の判断の調査方法が自治体によって異なる場合があったので、統一された方法があった方がよりの確に判断できると思った。
- 個別サポート加算の対象児童1人1人に人員を配置して対応するには今以上のマンパワーが必要となります。埼玉県 lowest賃金は令和3年10月から956円となりました。開所時間に1人のマンパワーを増やすには1日4000円以上は必要となります。現

	在の加算の単価でマンパワーを増やすのは難しいと感じます。 ● 個別サポート加算児童については、個々のファイルに注意すべき過ぎしの内容などを記入し、職員共有を行っている。 ● 個別加算Ⅰがまだ、よくわかっていない。 ● 行動関連16項目でのコミュニケーション、説明の理解、対人面の不安緊張集団への不適応に常に支援が必要、ただし他傷、自傷や異食、多動性の行動はないので点数は10点程度で対象にならず、安全に見守っている分には問題ないが、療育を行う際にはマンツーマンでのサポートが必要な児童も少なくない。放課後等デイサービスは療育を提供するサービスとなっているはずなので、集団で療育を行う観点からサポートが必要かどうかという点も考慮される判定基準になってほしい。 ● 項目へのチェックが保護者の基準になってしまうと標準値ではなく、主観的な判定になってしまうのではと感じる。 ● 今回、虐待で児相と連携をとっている利用児でも母親と一緒に通所している場合には、個別サポート加算Ⅱの対象ではなく個別サポート加算Ⅰの対象になるのではと、市役所から言われたお子さんがいました。放課後等デイサービス利用児の場合、チェック表ではかなりの重いお子さんでないと対象にならないと思われたのですが、虐待によって暴力暴言が事業所内でもあり、手間がかかるお子さんの場合そのような対象になるのかどうかお聞きしたく思いました。 ● 今回、対象児童全てに加算算定されることで、必要な投資（教具や人員への補填）が可能となりました。その反面、対象者の評価方法についての的確な基準がないことで、支援者側保護者行政で評価についての相違があったかと思います。また、個別サポート加算を算定した結果、利用者にとってどのような形でサービスとして還元されているか明確にする必要があるかと思います。 ● 今回の改正は、私共は重度の方々を70%以上受けやと加算を取っていた事業所であり今更、利用者制限ができず運営が困難となってしまった。全介助の利用者のため職員を常時6名以上上つけているので経営が大変となった。もともと自立できている利用者を集め、職員が3名でも事故が起きないデイはあまり変わらず運営できていると感じている。 ● 算定する際に保護者からの回答だけではなく、事業所内での児童の様子も反映されるようになると良い。客観的な意見として参考にして頂ければ…と思っている。 ● 子どもの実態をきちんと把握しきれているとは言い難く、対象児であろうと思われる子どもが対象外となっていることがある。そもそも支援を多く必要とする子どもの人数で加算が左右されるような不安定なものでは運営が安定しないし、子どもの状態が良くなることで対象外となり、加算が減らされるという仕組みそのものが矛盾している。極端に言えば、「子どもに何も支援を行わずに、支援を多く必要とする状態のままであれば加算を減らされずに済む」ということが、事業の目的とはかけ離れたものになっている。
--	--

- 市町村によって判定基準が違うことがあるため、統一をして欲しい。埼玉県草加市は保護者申請のみに対応しているため、まずは保護者の方に説得と説明が必要になる。保護者が納得しなければ、加算を算定できない。できたとしても保護者と施設に溝が生じる危険性がある。そもそも個別サポート加算の申請用紙の内容を見て記入しようとしたら、大体の利用者さんが支援が必要に当てはまる。支援の手が必要で、療育的支援が必要な子供達が通う施設のため、個別サポートなどという加算を新設すること事態が間違いである。悪徳な施設を減らす方法なら他にも色々な方法があるのに、なぜ真面目に施設運営をしている施設が苦しめられるのか、理解に苦しむ。
- 指標判定のやり方には自治体ごとに大きな差があり、問題がたくさんあり、変更するべきと思います。学校、家庭、放課後、いろんな観点から子供のことを総合的に判断してほしい。相談支援員や役所の方が各関係機関に聞き取りを行い、保護者の了解をえて判断するなど、するべきと思います。加算の付け方にも問題あり、100単位では人を一時間も雇えません。手厚い人員配置をもっと評価してほしいと思います。
- 事業所として自治体に異議申し立てをしたが、はねのけられた。すぐに同区の発達支援センターに連絡すると「そのお子さんに関しては、うちでも同じ考えです」とのお答えだったので、発達支援センターからも（地域名）に異議申し立てをしてくれるようお願いする。すると、ほどなくして判定が覆された。このようなことは、以前の放課後等デイサービスにおける区分認定の際にも同様の扱いがあった。株式会社が母体のところと、発達支援センターやNPO法人のところへの自治体の扱いがあからさまに違う。（地域名）も（地域名）も共に、事業所への聞き取りはなく、家庭からの調査票の結果のみが判定基準。自治体の方々は、事業所に顔を出すこともなく、お子さんに会ったことも一度もないまま、世間一般という大きな枠の中から、障害児という線引きをし、そこからさらに区分をしていっている印象。個別サポート加算というものの根底に、ソーシャルインクルージョンとは真逆のソーシャルエクスクルージョンの考えがあるように感じる。さらに、（地域名）も（地域名）も、相談支援がまったく機能しておらず、自治体からも「セルフでやってください」と、すすめられるらしく、福祉の流れと全く逆のことになってしまっている。気がついて熱意がある人が、時間を削って「何とかしなければ」と取り組まないと、けっきょく何も変わらない。システムだけはあるが、本来果たすべき役割をはたせていないのが現状。
- 児童によって異なる事は重々承知であるが、個別サポート加算Ⅰの対象に疑問を抱く。補助が必要な児童に指標はつかず、ある程度個人で行える児童に指標が該当している。セルフプランや相談支援事業所を介していると保護者の方や相談支援事業所職員の方の判断になってしまう為、受給者証更新に合わせて実際に通所している事業所への聞き取りも行なって欲しい。
- 自治体が保護者との面談等で、個別サポート加算が付いたと思われますが、なぜ付くようになったのか詳しく説明が聞けたらあり

がたいと思います。保護者もなぜ付いたか分からないといった方もいるので。

- 自治体によって対応方法が異なるため（区から親御様へ聞き取りに事業所へ連絡がある、文書やFAXで依頼が送られてきて説明等無く事業所スタッフが聞き取りを実施するなど）、期日など余裕をもって判定いただいたり、説明があると良いと思いました。この加算が算定されたことに対しては届けている支援を適切に評価いただき、事業運営や支援の質の向上など必要なことに向け取り組みめるとも良い精度だと思います。
- 自治体主管課職員が直接保護者に調査票を用いて聞き取って判定を行っている。保護者が手がかからないと答えても、実際に強度行動障害の対象と認定された利用者もいたので、デイ側や学校側の様子も踏まえて、包括的に判断してもらいたい。
- 重症児対象の事業所であり、個別サポート加算は利用していません。
- 上記にも記載したが、個別サポートⅠによってプラスに働いたことはない。個別サポートⅡのケースは少数だが世の中にあるかもしれないが、適用する為にはハードルが高い。基本条件が厳しく、放デイでは加算できることの方が少ないのでは？今後も個別サポートがあって補填されることよりも、施設として人員を確保し、手厚い支援を行なえるように報酬を人員配置加配加算に当ててほしい。
- 食事介助排泄介助等、個別対応が必要なことも重視していただけたらと思います。
- 新型コロナウイルス感染症対策の中だったこともあり、なかなか相談支援が児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所も含めて連携ができなかったのかと察します。コロナ感染も落ち着いてきたいま、改めて再調査をおこなって見直しをおこなっていただければと前向きに考えます。
- 全保護者に個別サポート加算についての周知して頂けると、良いかと思います。調査をする際にスムーズに進めることができると思います。他児業所で個別サポート加算が算定された児童についての情報を共有することは、難しいのでしょうか？例えば、5月に個別サポート加算が算定されることになったことは、他児業所には更新日がくるまでわからない為、5月の時点でわかった時点で区役所から教えて頂ければ、保護者に同じ調査をしなくてもよくなると思います。
- 相談支援事業所が判断して所管課に提出する方式になっているが、該当と思われる児童は全員対象となっている。
- 調査項目に合わせて判定をした際に、結果として支給決定対象に該当しない児童の中にも、職員が一对一对応する等、個別の配慮が必要な児童も実際は存在している。その要因として、調査項目の点数が全て項目で同じことが挙げられると考えられる。例えば、「大声奇声を出す」と「対人面の不安緊張、集団生活への不適応」を比較すると、最高点数は同一の2点である。経験上、後者の方が圧倒的に環境的配慮や個別対応を必要とすることに繋がるのが考えられる。このように、個別のサポートが必要な状況に

	繋がりがやすい行動項目の点数を高め設定する等、調査項目自体の考え方も見直しが必要かと思います。 ● 通所施設の聞き取りや調査も反映してほしい ● 判定事務の負担を考へて事業所や相談支援事業所に資料提出を求めている自治体もある。判定に要する事務的なコストや給付決定に要する時間（支援の開始までに要する時間）はデメリットであり、それを上回る成果が得られる制度にならないと子どもたちに還元できるものにならない。 ● 必ずしもではないが、特別支援学校、支援学級に通っている子たちが加算対象になっている傾向があり、行動に対する手間が評価されているのだろうと理解できます。（分かりやすい）ですが、発達障がいを抱えているお子さんたちの中にも、行動や関わりに大変さ、課題を抱えているケースはけっこうあります。意思是伝えられても適切ではないし、頑なで変更が苦手であったり、説明に伴った行動は出来るけど余計なことをしたり…など、細かな実態の把握とそれを調査票に反映できるシステムが必要かと思います。正確な対象児童の情報が必要となれば、サービス提供事業所も活用してほしいと思います。私は喜んで協力します。 ● 弊社に対象家庭からは質問などの問い合わせはないのですが、説明納得はされているということですね。 ● 保護者の説明と児童の実態がかみあっていない、集団における児童の問題点や課題を保護者が正しく理解できていないことが多いため、実際に相談支援員が児童の様子を確認したり、難しければ電話などで確認したりすることが必要だと思います。 ● 保護者の方の調査票の記入だけで加算Ⅰを決めるのではなく、児童の持っている手帳の程度や事業所や相談支援専門員からの聞き取り（調査表の記入。）や事業所で支援を行う上での個別対応の内容など、1人で利用している事業所の各々からの聞き取り（調査表の記入）、 ● 報酬改定で出て来たもので今年度開始なのでわからないことが多い⇒誰が何の情報を基に決めているのか？（新宿区はセルフプラン）＊そもそも、個別対応が必要なお子さんにつけられているケースが多い。稀に、つけられた経緯がわからないお子さんもいる。 1 ● 放課後等デイサービスにおいては保護者のみが調査票を記入するため、本来個別サポート加算対象と思われる児童に限って、個別サポート加算になっていないことが多い。そのため事業所では個別対応が必要とする児童が多い。個別サポート加算の調査の方法として「保護者の見立てと事業所の見立てを合わせて検討する」または「愛の手帳2度～3度の児童には個別サポート加算が付く」などの検討をお願いしたい。また、個別加算調査項目の表現が保護者には受入れできず（認めたくない）躊躇してしまう傾向もある。併せて保護者には個別に個別サポート加算についての説明を行う必要性を感じている。 ● 本件加算については、概ね児童の実情を反映して付与されていると感じる。スタート当初は、現状との乖離を自治体主幹課で把握
--	--

	し切れいていない事例もあったが、通所事業所からの情報提供等も加味されて、今は改善して頂いていると思う。 ● 明らかに対象だろうと思われる方と、当事業所を利用するに際して、すでに個別サポート加算対象となっている方については、なぜ対象になったのだろうか？と疑問に感じるほど、特に個別に対応すべきではないお子さんもいます。手帳の度数では安易に決められず、実態に沿うなら、少しずつれているような印象も受けます。 ● 令和3年8月時点で、当事業所で個別サポート加算Ⅰの対象になっているのは、言語的コミュニケーションの取れない児童が3名（うち1名は器物破損等の行為あり）、情緒不安定な児童が1名で、1対1対応が必要な場面が多い児童です。加算の設定前から、そのような児童の利用はありましたので、職員配置等は変わっていません。加算が設定されたことで、多少は評価されたのであろうと考えておりますが、人員配置を拡充するには不十分です。また、保護者に負担を求めるのことは疑問を感じます。個別サポート加算Ⅰの支給決定に際しては、実際にサービスを利用してみないと判断できないこともあるのではないのでしょうか。事業所への聞き取りは、1件もありませんでした。また、この調査ではじめて、事業所側から再認定調査の依頼ができることを知りました。自治体から周知されておりません。ある程度の言語的コミュニケーションが可能であるが、対象児童と同程度に1対1対応が必要な児童や、家庭環境により本来なら個別サポート加算Ⅱの対象ではないかと思われる児童も、当事業所を利用しております。攻撃的な行動の見られない児童は、個別対応が必要な時期、場面があっても、見落とされがちではないのでしょうか。すべての児童が同様の負担で、同等の質の高いサービスを受けられるような制度設計を求めます。
一般市	● （地域名）は以前まで診断書もなく、電話の聞き取りや子どもに自治体担当者が会うことなく受給者証が発行されており、デイサービスも障がいのほとんどないような子どもさんを入れ、障がいの重い子どもさんが断られるような状況が続いていた。この加算制度で、障がいの重い本当にサービスが必要な児童にデイサービスのサービスが届くことは期待してる。個別加算サポートⅡのほうで現状とあっていない。ネグレクトの親御さんに代理受領書などでネグレクトの加算を算定しているのがわかってしまう。 ● 「個別サポート加算」については、放課後等デイサービスを通所するにあたって、全通所児童に対して加算を付けて頂きたい。 ● ①受給者証に記載なし令和3年10月末で新規申請者ですが、2名が自分で食事の介助は無で問題なく飲食できるがスタッフ来所児童外出先での他者の飲食物に手を出してしまうので食事中はマンツーマンで対応しています。 ● 1対1での対応場面が多い子どもには加算を付けてほしい ● 2021年8月にご利用者さんに新型コロナウイルス感染者発生のため2週間閉所していました。利用者数は普段の半数程度になっています。 ● 3歳未満児3歳以上児で、5領域11項目の中で、一部介助である項目が1つ以上…で、対象になるということは、利用児の大半

	が、排せつ時は、介助をしているので、その判断でいうと、加算対象児の判断基準が、よくわからないです。あと、利用児の保護者が、個別サポートⅠについて、理解していないので、説明が難しいです。 ● 4月のスタート時にはサポート対象ではなかった子が、9月になって対象と判断された事例がありました。判定する人によって判断が異なるのは問題かと思います。もっと判定基準の明確化が必要かと思いました。 ● 8月までは個別サポート加算が付いていた利用者様が9月より加算が外れていた。特性は強く他の個別サポート加算が付いている利用者様より個別度が高い児童なのですがなぜ外れたか分からない。現在保護者様の聞き取りの身であるが授業所などの直接支援している場所で調査を行ったほうが良いのではないかと考える。 ● オムツを着用し排泄の自立ができていない児や内服は継続しており状態に変化がなく支援者が必ずつかないといけない児が個別サポート加算がなくなったケースあり、市役所に問い合わせたところ、保護者からの話から判断したがギリギリだったと言われた。保護者が家では困っていないなくても、障害児は集団生活や社会性に問題があるケースが多いため、学校や事業所での状況も把握したうえで判断して欲しいと思います。事業者としては、自治体が決定したことに従うしかありません。 ● ケアニーズの高い児への個別サポート加算Ⅰは報酬の増加になり大変ありがたい反面、調査項目が児童発達支援の対象である乳幼児にふさわしい内容であるかどうかは疑問ではある。 ● このたび個別サポート加算(Ⅰ)が配置され、特別支援学校に在籍するお子さんを多数預かっている当事業所では、人員配置に単価が下がった中少し手厚くすることができました。 ● コミュニケーションに関することに課題があり、登校拒否などによって学校に居場所がない児童が、唯一の居場所として放課後等デイサービスを利用している場合がある。その場合、ほとんどが個別対応を必要とする時期があり支援者も限られることが多い。しかしながら、日常生活において行動上に著しい行為行動などはみられないために、個別サポート加算Ⅰの対応にはならない、という現状がある。なので、行為行動だけではなく精神面についての項目など追加をしていただきたい。 ● コロナ禍で大変な時期でしたが、バタバタしてしまい確認手配が遅れてしまいました。まだ理解出来ていない所があると思います。話を聞ける機会があれば良いと思います。 ● サポート加算の点数に該当しなくても手厚い支援の必要な子供さんもみえるので、段階別でのサポート加算があれば良いと思います。 ● サポート加算の有無で対応の変化は無い。発達に課題のあるお子さんが利用する事業所であり、サポート加算はおかしいと思う。「手のかからない子どもに手を掛ければ手がかかる」と思っており、一見、集団行動が出来、指示が通るお子さんであっても、そ
--	---

れは発達の課題であることが多く、一人ひとりの発達課題に応じた取り組みが必要であると思う。他の事業所では加算によって利用拒否があると聞いた。そもそも発達成長する子どもに判定を行う事がおかしいと思う。また、市町村の判定格差が大きい。もしも判定が避けられない状況があるのならせめて全国統一の判定を行ってほしいと思う。障害の有無や重さの違いによって、子どもの幸せまでも区分される制度であってはならないと思う。

- そもそも重症心身障害児を対象としている放課後等デイサービスでは、個別サポート加算をつけることができません。利用者さんは新しい受給者証が発行されるタイミングで「個別サポート加算」とついている方もいますが、事業所でそれについて対応することは何もありません。重症心身障害児以外を対象とした施設ありきの施策だと思うので、特に興味はありません。
- トイレが漏れた時は、便を触ったり暴れるので職員3人が必要です。個別サポート加算がついたといえど、点数は少ないですが、以前よりは評価されたものとは思いますが。
- どういった方が個別サポート加算Ⅰの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どういった方が個別サポート加算Ⅰの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どういった方が個別サポート加算Ⅰの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どういった方が個別サポート加算Ⅰの対象になり、どの様に判定されるのかがそもそも不透明で、制度自体が全く理解できない。
- どのような方法、経緯で加算対象（または加算対象外）となったのか不明であり、支給決定に関して事業所の見解に相違がある場合にどのような手続きが必要なのか知りたい。家庭での様子と事業所での様子に違いがある児童も多く、保護者からの聞き取りだけではなく事業所の方で調査票を記入するなど、実情に合った加算となるようにして頂きたい。
- どのように対象者が決定されるかなど詳細について情報が得られない為詳しく知れる機会が欲しい。また、県内の状況（どの程度の割合で対象となっているか）など知りたい。
- バラつきがある（認定調査をする相談員の解釈なのか）
- マニュアルがありそれに沿って事業所、保護者、第三者が共通の理解の共に行う必要があるのではないのでしょうか。家庭、学校、事業所と子ども達の様子は違うと思います。困り感もそれぞれ違うと思いますので、そのことも考慮してほしいです。
- もう少し細分化し、見守りの程度や指示理解などによって区分を分けて欲しい。0歳時と3歳児では、哺乳や離乳食捕食の介助、寝かしつけなど職員の手のかかり方が異なるため、一律での加算設定では不足していると思われる。
- わたしが無知なのだと思いますが、4月から新設されること以外、よくわかっていないまま、始まった感じでした。必死に調べたり、自治体に問い合わせたりしましたが、なんか文の解釈としては…みたいな感じで、それぞれの解釈が違ったら、こちらは罰せ

られるかもしれないのに…と恐怖でした。何をどうして、どういうことを必ずすることが求められるものなのか、もちろん事業所側で考えることは大事ですが、基本は教えてほしいです。それぞれの事業所で、人手が足りない中、たくさんの書類をきっちりやることを求められているから、そこに必死になっていて、優先順位がわからなくなります。利用者のニーズにこたえるためにも、今まで無料で行っていた支援も加算の対象になることで職員のモチベーションもあがりますし、支援の質を落とさないためにもありがたいことです。逆を言えば、そんなに簡単に加算をいただけない方が、真剣にやるということもあると思うのですが、利用児のことを一生懸命考え、支援に取り組んでいると、しんどくなります。。もちろん、保護者の方にはしっかり説明はさせていただきました。はて？という感じの方が多かったですが…

- 以前からスタッフが個別で支援していた人に対して、個別ポート加算Ⅰが付いたので、支援を変えていない。
- 以前の調査票よりも手厚い支援が必要な児童（生徒）に合っていると感じますが、点数を満たしていると聞いていても個別サポート加算の対象ではない方がいて驚きました。
- 衛生面での配慮が必要（マスクができない、唾を吐く、落ちているものを口に入れる、壁を舐めてしまうなど）な場合も要検討項目であると思います。また、事業者側から申告できるような整備や周知がされるとさらにいいと思います。ただし、悪用される恐れもあると思いますので、調査が徹底されることを望みます。コロナ禍では調査のやり方も限られる為、現状は差異があっても仕方ないとも考えています。この制度では決まりと違うのであれば、新たな制度があってもいいとは思いますが、その分どこで財源を削るのかも併せて考える必要もあるかと思います。手厚いのはありがたいですが、持続可能かどうかも含めて、長く支援をできる体制が整うことを最終的には望みます。
- 何度も書いているが、該当者非該当者の判断に専門性を持たせるなどして、制度を明確にしてほしい。ある自治体では事業所の意見を優先、ある自治体では自治体側の判断が絶対等、自治体ごとの制度への認識に大きな差がある。試験的に導入された制度であり、今後変化を加えながらのものだとは思いますが、検討時にはもう少し想像力を働かせてほしいと切に願う。
- 加算がつくことは事業所としてはありがたいが、対象か非該当かの判断基準が明確ではない。
- 加算が分かりにくいので、研修や資料、フローチャート等でより詳しく学べると助かります。
- 加算なので、何か特別な書類や支援上の補足資料等が必要となるのではないかと不安。
- 加算についてチェックするにあたり、服薬した場合、服薬していない場合、補聴器使用時など具体的な項目があると、チェックする際に書きやすいと思う
- 加算基準について上記で記載した通り、前加算基準に準じた配置がなされている。実際本人を見ると落ち着いているように思われ

るが、それまで様々な支援プロセスを実施した結果であり、その点を考慮して頂けないのが残念である。特にその場ではある程度落ち着いていても違う環境では不安定になりやすい利用者さんであっても加算認定が居りにくい。また加算が出た場合には集団支援が難しい方が多く、その方の場合は個別対応（行動援護）での検討実施を行っており、放デイ単体での恩恵があるのか疑問を感じる。集団支援での支援が難しい方に加算が降りているものの、結果的に人員を必要以上に配置しなければならず、人件費など考えると他の工夫も必要と感じる。

- 加算対象だった利用者の方が、問題行動が調査項目に当てはまらないとして対象から外れるということがある。調査票では、全体的に見て点数が付けられているがバランスよく、調査項目に当てはまれば加算の対象。1つの項目が原因で多くの支援が必要でも、その他の項目が良ければ加算対象外。となっているように思う。個別サポート加算により、重度の方が利用しやすく、質のいいサービス提供を受けるために出来たものと思われるが、法の改正により報酬単価が低くなったり、児童指導員加配加算Ⅱなどの廃止により資格保有者の確保の難しさ等もあり、質の向上は難しいように思う。
- 加算対象と判定される基準が不明と感じている。対象と判定されている児童以上に問題行動がある児童が判定されない事が疑問である。現場の声が反映されていないと思う。
- 加算対象になるのはどのような児童なのか、全く分からない。自治体は基準を示さないし、事業所に調査にも来ない。
- 家庭での様子だけでなく、集団の場での子供の様子も評価に入れて頂きたい
- 我々は通所受給者証に記入してある結果のみを知らされる。個人の状況について自治体からの聞き取りはない。あまりにもという場合には、相談事業所に問い合わせをして、相談事業所から自治体に連絡してもらったことはある。保護者からの聞き取りだけでは、不十分であると感じる。（昨年度までにかかなりの人数、見直しをお願いしたので、今年度については気になるケースはなかった。）児童の場合は、日々様子が変化することもあるので、更新時の見直しが必要であると感じる。その際、変化のあったケースについては、保護者だけでなく、相談事業所や放課後支援に当たっている事業所からの聞き取りもぜひお願いしたい。
- 改正前に比べれば個別サポート加算Ⅰの新設により、現場の人員配置にかかる経費負担はいくらかは補填できるようになった。個別サポート加算Ⅰの該当非該当の判定には疑問がある。明らかに個別対応が必要な児童であっても非該当であることがある。また、保護者への聞き取り調査のみによる判定で、実際にサポートを行う場面での対応の難しさや困り感、個別対応の必要性等は、聞き取りも行われず判定に反映されていない。家庭における児童の姿とサポート場面での児童の姿は情緒行動共に多少なりとも異なることを前提として調査内容や方法を考えていただけると有り難い。非該当児の保護者に対して、申し入れを行ってほしい旨の話をすることや事業所から申し立てを行うにしても保護者に相談が不可欠な事もあり容易ではない。サポート場面では非該当では？と

	思われる児童もいる。保護者が調査を以ってサポート加算の判定が行われていることをあまり知らない。 ● 各市町村役所のちょうさいんが、保護者様から聞き取った内容だけで個別サポート I について決定する事は難しいと考える。 ● 各市町村役所の調査方法が調査員によって、役所によって違う事には疑問を感じる。 ● 学校や事業所では、出来る事や出来ない事が違う子も居るので、聞き取りをしっかりと、判定して欲しい。 ● 基準を明確にして、保護者に何の目的で、このような加算があるのかをしっかりと説明してほしい。事業所や、相談員から促すことは難しい。支援を必要な児童に、適切な人員を配置するための制度だと思いますので宜しくお願い致します。 ● 強いこだわりや他害などの行動等に対して、個別対応をすることや、構造化のための環境づくりをすることが多くあるため、事業所の収入が増えたことは経営の視点でとてもありがたい。スコア表を付ける事で、客観的に本人の様子を見ることができ、見直す機会となった。 ● 強度行動障害の加算や指標該当の有無など今までの制度も、事業所の支援に合致していない結果が多くみられた。今回の個別サポート加算も名前が変わっただけで同じ。家庭での様子と事業所の様子が常に同じとは限らないため、事業所にも評価させてほしい。 ● 近隣の他事業所との会話の中で、かつては児童発達支援管理責任者がお金でヘッドハントされていき、自事業所が減算を免れないという憂き目に遭い、今回の改正では理学療法士で同じ現象が少なからず起こっているという話になる。個別サポート加算に関して言えば「3、」のように行政側が保護者への説明や聞き取り、きちんとしたスケールで判定を行っているのか甚だ疑問に感じる。事業所側がこの手の話を持ち出すと、お金儲けのために言っているように思われそうで伝えることができない。どのような経緯で個別サポート加算ができたのか、それによりどういったメリットや安心感が生まれるのかをしっかりと各ご家庭に説明して頂きたい。 ● 区分の時と同様、子供に区別をつける事には賛成出来ない。療育する上ではどの子も一緒である。しかしながら障害の特性やその子自身が持つ性格によっては、周囲の理解が欠かせない。特に特別支援学校に通う児童（小学生は成長過程でもある為）には手厚い支援が必要なので今後もこの制度を継続していくならば、一律に個別サポート加算1を算定することも検討して頂きたい。放課後等デイサービスでは利用者10人に対して支援員2人との基準があるが、国が虐待防止に注力している現状を鑑みると矛盾を感じる。（例えば利用者のトイレ介助に1人がついてしまうと、残りの利用者を支援員1人で見るとのか）また自治体主管課が放課後等デイサービスの実状を把握しきれていない事から、事業所への聞き取りにも温度差を感じることもある。 ● 軽度の発達障害児の利用者が多いため、加算の対象となる児童はいません。 ● 決定する上で保護者はもちろん、事業所側へも対象児童の聞き取りを行なっていただき、加算の決定をしていただきたいと思います。
--	---

- 現在、個別サポートⅠがどのような判断基準なのかが分かり難いようにも感じています。自事業所においては発語もほとんどなく、行動障がいも見られ、日常生活的に常に支援が必要である児童が対象となっています。療育手帳であればAが重度と判定されるのかとも思っていたのですが、同じ療育手帳の等級でも加算がある児童とない児童がいます。昨年までは加算がなかったのですが、どうしても個別対応が頻回になる児童に対しての加算はありがたいとは感じています。もう少し判断基準の明確化と、何段階かに分けた報酬単位があればわかりやすいと感じます。
- 現場のことが全く理解できていない方が作ったことにより、各自治体の担当者が振り回されていると市役所の方が言われてました。
- 現状の基準(ガイドライン)では加算対象から外れてしまうケースでも、家庭基盤の弱さや地域生活上の困り感に助言介入が必要な事例もある。加算対象者と同等かそれ以上の支援度合いだと感じる事もあるので障がい程度ではなく、どのくらいの支援が必要なのかが基準になるような見直しをしてもらえればと思う。
- 個々の児童の状況によって必要な加算だとは思う。(ケースによっては常時マンツーマンになる) 調査票の内容がADLと行動障害に特化されていると思う。(ADLが自立している軽度の自閉症スペクトラムでも困難なケースもある) 聞き取りは計画相談員と市の担当職員が行っているが、事業者が直接その場に関わることはまれ。相談員からの聞き取りはあるが、保護者に実態を理解してもらうのは難しい。調査の中で「出来る」の内容を細分化しないとんでも「できる」になってしまう。明らかに個別サポートが付くと思われるケースなのに付いていないケースと逆に付くことに疑問を持つケースもある。客観的視点と聞き取る方のスキルも必要だと思う。
- 個別サポート(加算)についてご家族の方が知らないことが多い。
- 個別サポート1もさることながら、個別サポート2についても、詳しくしっていききたい
- 個別サポートがつく前から、手厚く支援していたので変わらない。
- 個別サポートの意味は分かりやすく、良いと思います。後は、調査者によって偏りが無いようになつたらより素晴らしいと思います。
- 個別サポートの子どもは、子ども一人に対し職員が一人必ずつかないとならない状況です。その子供たち数名の利用日が重なりますと、他の子どもたちまで手が回らなくなり、人員が不足気味になります。3時間のサービス提供時間の中で、加算点数100では人員を確保できません。加算点数をあげて職員を雇用できるようにして頂きたいです。そうしないと、個別サポート加算の積極的な活用は進まず、重度の障害を持つ子供たちは、ますます居場所が無くなってしまわないのでしょうか。
- 個別サポートは良い取り組みだと思う。児童一人にスタッフが一人つかないと受けられない児童は断れる事があり、行き場所がな

	くなる状況もあります。そのような児童は特例で別の枠があればいいと思います。 ● 個別サポート加算Ⅰについては、保護者問診で市が決める様で、放デイの意見は反映されていません。受給者証の更新時になりますので、半年とかの間算定されない人がおります。 ● 個別サポート加算Ⅰが付いた事が受給者証でしか確認が取れない。保護者への聞き取りのみで判断され、どの部分で対象となったのか施設側に何も説明がない為支援の検討が難しい。 ● 個別サポート加算Ⅰと判定を受けた利用児に対して、1対1の支援を要している現状があり、加算がもらえることで支援の充実が図れている。 ● 個別サポート加算Ⅰについては、算定基準となる指標該当の有無がご家庭判断による判定が多いように思われます。障がいをお持ちの方は、ご家庭で見せる表情、学校等で見せる表情、施設事業所で見せる表情がそれぞれ違うと思いますので、もう少しご家庭以外の関係機関等の所見意見を反映させてもらいたく思います。相談支援事業所をご利用中の保護者の方、また、セルフプランを作成されている保護者の方によって、その点に対する意識にも差があるように思いますし、本来、個別サポート加算Ⅰの算定対象と思われる支援度にも関わらず、算定を受けていない障がい児がいることで、事業所側は加算を算定することが出来ない現状がある。相談支援事業所を利用してサービス提供を受ける…セルフプランを作成してサービス提供を受ける…同じサービス提供を受けることに対して、“差”が生まれてはいけないように思います。その“差”が今後無くなっていくように願います。 ● 個別サポート加算Ⅰについては特にないが、個別サポート加算Ⅱについては、自治体の判断でも可となるよう検討してほしい。 ● 個別サポート加算Ⅰに該当しないが「知的に重度」「食事内容の変偏向」等、特別な支援指導技法や理論に基づき支援指導を行った場合の評価が必要であろう。放デイ児における学校の教科学習困難でその理解能力を育てる特別支援を行ったり、外国人母によるバイリンガルによる集団不適應、日本語未取得、誤習得児に対する指導である。自治体職員による保護者聞き取りによる評価では不十分である。 ● 個別サポート加算Ⅰに該当しないが「知的に重度」「食事内容の変偏向」等、特別な支援指導技法や理論に基づき支援指導を行った場合の評価が必要であろう。放デイ児における学校の教科学習困難でその理解能力を育てる特別支援を行ったり、外国人母によるバイリンガルによる集団不適應、日本語未習得、誤習得児に対する指導である。自治体職員による保護者聞き取りによる評価では困難である。 ● 個別サポート加算Ⅰに該当するかしないかではなく、どのようなことに困難さやサポートを必要としているのかを明らかにして、そのニーズに合わせた支援を行うことが重要だと思う。そのため、保護者の聞き取りと相談支援の計画作成がリンクすると良いの
--	--

	ではないかと思う。しかし、支援の手厚さが必要なお子さんについて評価をし、そのことを報酬に反映してくれることは事業所としては大変助かる。事業所としても収入が安定すれば人材の確保や育成を行うことができる。加算対象児童に対して必要かつ適切な支援を提供できているかの評価については、今後の課題ではないかと思われる。 ● 個別サポート加算Ⅰに該当するであろう児童がいる旨を自治体へ提出したが変わりがなくもどかしさを感じている。子どもの成長は著しいので、3年ごと程度で再調査、更新があるといいと思う。 ● 個別サポート加算Ⅰに関して自治体の判断材料に事業所の意見を反映させて欲しい。自治体によっては、福祉の経費削減を洗面に出してくる所もあり、保護者への威圧的態度をとる所もある。支援が必要なため申請するのであるから、保護者、事業所の要望に寄り添った支給決定がされる事を希望する。 ● 個別サポート加算Ⅰに関して自治体の判断材料に事業所の意見を反映させて欲しい。自治体によっては、福祉の経費削減を洗面に出してくる所もあり、保護者への威圧的態度をとる所もある。支援が必要なため申請するのであるから、保護者、事業所の要望に寄り添った支給決定がされる事を希望する。 ● 個別サポート加算Ⅰに関して自治体の判断材料に事業所の意見を反映させて欲しい。自治体によっては、福祉の経費削減を洗面に出してくる所もあり、保護者への威圧的態度をとる所もある。支援が必要なため申請するのであるから、保護者、事業所の要望に寄り添った支給決定がされる事を希望する。 ● 個別サポート加算Ⅰの決定に関しては、療育手帳の判断基準や、事業所での様子を重視した内容で判断してもらいたい。現状、判断の曖昧さを感じる。 ● 個別サポート加算Ⅰの決定に関して児童発達支援の児童は市役所から決定となったことを聞きました。放課後等デイサービスの児童においては、放課後等デイサービス指標該当の児童と強度行動障害の児童についていたのみで、指標該当に相当しない児童についての再調査などなく経過している状態です。指標該当児に関しては受給者証の更新とともに外れてしまい、個別サポート加算も外れました。調査の仕組みがわからず、実際に療育をしている事業所への聞き取りなども判定の参考にしてほしいと感じています。宜しく願い致します。 ● 個別サポート加算Ⅰの指標判定について、判定者からその目的や意味について、保護者への説明が足りていない。目的が変わっているのなら説明する義務が生じるのではないかな？ ● 個別サポート加算Ⅰの指標判定について、判定者からその目的や意味について、保護者への説明が足りていないように感じる。目的が変わっているのなら説明する義務が生じるのではないかな？
--	--

- 個別サポート加算Ⅰの制度について勉強不足な点もあります。加算対象となったお子様へ充実した支援を行っていきけるように考えていきたいと思っております。
- 個別サポート加算Ⅰの対象のお子さんが、成長や支援によって落ち着いて生活を送れるようになった場合、加算が外されるのみで、落ち着いて生活が送れるようになったという事への評価はありません。支援に成果が出れば出るほど減収になるというシステムは何とか変えられないでしょうか。
- 個別サポート加算Ⅰの対象者が多い事業所には、何らかの加算が必要だと考えます。職員の頑張りが反映されていないように感じていることが実情です。
- 個別サポート加算Ⅰの判定の手続きや結果および理由について、市役所の担当課から一切の説明がありません。判定の基準や手続き等について、文書等で説明をして欲しい。
- 個別サポート加算Ⅰの有無にかかわらず児童に合わせた支援を提供できるように心掛けている。指標該当児となっているより個別サポート対象児となっている方が保護者が受ける印象は良いのではないかと感じる。
- 個別サポート加算Ⅰは新設されたということもあり、加算対象になっていない児童について問合せをしたが、対象児童の決定手続きについては、自治体主管課職員も十分に理解ができておらず、あいまいな回答であった。情報を収集するなかで、市町村によっても対応が異なるように思われた。加算としては大きい加算となるため、対象児童への支援内容について改めて検討をしているが、その一方で、加算対象になっていない児童（事業所としては対象と思われる）についても同様に支援内容の検討が必要である状況であり、対象児童の決定手続きについて、明確におよび事業所の様子も反映される仕組みの構築がされるとよい。
- 個別サポート加算Ⅰは毎年調査でしょうか
- 個別サポート加算Ⅰ対象者について、算定対象と予想していなかった利用者が算定対象となっているケースが数件ある。自治体主管課職員に確認を行うと、保護者からの聞き取りの結果、算定対象となったとのことであった。どのようなところで算定対象となったのか詳細（１の設問では２点の評価だった等）を把握することが利用者の支援対応に繋がると考えるが、密に連携と情報共有ができていないことが実情である。個別サポート加算Ⅰの対象となった利用者については、特に支援が必要な利用者と認識し、支援にあたるようにしている。
- 個別サポート加算Ⅰがまだよく理解できていないので、どういうものなのか、今度の集団指導の資料などに入れていただけると助かります。
- 個別サポート加算Ⅰに関しては、施設側の判断で自治体に相談し、その加算つけてもらえることは知りませんでしたので、今後は

	実際の支援の中で、そういう方がいらっしゃいましたら、自治体に報告させて頂きたいと思います。 ● 個別サポート加算Ⅰの利用児については、強度行動障害における自傷行為や他害、トイレの全介助が必要など職員が1人に対して1人以上必要な場合が多いが、現在のサポート加算の単価では職員を増やすことや、機能訓練室の改修の対応がしにくい。 ● 個別サポート加算がつくかどうかの段階で、自治体や相談員と対象児童の状態像の確認を行うことが大切である。開始の際に、電話等で、自治体と相談員に何度も児童の状態像について連絡を取りました。自治体の担当者が違ったり、相談員が違ったりすることで、個別サポート加算がつく児童とつかない児童ができる。担当者会議等で、確認し合うことが良いと思います。個別サポート加算がつく事で、より細かな支援内容を検討し、計画書に具体的な支援目標及び支援内容を記載し、職員間で統一した対応を行っている。 ● 個別サポート加算が付くことで人員配置やお子様に必要な物品の購入の検討が出来るようになりました。小さな事業所では加算は重要だと思います。 ● 個別サポート加算が利用者全員についても月に30万円弱の報酬にしかならず年間でも360万円弱となる。職員を1人雇えば年間でのコストは400万を超える。これでは、いくら加算があったところで今までよりもより手厚くするなんてことは出来ない。そうでなくても全体としては、報酬が下がっているので一気に下げ過ぎないように、調整しているようにしか感じられない。 ● 個別サポート加算と療育手帳（たとえばA）の評価を一致させるべきだと考えます。 ● 個別サポート加算について、全く知識がなく受給者証の更新時、利用者に見せてもらった時に初めて知ったくらいでした。 ● 個別サポート加算については、受給者証に該当の有無が記載されているが、どの点で判定されたのかは不明。 ● 個別サポート加算について福祉課が理解をしていないのと、本人を理解せずに大半をただ重度の身体障害の方を対象としていること自体が意味をなしていない現状がある。コロナ前から本人の面談を行っていないケースが多いので、指標を用いて判断する体制が取れていないことが問題化と思われる。そして、保護者からの聞き取りのみの判断では、個別サポート加算Ⅰの意味がないと思われる。実際に本人を調査し、保護者や関係機関への聞き取りをして初めて対象となりえるかの判断がされるのが本来の意味かと思います。その上でどのように療育したらよいか決めて取り組む必要がある。現状はただ新しい加算ができたので、対象基準をこれにしておけばよいと決めて一方的に判断を下しているので正しく必要な加算が取れるようにしていくべきではないのか。指標対象児の時同様、福祉課に必要な人員体制と運営ができていないので、今後も同じ状況が続くのかと思われる。 ● 個別サポート加算には該当しなくても、例えば職員との関わりを求め、特に何度も質問してくるお子さんなどは、それ相応に人と時間を割いて対応しているケースもあるので、事業所側にとって、正直十分な加算かどうかはよくわからない。ないよりはあった
--	--

ほうが良いと思います。

- 個別サポート加算に対する調査をする際は事業所も含め行ってもらいたい。事業所の見解は受け入れてもらえない現状がある
- 個別サポート加算に伴う受給者証の中身についてほとんど知らない保護者が多い。また厚生労働省による「13点規定」を知らず、行政から提供された簡易調査票で判断した相談支援事業所がほとんどで、制度内容が相談支援事業所に徹底されていないことが明らかだった。私たちの指摘で「13点規定」を知った相談支援事業所が複数あった。
- 個別サポート加算の算定条件がわからない。現状は市が調査を行っているのだと思うが、どのような算定条件になっているのか知りたいと思う。
- 個別サポート加算の指標について、もう少し改善が出来たらと思います。
- 個別サポート加算の指標を記入する時に、何歳でおおむね何ができるかの定型発達の例があると記入しやすい。例：5歳児読み書き→ひらがなに興味を持つ自分の名前がなんとなく読める鉛筆を持って文字や形を書くなど学習障害があってできないのか、知的な障害があってできないのか、学習障害の診断がついていないケースもあるので判断が難しい。
- 個別サポート加算の新設は大変助かります。もとより児童の状態増像については個別サポート調査票に類するアセスメントを行い、支援に見合う職員体制（児童1.5人に対し職員1）を確保してきたため、支援体制強化に向けた専門職員（ST）の確保を行った。加えて、支援力量の充実に向けて有料WEB研修の年間利用契約を行った。
- 個別サポート加算の制度を熟知し、より一層支援の充実に図りたいと思います。
- 個別サポート加算の制度対象とならない利用児のなかにも、人的配置を増員する必要がある利用児が多くいます。この点をご理解頂き、将来の制度設計をお願い致します。
- 個別サポート加算の対象になるかどうかの基準が自治体によって変わっている。細かな聞き取りではなくざっくりとした質問アンケートに答えるだけでは本当の困り感が出てこないと思う。何のための個別サポート加算なのかが分からない。多動で落ち着きがなく目が離せないという状況だけでも個別サポート加算の対象になりえると思うし、自傷行為他害行為排泄の管理等々も頻度の問題にせずそういう行為がある場合は加算対象にするなどの対応をして欲しい。
- 個別サポート加算の対象児童は、特に手厚い指導や関わりが必要と感じている。この子は加算対象なのに、さらに手厚い指導が必要な子についておらず判定に疑問を感じる。受給者証に記載がないと算定できないのであれば更新時を待たず早急に全員を調査し、加算の対象になったら受給者証を保護者へ発行してほしい。
- 個別サポート加算の調査書を保護者のみでなく、相談員やその他の関係機関などの関わりのある専門性のある支援者たちの意見も

取り入れたうえで判定してほしい。

- 個別サポート加算の判定について、市町村の担当課の職員による保護者への聞き取り調査では、保護者の意識の違いによって大きな差が出ると思います。現に、事業所としては個別サポート加算の対象と考えられるような児童が対象外であったり、この方は対象外だろうな？と思っていた方に加算が付いていたり、と、4月当初の段階では対象者が3人しかいませんでしたが、相談支援専門員さんのお声がけのおかげで、事業所として2人の方の再調査を行ったところ、その点数に達した為、その2人も個別サポート加算の対象になりました。このように、判定の基準が曖昧なので、療育手帳のA判定、B判定を基本的な判断材料にして、手帳の無い方やB判定でも特に配慮を要する方々には特別枠で、具体的な内容について判定してもらおうようなかたちで行うことができれば良いと思います。
- 個別サポート加算は取っていない。基準が曖昧であり、低年齢のお子さんはほぼ加算の対象に当てはまると思われるが3歳未満は利用料の自己負担があるため、公立の施設として保護者負担が増えることが適切なのか悩む。ほかの地域の公立の施設はどうしているのか知りたい。また、3歳以上になると、今度は障害受容がまだできていないケースや加算の対象であることが保護者の心理的負担になるのではないかという懸念もある。
- 個別サポート加算をつける基準はあるが自治体も相談支援に任せているため、放課後デイの事業所から相談支援事業所へ伝えても伝わりづらい面がある。相談支援も個別サポート加算の内容を保護者様に提示しないといけない面があることや、加算分の負担が保護者様にかかるところがやや伝えづらい面がある。個別サポート加算は重度の児童に比重があるが、発達（自閉症ADHD）の児童も小学1年生から小学3年生までは個別対応が多い。知的の障がいありきではなく、社会性の程度の基準をもう少し広げて欲しい。
- 個別サポート加算を請求ソフトに入力する際、自動入力されない為毎度手入力で行わないといけないので不便さを感じます。
- 個別サポート加算対象決定までに自治体がどのような調査をしているのかわからず、受給者証が更新されたときに個別サポート加算対象かを初めて知ります。家庭や学校、放課後等デイサービスなど、環境によって様子が変わる子どももあり、保護者への調査だけでは不十分だと感じています。実際に、令和3年4月時点では対象になっていなかった児童について、保護者に事業所での様子を日々伝えていたところ、6月の受給者証更新で個別サポート加算対象となりました。保護者だけでなく、放課後等デイサービスにも個別サポート加算対象決定の調査票記入や聞き取りを実施して、決定に反映させてほしいです。
- 個別サポート加算対象児は、実際にスタッフが1名マンツーマンで対応する必要がある、加算の増額を求めたい。
- 個別サポート加算対象児童と思われる児童がいるが、対象になっていない。

- 個別サポート対象が、どのような基準で決定しているのか？（保護者の聞き取りが主なのか？）知りたいです。それと、同じような特性を持った兄弟によっても、個別サポート対象、対象外となっている（違いがある）理由も詳しく知りたいです。
- 個別サポート調査の項目の中、行動関連 16 項目のうち、とても難しい項目があり、個別対応の必要性のある児童がいるが、なかなか 13 点を満たすことが出来ない。そのため、実際の支援では、ほぼマンツーマンに近い状況にあるのに加算がつかない実態がある。体制上手厚くしていかないと難しい児童がたくさんいる。そのところを何とか理解して報酬につなげていていただきたい。
- 個別サポート調査票の留意点に、『調査対象の状態は適切な支援や環境が整っていない状況（例：保護者や慣れている支援者がいない状況、初めての場所等）とあります。私たち支援者は、将来を見越し、環境を整え、好ましい行動に移せるよう適切な支援を心掛け提供しています。利用者様の周りには、常に、保護者様、学校の先生、支援者のいずれの大人がおり、施設利用期間が長くなる方ほど、環境が整っていない状況の回答が難しい場面が多く出てきています。個別サポート調査票の提出の際に、特別児童扶養手当認定診断書等の提出が可能になると助かります。
- 個別で加算して下るので、とても助かっております。
- 個別加算対象となる為の定義や指標が不透明で曖昧になっている。療育手帳保持者が該当するかと思えばそうでもない。（そもそも療育手帳発行についても根拠に疑問を感じる部分がある。小さい頃に発行され当時は必要性があったであろう児も現在は成長に伴い必要ないように思える場合もある。）また自治体から事業者への聞き取りや調査も一切なく、どのような判断をしているのか全く分からず事業者としては困惑している。実際に保護者が家で困り感がないと言っているが、集団で活動する場面において支援者が困り感を抱えている場合が多数ある。
- 個別支援サポート加算が必要と思われる児童について加算が付いてない児童がいるので、付けてもらいたい。
- 厚労省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設事業所調査」においても同様の質問項目があり、しかし記載月が異なる等の違いがあるため再確認の必要があり、二度手間非常に煩雑でした。その辺りの統一をお願いします。
- 攻撃的ではないので、個別サポート加算調査にチェックがつかないが、支援学校の在籍児なので支援が多く必要な現状がある。
- 更新時に申請窓口で保護者が回答すると上記IV-2-(2)の理由により加算の該当にならないことが多い。加算は保護者負担に直結するため、保護者への確認では「できる」と回答する可能性があるため、第三者による評価が望ましい。放デイについても介助が必要な児童は、職員の稼働が大きいため行動面だけでなく、ADL 面などの自立度(介助度)も判定に含めていただきたい。
- 更新時に申請窓口で保護者が回答すると上記VI-2-(2)の理由により加算の該当にならないことが多い。加算は保護者負担に直結するため、保護者への確認では「できる」と回答する可能性があり、第三者による評価が望ましい。放課後等デイサービスに

	についても介助が必要な児童は職員の稼働が大きいと、行動面だけでなく ADL 面等の自立度（介助度）も判定に含めていただきたい。 ● 行政、保護者の支援の認識によって対象になるかどうかが問題。調査票の説明を保護者にしないと対象にならないだろうという利用児が多い。行政も例としてしゃべれることができる子はコミュニケーションができるというバカな認識をしている人もいる。文字が書ければ、無条件で読み書きできるという評価をしている担当者もいる現状にあきれる。こういう事態なので強度行動障害児支援加算のハードルはさらに高い。重度の障害児の利用者が多い事業所と軽度の利用者多い事業所の差が 100 単位しかなく、さらに加算の対象にならないと評価されない点は、国は重度の知的障害児、支援学校の中学部や高等部の支援に対する本気度が低い。ガイドラインにも卒後の障害福祉サービス事業との連携が記載されていないので、分かっていないのであろう。国の各委員会の大学の教授等も現場の実態をしらないのであろう。支援ニーズの高い重度の障害児の支援に対する報酬の評価が低い状態が続くと、重度の障害児を受け入れる事業所がなくなります。弊社が運営している地域ではすでに、支援ができない、支援の配慮ができないといったことで対象児を選んでいる事業所が多く存在している。ありえないことがすでに起きている。昨年度から指標該当児を 50% 以上を受け入れし、支援を行っている事業所に対する今年度の報酬改定は評価されていないと思うしない。このような結果になったことに対して最低です。人員基準等も言いたいことがたくさんありますが、個別サポート加算Ⅰについては、しっかりと支援を行っている事業所に対しての評価にしてもらいたい。 ● 行政から事業所への聞き取り等の措置をしてもらいたい。直接行政に連絡しても相手にされない。相談支援事業所の業務が成り立っていない為、(モニタリング等も全く聞き取りなしの状態です 1 回も連絡もない事業所もあり、連携できていない事業所が多い) 相談しても個別サポート加算を理解していないので話にならない。 ● 行政と保護者と事業所で、個別サポート加算で見解の違いがある各市町村によって、個別サポート加算の決定に違いがある個別サポート加算Ⅰと個別サポート加算Ⅱの確定に各市町村で差がある個別サポート加算Ⅱで保護者の確認がとりにくい ● 行政の判断が、保護者のみの聞き取りのみでおこなっていることに疑問を感じる。本加算が事業所に対するものであるとするならば、事業所に対し聞き取りをおこなってほしい。重度の児童を受け入れることが負担になってしまい、軽度の児童を選ぶ傾向に再びもどってしまうのでなかろうか。せめて以前のように療育手帳を考慮してほしい。 ● 国は加算制度を用いて、現場の職員の給与アップを目指している。そのためには職員の研修体制を整えて、人を育てておかないと制度ができたときにすぐに手を挙げるできないことを痛感した。 ● 今までの事業所区分から個別の加算に変更になったのは大きく前進である。今後も障害特性からくる行動面、情緒面、不安定な一
--	--

面を調査内容に組み込んでもらえると助かる。また、保護者への調査だけではなく、相談支援事業所やサービス提供事業所への聞き取りもあってもよいのではないかと思う。

- 今回、行政側の受給者証の書き換えで、特に、現状のまま行っているケースが多々ある。また、それぞれの行政によって、再調査を前向きに行っていくところと、現状のままでいくというところと差が激しい。再調査の用紙を取り寄せ、保護者に説明をし、スムーズに言ったケースでも請求の時に2か月は遅れていく。夏休みなどは、特に、利用が激しく、事業所も人を多くしているため、なるべく、長期休み前に、変更をかけてほしかった。今も変更をかけてほしく、待っている状態である。現状確認に、行政もとお願いしたが、今のままである。行政に決定を言われると、その現状で行っていくしかない。どうにかしてほしい。児童時期の精神科受診のハードルは高く、なかなか保護者も認めず、わからずで、丁寧な説明と、つながが必要。事業所だけが、その説明をしたりすることに限界があるので、しっかりと行政も把握に努めてほしい。再調査、変更は、お願いしたいケースがかなりある。
- 今回のアンケートで個別サポートⅠは事業所側からの問い合わせで申請できることについて周知がされていないと感じたがもしくは地域によっても差があるのか？事業所も混乱しているので教えてもらいたい。
- 今回のアンケート内容とは逸れてしましますが、併設している相談支援事業所が別の放デイを利用している児童の事業所から相談支援事業所で個別サポート加算Ⅰを算定できるようにしてほしい。相談の仕事である、難しい場合は契約を終了する方向で検討するという話が今回の報酬改定してから早々にありました。客観的に判断し、個別サポート加算Ⅰに該当する児童ではありましたが、利益追求することが全面に打ち出され、本人、家族の利益を考慮し、サポートした結果、加算対象となりました。本来を目的とした
- 今年度の事業所説明会は資料のみであったが、オンライン（できればオンデマンド）で説明会を開催していただきたい。
- 今年度より新設された個別サポート加算Ⅰ以前の制度、平成30年度に制定された基本報酬区分における指標（該当児）調査票の判定について、当事業所と自治体主管課の結果が違ったため問い合わせをしたところ、自治体主管課が改めて放課後等デイサービス事業所に聞き取りを行い、その内容が反映されることとなった。その後は自治体主管課が受給者証の発行更新のタイミングで調査を行い判定をしている。今回の個別サポート加算Ⅰはその結果を引き継いだものとなっている状況です。上記にも記載しましたが、市役所担当職員より適切な説明がされておらず、保護者の間違った認識での回答、判定が出ているケースもあります。また、学齢期や思春期の子の不適応や行動障害等に関する様子や集団場面での様子としての評価が出ずらい評価指標になっている（重度の障害の子は出来ない事が多いので該当になりやすいが、出来る事が多いが故に支援が必要な場合も多い、しかしその場合はあの指標だと数値として出ずらい）。学齢期思春期に入る頃には保護者の方もご家庭で子どもに対して適切な支援をし、日常が回るようにな

	っている＝日々支援をしている状況という説明、認識がないので数値が出ずらい。事業所に毎日来ている子に関しては“常に支援が必要”という事に該当するが、週に数回しか来ていない子に関しては割合で“支援が必要な場合がある”に該当となってしまう（通っている日数での評価になる事が不公平に感じる）。 ● 最近では不登校児童が増えており、抱えている問題点が多岐にわたることから、もう少し情緒面での評価内容を増やすか、評価者が大変であればいじめに該当する項目や不登校に対する項目にチェックが付けば支援体制の評価をして頂きたい。個別サポート加算Ⅱについては家児相との連携ケースなど限られた対象となることから、予備軍に該当するお子様の評価がなされていないと感じる。 ● 算定に関して市町村でのばらつきがあるので複数の事業所を利用している方に関してはそれぞれしっかりと聞き取りを行って頂きたい。基本報酬が下がったいま、個別サポート加算Ⅰの有無にかかわらず、他害行為が見られる方に関しては職員体制や利用調整を行っているので現場職員の為にも算定のあり方を統一して頂けたらと思います。 ● 子どもに加算がつくことで、より運営上どの子が利用すれば1000円プラスとよぎるようになった。しかし、実際の現場では、個別サポート加算Ⅰの支給決定がない子に1対1対応を行っている。子どもの“できない”部分を判定することが保護者の精神的な負担となる。さらに、子どもの“できない”部分の判定では、子どもが育ち発達していくと加算対象でなくなるため、事業所としては支援をすればするほど減収となる。基本報酬で運営が出来るようにして欲しいが、個別の加算で対応を続ける限りは、子どもの目先のできるできないではない、総合的な育ちを支える加算にしてほしい。 ● 子どもの出席が昨年より5%以上落ち込んでいる。原因の一つはやはりコロナウイルスの関係がある。この加算は運営面大きい。 ● 子どもの出席が昨年より専門性が15%以上落ち込んでいる。原因の一つはやはりコロナウイルスの関係であると思われる。この加算は運営面で大きく、職員を一名採用した。 ● 市によって、判定に差があると感じる。 ● 市町、担当者によって対応が異なるので、それぞれの市町の対応や書式を把握しながら、対応していくことに大変さを感じることもある。保護者が利用者、事業者それぞれが、どのような受け止め方をするのか、課題がありつつ、把握できるツールの一つともいえる。一様の判断基準にもなるため、改善の余地はあるが、助かっている。 ● 市町によって対応が異なるので、それぞれの市町の対応や書式を把握しながら、対応していくことに大変さを感じることもある。保護者様がお子さんの状態をどんな風に受け止めているのか把握できるツールの一つになっており、お子さんやご家族への支援を考えるときのヒントになることもあり、助かる。
--	---

- 市町村によって加算が付く度合いが違うと感じる事がある。指標該当の調査の時から、市町村でどのような調査があつて決定しているのか不明な部分が多かった。これまで重度障害のある児童さんの支援を行なってきたが、今回個別サポート加算として、個人個人への支援に加算がついたのは有難いと思った。
- 市町村福祉課の方の項目の内容と実際のお子様の状況での把握や評価の差が大きく、電話等での状況説明や再調査を行う事での対応時間がかかった。また、実際の申請や制度に関しての周知に差があった。
- 市役所からの聞き取りは保護者だけではなく、事業所にあつても良いのではないかと考える。相談事業所と市役所が連携をし、モニタリング内容を市も把握したが良いのではないかと思う。
- 指標該当調査について、保護者と施設側と状態等による可不可の捉え方が違うため、食い違いの部分に際して保護者から不快感を抱かれる恐れがある。
- 指標児が付いているのに、サポート加算がつかないのはどうしてでしょう。
- 支援に困難さを来す利用児童も受け入れているため、個別サポート加算が取得できるようになったことで給付費収入が上がり、職員のモチベーションの向上にも繋がっている。これまでも一人一人の個別支援計画に基づき適切な支援を行ってきたが、更に個別サポート加算の該当児童については支援内容を改めて見直したり、職員間での共通理解が図れるよう事業所努力をしていきたい。
- 支援関係では、加算の算定基準の微妙な曖昧さがあり算定に関しては悩むときもあった。単位数としてはもう少し高くても良いと思われる。
- 支給決定は、市町村の判断によるのでしっかりと加算について熟知して判断してもらえないと事業所として動く限界がある。当初は担当が知らない場合も多かったので先回りして問い合わせしても無駄であった。せっかくの良い加算制度なので市町村と事業所が気持ちよく使えるものとなってほしいと思います。
- 支給決定は、市町村の判断によるのでしっかりと加算について熟知して判断してもらえないと事業所として動く限界がある。当初は担当が知らない場合も多かったので先回りして問い合わせしても無駄であった。せっかくの良い加算制度なので市町村と事業所が気持ちよく使えるものとなってほしいと思います。
- 支給決定担当職員への周知を再度、しっかりと行って頂きたいです。自治体職員は異動も多く、個別サポート加算（Ⅰ）のみならず、制度全体の知識継承が行われていない状態も散見されています。
- 施設において個別のサポートを必要とする利用者が、自宅や学校においても同じ状況であるとは限らず、家や学校だけの様子を保護者から聞き取るだけで、放課後等デイサービスが個別のサポートをおこなう必要の有無を判断するのは、難しいのではないか。

	また、すでに人員などを裂き個別にサポートを行っていることで、課題となる行動が見られない場合もあるので、加算を算定する根拠を簡単なスコアや聞き取りのみで行うことの難しさを感じる。 ● 私どもの認識不足かと反省していますが調査や手続きについての情報が無かった？少なかったと思います事業所として何をどう対応したら良いのか？受給者証の更新時に確認をしています。個別サポート加算の対象になると思わなかった児童が対象者になっていたりこちらの担当者が退職に伴い点数の改正について引継ぎが上手くできていなかったと反省しています。 ● 事業所が調査を行った際は20点以上となったのですが、該当しない児童がいます。この児童らは同じ自治体に住んでおり、保護者の聞き取り、相談からの調査票の提出で対象か判断しています。利用している事業所全てに調査票の提出を求めている自治体ではその様な結果になることはありません。また、指標の内容の捉え方も差があるように思います。該当であろう児童がこのまま非該当であり続けると、卒業後の進路、認定調査の結果にも影響が出て本来必要な必要な支援が受けられなくなるのではないかと心配しています。 ● 事業所は3月まで指標該当児が50%以上の区分1で、児童に対応するため職員は2人以上の加配を行ってきました。現在も利用児童の半数以上は個別サポート加算Ⅰの対象児です。今回の報酬改定で加配の算定が可能な職員は1人になりましたが、事業所では引き続き2人以上の職員を加配して対応しています。児童の安全確保の面からも職員の減員は難しく、こうした体制を報酬で評価していただけるようにしてほしいと思います。 ● 事業所へも調査聞き取りをおこなってほしい。 ● 児童の過ごす場所により変化もある為、一定の場所や判定者により検討した方が良いのではないかと思います。(療育手帳などを基準にした方が公平ではないか) また、サポート加算が付くことによる保護者感情も心配ではないかと感じます。 ● 児童の実態と合致した決定になるために、保護者以外の関係機関へも聞き取りの実施が望ましいと思います。 ● 児童や保護者の方は、日々の生活や集団生活においての困り感を抱え、特に保護者については我が子の育てにくさや関わりにくさを感じながら日々苦勞して生活をされている上に、さらに加算料が利用料に上乘せされ、経済的な負担を課せられるのには、理不尽さを感じます。また、自治体の聞き取りの仕方によっても加算対象となるかが変わってくると思いますし、保護者の方が療育の必要性を理解して我が子への対応を継続しているからこそ、困り感が軽減し、個別サポート加算の対象からはずれるということもあると思います。児童や保護者については、力が発揮できる状況となり喜ばしいこととは思いますが、丁寧な支援の積み重ねの中でのことであり、事業所としては精いっぱい努力をして児童や保護者と歩んでいるのに、児童が力をつけてきたことで加算対象からはずれて収入が減るとするのは納得ができません。
--	--

- 児童一人ひとりに加算をつけたことで、加算対象外の児童を受け入れないデイサービスがでてきている。児童を支援すればするほど加算対象外になってしまう(問題行動が改善されると加算対象児童ではなくなる)のには納得がいかない。「職員配置が多く必要な児童(端的に言うと大変な児童)には加算をつけますよ」ということなのではと思うが、制度そのものに無理があると思う。役所が親御さんに話を聞いたうえ、加算対象児童を決めているようだが、あまりにも実情と違いすぎる(実際に手がかかる子には加算がついていなかったり、その逆もある)
- 児童発達であればほぼ全員に個別サポートⅠがついている市町村があるので、自治体によって対象か否かの基準が異なる感じを受けます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する子供たちは、障がい名が同じであってもここで生活環境も違い、成長過程も異なる。その為、個別支援計画があると思う。療育の必要性があるから自治体も受給者証を発行されると思うが、旧制度の指標該当なしの判定なし、今回の個別サポート支援対象なしの判定は矛盾していると思う。児童の将来を見据えて、今療育が必要と考えるのであれば、手厚い支援が必要と考える。もちろん、現場の支援の向上、スキルアップが一番と考える。*手厚い療育を受け、成長し、社会貢献し、社会がうるおい、住みやすい地域作りができる事を願う。
- 児童発達支援事業の児童に個別サポートⅠの加算されたことで、もともと多く職員を配置していたので、報酬が少しでも保証されると事業継続の上で運営しやすくなる。未就学児の児童発達支援では子供の障がいについて受容が難しく、母集団(幼稚園、保育所)等の併用を希望される保護者が多く、一定の療育期間で発達が促されると、即母集団へ完全移行する状況である。この時期は子供だけではなく、子育てが初めての親や兄弟児もいて子育て真っ盛りという家族への支援も必要であり、親子共大切な時期と考えている。そのため職員を手厚く配置しているが、その年によっても利用状況が違うため職員を確保し安定した運営をするためには、報酬のが上がることは事業所としても望ましい。無償化の対象児では負担がないので良いが、対象外の児童では若い世代の保護者にとっては1割負担は大きいと思う。
- 自治体からの返答が帰ってきていないので、どうしたらよいかわからずにおります。
- 自治体から保護者へ郵送でのアンケート形式で調査をし、個別サポート加算有無の判断をしているが、保護者が該当加算に対し、内容等を理解していないまま回答していることがあると考えられる事例がある。そのため、保護者や相談支援員、事業所からの聞き取りにより総合的に判断するのが望ましいと感じる。また、アンケートの質問内容が理解判断し辛いのでは？との意見を相談支援員から伺っている。
- 自治体によって、大きなばらつきがある。判定基準の大きな違い。また、再調査等問い合わせると、すぐに対応される自治体と、

	更新時しか対応できないと言われる自治体と様々。当事業所は、様々な自治体からの利用があるので、統一してほしい。 ● 自治体によって加算のつけ方が異なるのではなく、全国共通にしてほしい。保護者だけではなく発達支援センターや事業所の声もきいてほしい。 ● 自治体によって対象となる判断が大きく違う。放課後等デイサービス利用児童のほぼ全員が対象となる自治体や、4月の開始時点で調査がなされておらず、再調査の依頼を何度か行い対象となった（そのため数か月は加算取れず）自治体など。何が違うのかよくわからず、公平性が感じられない。 ● 自治体によって調査の仕方が異なるため、統一した方法の設定や、内容についても具体的な事例を挙げてもらうなど、事業所にも保護者にもわかりやすいとよい。 ● 自治体の個別算定に関わる項目の評価がどうされているのか？共有できるといい。当センターは重症心身障害児の報酬算定のお子さまが8月時点で8名いたため、8名は算定対象外でした。 ● 自治体の担当者が利用者本人と面談して対象になるかどうか確認するのが理想だが、そこまで手が回らないと思う。せめて、保護者、事業者双方からの聞き取りをしてほしい。 ● 自治体の判断基準が明確になってくれば、事業所側も納得して児童に対応できるようになるのではないかと思います。実際の児童の状況を、利用している障害福祉サービスにご確認いただけると判断もしやすくなるのではないのでしょうか。 ● 自治体や聞き取りを行う職員によって個別サポート加算を算定するかの判断基準に大きく違いがあると感じる直接支援を行うのは事業所なので、保護者のみでなく事業所職員からの聞き取りを算定基準に含めてほしい ● 自治体主管課職員の聴き取り方によっては、保護者の障害受容の状況に影響されと考えられます。療育に繋がったばかりの保護者の子どもの捉えについても、まだこれからのところの方もおられます。「できないこと」を聴き取りされることは、保護者の心的負担が大きいと思われますので、専門的知識を持って対応されることを望みます。調査内容については、子どもの『支援の必要度』を明らかにしているものではないと懸念しています。児童の発達状況について行政と事業所が話し合う場がある方が望ましいと思います。 ● 自治体主管職員が来所し、本児の様子確認と職員の聞き取りが行われたが、調査に来られたその日の本児の印象で判断されたように感じるため、普段の様子を知っている事業所の職員が記述した「就学児サポート調査」を判断材料として用いて頂きたい。 ● 自治体職員の方による聞き取り調査時に、保護者の方がお子さんを底い特性を伝えなかったため、職員の方が理解できず、サポートが必要なお子さんを見逃してしまう場合が多かった。また、保護者の方が家庭以外の場所でのお子さんの様子を把握していない
--	---

方もいらした。また、今まではそれほど支援が必要でなかったが、引っ越し等による環境の変化や年齢、特に思春期におけるお子さんの場合、様子が変化していることを気が付かない保護者の方もいらした。他、この支援体制を理解していない保護者の方が多くいる。

- 実際にこどもの状態をよく知らない人が、聞き取りだけで判断したのではと思われるケースが何件もありました。そもそも、児発の加算要件では年長さんのかなり知的レベルが高いお子さん以外はもれなく対象になってくると思われます。お家の方が、どこをもって支援しているとかんじているかなど、判定基準の理解面が十分に伝わっていない可能性、さらに自分の子をよく見せたいという思いなども重なり、適切な対象につながっていないように感じられます。受給者証更新時にはその都度きちんと確認を取るなど、今後の改正を期待します。
- 実際には該当するような児童に加算Ⅰがついていなくても事業所側から該当するのではないかとは言いにくい。家族が過大評価しているときもあるので保護者を傷つけてしまうため。
- 実態に応じて算定できるように、定期的な見直しと、申請にあたっては関係機関すべてから調査票の提出を求めている。保護者や相談支援事業所のみなど、普段の事業所での実態が事細かに分からないところからの判定が、どれだけ実態に見合ったものとなっているかと感じます。
- 手厚く支援するための加算だと思うので保護者だけではなく、支援現場への聞き取りは最低限お願いしたいです。
- 手続き、特に調査対象をどこまで広げるか（保護者のみか、事業所や学校にも聴き取りをするかなど）について、自治体で異なる。特に保護者のみ聴き取りの場合、保護者の理解度や解釈により実情に応じた結果が出ない場合があると思われる。調査するかどうかも任意の自治体があり、加算が手厚い支援に結びつく、またその必要性があるということの説明理解が自治体保護者間で充分なされているかについて、疑問を感じる。
- 手続きに関しては、基幹相談支援センターで行ってくださったと思っています。ですが、調査票の内容などの詳細に関しては、把握しておりません。
- 手帳は最も重い判定が出ているにも関わらず個別サポート加算の対象とならない児童が多数いる。もう少し手帳の判定も判断材料の中に含めても良いのではないかと思います。障害児支援のサポート格差を埋める為の加算であってほしい。
- 受給者証で加算の対象になるか知る事が多く、すでに決定となっている為市役所に問い合わせても「この方は対象にはなりませんね」と言われるだけで、再調査は行ってくれないことも多い。
- 受給者証にサポート加算算定開始月日の記載がなかったため、請求業務が煩雑だった。受給者証に決定開始日を記載してもらえる

	と業務がスムーズになる。 ● 受給者証の更新時期に相談員さんに相談をして加算をつけてもらったケースがあった。家族だけでなく事業所の聞き取りも行う必要があると感じる。 ● 受給者証更新時に保護者が調査票を記入し市に提出し判定している。項目に一部介助と全介助と書いてあるが、行程の中の一つでもできれば一部介助とチェックしている可能性も考えられる。具体例や解釈の説明もなくわかりにくい。また、この調査の目的が分かっていない保護者も多いのではないと思う。具体例や説明など保護者に周知がいると感じる。事業所との認識の違いがあり、個別サポート加算対象になりえる児童がいたとしても、保護者側の方には言いにくい。”保護者の方が考えているより支援がかかる””加算金が入るから”といった風にもとらえられるため、事業所側としてはそのままにしている。 ● 就学児サポート調査の項目によっては支援者が常に一緒に行動するうえで人員が必要となることが多いので、点数での判断ではなく、必要な項目によって判断してもらいたいと思います。 ● 重症心身障がい児を預かっているが、設備が整っていないので、加算はなく、個別サポート加算ももらえていない。 ● 重症心身障がい児対応の放課後等デイサービスの為、個別サポート加算対象外になります。 ● 重症心身障害児の受給者証にも個別サポート加算対象者の記入があるが、加算対象には実際にはならない。請求業務についている者が混乱している。受給者証に記入する意味はなにか。 ● 重心型放課後等デイサービス事業所であるため、個別サポート加算Ⅰの対象外 ● 重心単価を取っている為算定対象外 ● 重度心身障害児が多いため、個別サポート加算Ⅰの対象者は少ない。 ● 小さい頃から丁寧に支援してきたため現在行動面や情緒面が安定している利用者も多く、そのまま評価すれば該当しない利用者もいるが、当市では幼少期からかかわっている相談支援事業所が評価することから支援がない状態ではどうかということを加味してくれているので、相応の判定が出ているのではと感じる。 ● 少なくとも自治体主管課職員は対象児童と面接すべき。 ● 上記に書いたように、対象を決める際に事業所の意見も取り入れて欲しい。また、対象の人数が多い場合についても何らかの手当が必要です。 ● 親の捉え方次第で、加算が付きも無しもあるように感じる ● 制度開始にあたっての該当児童に対する説明があったのが一部の市町しかなかった点。市町によって支給に差があると感じた。
--	---

- 成人と同じように、障害区分をだして区分による報酬、および利用日数を決める等にすればいいと思う。
- 請求の切り替えで混乱した
- 前回の指標と同様であるが、手続きが保護者のみであるため、実際の本人の状態確認等が必要と思われる。
- 相談支援等が判定をする場合、本人を詳しく知らないケースのまま申請に出されるまたは、申請に出さないがうまれにいるので、今後は事業所でも判定が出来ると良いです
- 他の自治体の児童発達支援事業所では個別サポート加算1を取っている割合が100%との話があり、自治体によって不平等感がある
- 他市や他県の事業所などと情報交換を行う中で、自治体により判断基準に差があるのではと感じることが多いです。同じ調査票を用いて調査しているのであれば、大きく変わることは無いと思うのですが、聞き取りを行った担当者の聞き方や保護者の答え方などで差が生じているのでしょうか。事実、現在年中の児童が2名利用しておりますが、1名は個別サポート加算Iに該当、もう1名は非該当となっております。しかし明らかに該当するだろうと考えられる児童は非該当、該当するかしないか微妙な児童は該当となっており、同じ自治体でも判断基準の曖昧さを感じています。セルフプランは行っていない自治体です。自事業所では、今のところ自治体に問い合わせなどはしたことはありませんが、法改正前から指標該当時に該当すると自施設では判断できる児童が複数おります。国や県などが各自治体に対して、調査方法などの目線合わせを行って頂きたいと感じています。
- 対象となった児童よりも対象とならなかった児童に対して個別サポート加算Iの対象外だから支援を手厚くしないわけにはいかないので報酬はもらえないが今までと変わらぬ支援を提供している。軽度の児童しか受け入れず、短時間少人数制、1日5クルーのような塾型の放課後等デイサービスが増えている。個別サポート加算Iはつかないがそういった軽度の児童が通うデイには断られる。個別サポート加算Iがついていないことで手厚い支援は出来ないから重度の児童や困りの強い児童を受け入れるデイには断られる。といった現象が起こってしまうことを強く危惧しています。
- 対象と思われる児童5名のうち、2名は加算対象となりました。(令和3年10月時点) 加算対象となっていない3名については、今後対応したいとは思っていますが、サポートが必要なお子さんほど利用負担額が増加する、ということにためらいを感じます。また、対象となっても、個別サポート加算の対象児には職員が1名必要なため、1回あたりの加算金額では人件費に及ばず、利用日数の希望に応じることができていないのが現状です。
- 対象になった子と対象にならなかった子との違いの、基準がはっきりわかりませんでした。
- 対象児と思われる児童の調査を自治体がしてくれないので、困っている。こちらからお願いするべきものなのか迷ってしまう。

- 対象者の選定に客観性が担保されていないように感じるその理由として、調査票は統一されているが、以下の点で不備があると思われる①保護者からの聞き取り重視で評価している家の中でできる事や家の中で通じるコミュニケーションが、家の外（学校や施設、公の場等）でできるとは限らない（環境が変わると対応できない子どもが多い点を評価していない）②調査票の内容が身体、情緒面の比重が高く、学力やコミュニケーション力が低い子どもが対象になりにくい対策として①保護者だけでなく、相談支援員、施設、学校、かかりつけ医等を交えた評価②既存の客観的評価を利用した線引きの見直し例えば身体手帳や療育手帳 B1 以上は無条件に対象とし、B2 のみ聞き取り調査にする等
- 誰でも個別サポートの申請をおこなえるのは絶対駄目だと思う。確実に関係者間での確執がうまれるので、保護者様のみにすべきだと思う。事実相談支援事業所ともめる事になって、直接的支援をおこなっている側の言い分通りになるが、だからこそ確執がおこるので、やはり申請出来るのは保護者様のみが理想的。
- 知的障害がなく、発達障害児に関しては公立学校に通っている子ほど評価チェックとしてスルーのされやすさを感じます。例えば、物事に夢中になると口渇感が乏しくトイレも我慢しがちなので、利用中は水分摂取量の確認とトイレの声かけが不可欠であったり、水分を取りたがらない子どもも意外と多く、その場合は数口ずつ、時間を細かく刻んで声掛けをしています。身のことは概ね自立していても ADHD で衝動性の高い子どもは危険予測力が弱いため、屋外ではほぼマンツーマンの支援が必要だったりしますが、評価チェックを付ける方がどれぐらい事業所に聞き取りをし実情を認知できているのか疑問は感じます。現時点でサポート評価の項目でカウントされているのか分かりませんが、偏った性的嗜好の子への療育もニーズとしてはあることから、その支援も手厚く出来るように体制が整備されると良いかと感じます。
- 地域の小学校に通う、軽度の障がい児を集めて支援する事業所が増えている。その中で重度障がい児の加算が増えるのはありがたい。強度行動障害児や個別サポート加算を多くとっている事業所は人件費負担も多く、報酬単価の差別化を願いたい。また、日曜祝日などより支援に要する時間が多いときは休日単価だけではなく、重度障がい児の加算が欲しい。加算対象が食事、入浴、排せつの介助が必要かの指針はあるが、明確ではない。特別支援学校に通う児童は、文字通り特別支援が必要なので一律加算でも良いと感じる。
- 地方自治体によって、評価基準があいまいな部分がある。児童発達支援はサポート加算Ⅰが大半だが、放デイはサポート加算がついている人数が少なく経営的に厳しくなり、支援の質の低下にも繋がると考えられる
- 調査は支援区分の調査同様、好不調の波がある方については不調時の状況で判断していただきたい。特に ADHD の児童で知的に高い子であっても、ちょっとしたきっかけで自分を抑えられなくなり暴れてしまう子は個別対応となることが多く、一番大変と感じ

	る。 ● 調査票について、基本的には保護者が市の職員の聞き取りで行ったり、セルフプランのために質問の意図をしっかりと把握せずに記入している現状がある。そのため、子どもの実際の姿や、事業所の中で把握されている姿より低く点数化されている印象がある。また、個別加算Ⅰについては、重度の障がいのある児童（あるいは認知的な能力が低い児童）を主に対象としていると考えられるが、軽度の障がい（認知的な能力は高い）であっても、問題行動が常に生じる可能性があり、見守りを常に必要としている児童については反映されにくい課題があるのではないかと考えている。 ● 調査票の記入者は本来、誰が付けることが望ましいのか？項目には当てはまらないが、1対1対応を要する方については、人手は取られるがサポート加算はつかないケースがある。 ● 調査票の項目が、発達障がい、知的障がい、重度障がい中心となっているが、それだけ以外の障がいの児童もいます。（精神的障がい児の利用）そのような方の場合、自宅で生活する分には自立も出来ているが、事業所利用となると移動排泄等全介助。家族と調査票を照らし合わせをするも、自宅と事業所とでの介助程度が異なりすぎて、調査票記入が難しい。精神的ケアが必要な児童対象の調査票も必要と感じた。障がい児通所支援の在り方に関する検討会の報告書（案）を拝見し、今後の検討に向けた基本的な考え方について1日も早く実施してほしいと感じました。 ● 調査票の内容が児童発達支援や放課後等デイサービスの実態と合っていないため、内容の見直しをしていただきたいです。 ● 調査票を記載し提出するのが、保護者なのか、事業所なのかによっても加算の有無がかわってくるのではないのでしょうか。当初は自治体によって取り扱いが違うような印象を受けました。 ● 当事業所では、マンツーマンでの関わりや支援が必要なお子様も多く来所しています。しかし個別サポート加算対象外のお子さんも多く、基準がよく分からない現状です。保護者からのヒアリングのみでは偏りが生じてしまう事も否めないのかと考えています。事業所では小さな集団の中での活動になるため、家庭とはまた違う様子が見られる事は多々あります。もちろん事業所では頑張っ一生懸命に活動に参加してくれる時もあります。しかし個別での対応をせざる負えないお子様もいらっしゃいます。保護者の方にもわかりやすい制度であれば良いと思います。 ● 当事業所では児童発達支援利用児はすべて対象となっています。調査票の項目は定型発達のお子さんでもチェックになる内容だとも思います。市町村福祉課担当者も同様な考えを持っていたようで、全員対象になっているのだと思います。乳幼児期の子どもさんは、日々の生活の中で様々な事が出来るようになっていく途中にいる段階であり、その過程の途中で出来る出来ないで子どもを評価するのは適しておらず、それならば基本報酬にしたほうが良いくらいです。また、児童発達支援を利用する子ども達は、発達検
--	---

査、診断書、手帳の判定、個別支援結計画、モニタリング…などなど既に多くの「検査」「評価」に晒されています。乳幼児期という保護者にとっても葛藤の大きい時期に、これ以上評価に晒されずとも必要な支援を安心して受けられるようになって欲しいと思います。

- 当事業所は重症心身障害児しか利用しないため、個別サポート加算（I）は算定していません。
- 当事業所は重症心身障害児対象の事業所のため、個別サポート加算 I は基本的に算定できない。医療的ケア児のみ算定している。
- 当事業所は全国で 1 対 1 の個別対応の支援（個別療育個別支援）をしております。お一人おひとりの特性に合った支援をしております。
- 当事業所管内では、個別サポート加算の決定は、自治体主管職員が保護者への聞き取りにより決定しているが、職員の聞き取り方法に個人差があると思われる。そのため加算対象と思われるが対象にならない場合がある。その場合、事業所から調査票を提出すれば再調査が行われ、結果加算対象とはなるが個人差が出ない聞き取り方法の統一をお願いしたい。また、保護者の認識と事業所での実態に大きな差がある。聞き取りでは、家庭での様子を基に保護者が回答するので、個別サポート加算の算定を保護者の聞き取りだけで判定するのは、正確な判定にならないと思う。聞き取りをする際、初めての場所ではどうか、初めて会う人ではどうか、慣れていない支援者ではどうかを前提に聞き取りをして欲しい。
- 導入時、事業者には十分な説明、準備のないままに加算が導入されたことにより、事業者にとっても保護者にとっても扱いにくい加算となってしまったと感じる。加算がついたから職員をすぐ配置したり、支援方法を変えたりできるわけではない。もっと運用のことを考えて、内容やスケジュールを決めてほしい。自治体によって加算の扱いに大きな差があるのではないかと感じている。不公平感はないか。加算該当の方への支援と非該当の方への支援が大きく変わるわけではない。費用負担にも影響することを考えると、加算の積み上げで支援が成り立つ仕組みが妥当かどうか疑問。経営面でも加算の有無が大きく作用すると、「加算のついての方が対象です」という支援内容の提案の仕方がありうるか？児童分野では、子どもの姿を保護者と事業者（職員）が共有することを目指す期間が必要になることがあるが、その支援の入り口で加算に関する調査に支援を提供する事業所の職員が携わるのは難しいと感じる。障害児通所支援の在り方についての報告書の方向性では、報酬体系が複雑になることが予想される。それぞれの地域では法内事業、法外事業、子育て施策が合わさって支援を成り立たせていると思う。それぞれの施策を柔軟に組み合わせられるように（建物の使い方、職員の配置の仕方など）出来れば、もう少し効率的に組み立てられるように感じる。
- 特別支援学校、学級を利用していること自体が個別サポート加算 I の要件を満たしていると思います。差をつけたいのなら
- 乳幼児については、個別サポート加算対象にならない児童がいることが考えにくい。通常の発達段階であっても、食事排泄入浴移

動の4領域について、介助の必要がない乳幼児はいないのではないか。逆に、放課後等デイサービスについては、年齢とのギャップが大きい児童について、十分なサポートができない。上記の4領域については、児童発達支援と違って全介助のみが指標の対象となっているが、年齢が上がれば上がるほど、一部介助が必要なことの困難さがあるのではないかと。同性介助の必要性なども、年齢が上がれば上がるほど重要度が増すが、それに対応できる余裕をもった職員配置について担保される仕組みになっていない。

- 年度途中で更新の受給者証を見て気づき、親に説明を開始した。地方自治体からの周知等が全く無く、問い合わせ見て制度内容を把握できた。これの実施に伴う、親への説明等について自治体としての親への説明が全く無く、制度が動き、事業所として親への説明に苦慮しました。事業所として収入が増え、安定した運営につながるのだから良いとは思いますが、実施するのであれば基本的な部分を増額する方が望ましいと考えます。
- 発達系の障害には加算が付きにくいために加算としての在り方をもっと考え直した方がいいと思われる。家族と事業所と学校で対象児童に対して相違があるために調査内容、方法に対して見直した方がいいと思われる。個別サポートと名が付くのであれば個別支援の必要性も考えられるために報酬単価の改定を行った方がいいと思われる。地域的に放課後等デイサービスの事業所も少なく、重度の障害を持つ児童の受け入れをほとんど行っております。そのため加算対象とはならなかったが加算対象と思われる児童については上記項目で数の集計を行っておりません。各個人の障害を考えれば契約者数のほとんどが対象ではないかと考えられます。
- 発達障がいの方の場合、一般的な困り感と大きく違っていることがあったり、一部分では年齢より高い自立度であっても他の部分でかなりケアが必要な場合があったりするため、正しく評価できる方法で個々の状況を確認していただきたい。また、保護者からの聞き取りだけでは、保護者の説明の状況により必要な方にサポートが届かないことが多いので、多方面からの聞き取りをしていただくこともお願いしたい。その他にも、既に指示待ちとなって自発的な動きをしない方については個別サポートの対象になりにくい、適切な支援を必要とする状態ではあるため、このような二次的な症状が出るまでの間や出てしまっても、個別サポートの対象となれば良いと感じる。
- 判断のもととなるデータが最新でないことにより、対象児にもかかわらず漏れているケースがあると思われる。加算についての要件が決まった後に調査する時間もなかったというのが要因ではないか。適時に調査し判断してほしいという思いはある。
- 判断基準を具体的にしてほしいです。
- 判定基準が事業所には分かりにくい。自治体によっても判断にバラつきがあり困惑することもあった。相談支援事業所の意見も加味されているが、どこまで実態を知っていて意見されているかも分かりにくかった。
- 複数施設利用の保護者様から息子を「重く」見られたことに大変ご不満の様でした（他施設からの申請にて）。制度上弊社も算定は

可能とのことでしたが、保護者様のその真意を汲み加算の請求はしませんでした。指標該当のシステム内で事業者の意見を考慮要素にする等した方が運用上良いのではないのでしょうか。

- 聞き取りが、市の担当職員と母親で行われ、決定しているので、納得がいかない部分がある。
- 聞き取りの際にできれば学校や事業所にも意見を聞いてほしい。
- 聞き取りを行う際は、保護者だけではなく、事業所支援者専門的な面からの意見も聞き取りをした上で、総合的に判断していただけたらと思います。保護者は「就学児サポート調査」の内容の理解度に差があり、調査の内容や項目の見直し、点数の付け方など改善を望みます。事業所側としては、対象者になるのではないかと具体的な内容を提示して行政へ伝えても、次回の更新まで検討無しとなると一年間対象から外れるため納得がいきません。モニタリング等で１年も待たず再調査して再度判断する機会を設けていただけるとありがたいです。また、各市町村で対応に大きく差がある印象です。
- 平成３０年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和３年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるというのも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。
- 平成３０年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和３年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるというのも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受

け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。

- 弊所は発達障害（知的の遅れのない、スペクトラム）の子が多いので、この加算に該当することはできません。重度の障害を持っている子への支援はもちろん大変ですが、発達障害の子への支援は、違う意味での大変さがあります。そういう理由で、預り型の放デイが少ないのではないかと思います。法律でも障害者の中に発達障害が組み込まれ、国際社会でも、障害そのものより生活の中での生きづらさに視点が変わりました。日本は発達障害への理解がまだまだ遅れていると思います。発達障害の子は、理解ある環境があれば、定型発達の子と同じような社会生活が送れます。能力が高い子も多いです。そういう子たちが、社会に適応できずに、不登校や引きこもりにならないような支援についても考えていただきたいです。
- 勉強不足で申し訳ございませんが個別サポート加算の決定プロセスについてまた異議申し立ての方法や手段について詳しく理解していませんでした。事業所に対してはもう少し丁寧に周知してくださると助かります。
- 保健師が担当しているらしいが、人によって基準が変わる。聞き取り内容は、非常にあいまいで聞き取る人聞く人によって実態は変わる。事業所での子どもの様子を見て判断してほしい。就学指導で支援学校の判断を出しているのに、利用者が支援学校に在籍しないと加算がない。逆に、支援学校でもないのに保護者の養育状態で加算が付く通常学校の子もいる。自治体によってまちまちな判断は公平性に欠く。支援学校在籍の子どもと教育行政が支援学校が良いと判断した認定就学者を加算し、それ以外はよほどの理由がない限り加算しないというやり方が理解しやすい。
- 保護者から市町村から送付された個別サポート加算の調査票を見させてもらったが、より細部にまで確認が出来る事項があればよいと感じた。生活面での自立度だけでなく、情緒や精神面での把握するチェック項目が少ない様と感じた。チェック表での判定と実際の支援には難しい所だと思うが、ずれが生じている感じも否めない為、実際に支援に入っている現場の声も判定する上で加味出来る体制があればと感じている。
- 保護者が事業所と相談しながら適切に調査票を記入するよう自治体がお知らせしているようですが、なかには相談されないケースもあります。
- 保護者が事業所と相談しながら適切に調査票を記入するよう自治体がお知らせしているようですが、なかには相談されないケースもあります。
- 保護者が自治体に行って手続きを行っているので、保護者が自分の子どもを見ているときの考え方が本人に合っていないことが多い。そのため、利用事業所にも電話やメール、文書などでも良いので本人のことを尋ねて欲しい。

- 保護者が自分の子のしんどさを言語化して、加算になる形式について疑問に思う。医師の診断など専門家の意見を元にすべきではないか。また、保護者が子のマイナス面に目を向けてしまう機会になってしまう。加算ではなく、保護者の負担のない形で事業所に支援していただきたい。
- 保護者が知る表情と学校や放デイでの様子が違う場合もある。状況をしっかりと把握することで事業所側も手厚い支援ができていくと思う。
- 保護者だけではなく、事業所にも聞き取り調査をして欲しいです。(特に該当が外れる際)
- 保護者の受け取り方で加算が変わるということなく、対象者に理解が得られるような加算の算定ができるような制度にしてほしい。
- 保護者の方の理解度が低い。また確実に該当する児童が該当しない。何の個別サポートなのか全く理解をしていない全保護者。
- 保護者の方への聞き取り等になると保護者の方の主観が強くなる事が多い。必要なの？と思う子もいれば、必要なのに？と感じる子も多い。加算の都合もあり、積極的には、言いにくい部分もある。特に本事業所は、肢体不自由の子が多いため、精神的な評価等は、当てはまらない事も多く見られた。全員に必要なだとは、感じ無いが本当に必要な子には、提供してもらいたいので、介助が必要な項目をチェックリストとして、提示してもらおう方が良いのではないかと思います。事業所で、トイレ誘導で良いのか、トイレ介助が必要なのかは、大きな違いになってくる。食事も設定すればいいのか、介助が必要なのか等実際に提供しているサービスに連動してもらいたい。
- 保護者への聞き取りのみでは、実際には細かい判断は難しいと感じました。担当者様からの聞き取りの中で「ご家族からはここは問題ない言われていますが」と言われることも多く、実際には保護者からSOSが聞かれているなど、市の聞き取りと、事業所とご家族との関わりの場面で異なる事が多々ありました。聞き取りの中でも、できない事や困り感を言い辛い家庭も多く、隠しがちになる家庭も実際にあります。先週まではこれが大変だったが「今今日は大丈夫。支援の必要がない」と思い、その日の状況で判断し返答している保護者も中にはいましたので、放課後デイの意見にも耳を傾けて頂きたいと感じています。
- 保護者様が認知されなくても、実情としては極めて困難で、きめ細やかな支援が必要な事例は多々ある。市町村は財政問題も絡むかと考えるが、個別サポート加算該当レベルの児童の受け入れは、事業所の負担は極めて重く、加算などの手当は必須であると考える。また加算Ⅰが算定されることで、園や校に対しても手厚い保育教育を働きかけやすくなるとともに、保護者様にも、きめ細かい育児や保育学校事業所の負担を意識してもらえらるものと思われ、進学先も児童の段階に応じた箇所に適切に導きやすくなるものと考えられる。積極的に認知を働きかける必要性が有る。情報提供に関しては、一定の時間がかかり、負担はあるものの、児童の最善の利益を追求するため、今後、これまで以上に取り組み（働きかけ）を進行していきたいと考える。

- 報酬改定や調査認定結果など、私たち事業所は決定に従うしかない。常に1対1対応を余儀なくされている利用者が対象外となることに納得できない。聞き取りだけではなく実態を見て欲しい。事業所による調査ののち、対象児への面談や実際の支援の現場を自治体の調査員に見てもらおう等、認定調査方法の検討をお願いしたい。
- 報酬額が少ない。
- 報酬単価が下がっているなか、加算が付いたことはありがたかったですが、より適切な支援を行うために必要な人手を増やすまでには至らない額でした。更なる見直し（増額）を希望します。評価表の内容が、行動障害にかたよっており、知的障害（どちらかと言えばおとなしい）のお子さんが、対象にならない場合があります。生活面で個別の対応が必要なお子さんのことも念頭に置いていただきたかったです。評価表に書かれている言葉だけではわかりにくいので、マニュアルを使いながら聞き取っています。もっと、子どもの実態を捉えられるものにして欲しいと思います。加算を含め報酬改定の内容が決まる時期が遅く、対応に苦労しています。自治体担当者も知識がない場合もあります。
- 放デイは、一日の中でも、短時間だが、それでも個別サポートありなしと、現場との一致感が感じられない。
- 放課後デイゆりのきは、重症心身障害児、医療的ケア児、重度の知的障害児、難病、発達障害など様々な障害を持つ児が、分ける事無く同じ時間を過ごしている。重心型ではなく通常の放課後等デイサービスである。前年度ようやく指標該当児（該当児と認められるまでに時間を要した）が50%以上となり区分変更をしたところであった。様々な障害特性の児を安心安全に過ごしてもらうために、毎日看護師を含め5～7人の人を配置している。医療的ケア児であっても、送迎はしている。（学校はやらないが）今までは看護師加配加算200単位であったが、今年度からはサポート加算が付いた児に対して100単位である。医療的ケア児の利用日時間だけ看護師を配置したらいい制度になったが、そのような雇用形態ではなかなか看護師を雇うことは難しいと判断できたのではないと思う。重心型にすればいいという意見もあるが、様々な児が同じ時間同じ場所で過ごせる放課後デイは皆無なのでは、と御も
- 放課後等デイサービスなので、加算が設定されない
- 放課後等デイサービスにあった調査基準にしてほしい。放課後等デイサービスには入浴サービスなどがいないため。
- 放課後等デイサービスについては、指標該当からの移行でおおむね妥当と思われた。児童発達支援については、自治体によって基準が異なるように思われた。いずれも保護者への説明がどのようにされているのかよくわからない
- 放課後等デイサービス利用児童のADHD特に衝動性（噛みつき、暴力等）の強い児童への評価が低い様に思います。また、自治体によってバラツキが多く本当に個別でサポートをしている実態が反映されていないと感じます。

- 本人のレベルをはかり決定事項として通達があるとは思いますが保護者の意向等が、しっかり反映されていないこともありますし学校や福祉サービスとの連携がうまくいっていないケースもあるようです。対象が児童様であるため本人の意思を無視したプランも見受けられます。保護者様目線と児童の思いやニーズに大きな温度差がみられる場合が見られます。個別的な支援は全生徒様が必要にされていることとは思いますが難しいのが現状です。
- 明らかに加算対象になるはずのお子さんに対して付いていなかったり、加算が必要と思われないお子さんに対して付いていたりなど、加算の対象になるならないが適切に取り扱われていないことを非常に感じます。また、幼児期のお子さんたちのため、保護者の方々のお子さんに対する障害理解や障害受容などがまだ進んでいらっしゃらない方もいるため、お子さんの様子を捉える際に過大または過小評価となりやすく、本来のお子さんの状態が的確に行政に伝わっていないのではないかと感じます。行政だけで聞き取り調査を行なうのは不十分なのではないかと感じています。
- 面談時に個別サポート加算についてご説明を全家庭にしているが「初めて内容を聞いた」というご家庭がいらっしゃいます。初回や更新時の調査がどのようにされているのかおうかがいすると内容に似たようなことを聞かれたような…という認識でした。聞き取りのなかでどの部分までできると「自立」になるのかをご説明すると「そういうことだったのですね」と初めて知ったという保護者様がほとんどです。(初めての場所や人に対してできるのか等前提条件をご存じないです) 受給者証交付時や更新時に支援センターの職員さん、障がい福祉課の窓口の方にはぜひ丁寧なご説明をしていただきたいと思います。単価が欲しいために保護者の方に強制的にお願いする形でサポート加算Ⅰをとろうとする事業所もあると聞きますので行政としては難しいのかもしれませんが、子供の支援を受ける権利を守る為にも聞き取る側判定する側は慎重に判断していただきたいと思います。
- 儲け主義ではなく適切な活動を実施している団体にとって、個別サポート加算Ⅰの前に、そもそもの報酬単価が低い更に、判定員による判定のバラつき理解不足聞き取りの杜撰さがある
- 役所と保護者とのやり取りだけではなく直接支援しているデイ、学校への聞き取りを丁寧にし、支援の必要なお子さんが手厚く支援を受けられる様、お願いしたいです。
- 幼児といった年齢で保護者が子どもさんの年齢相応の発達であるかどうか？又は特性理解が不十分でもあると感じる。
- 幼児とは違って中高生で個別サポートⅠがつくお子さんは少ないと感じる。
- 利用実態や事業所の意見も組み込んだ申請であれば、もっと手厚いサポートも可能。あくまでも、保護者による聞き取りのみでの申請では、利用実態までつかめないのでは。
- 利用者について、保護者、相談支援員、学校等、関係機関で情報共有をしっかりと行い、個別サポートに基づく支援の必要性を熟

	慮を重ねて、個別サポートの必要性の有無にかかわらず、個別支援計画に盛り込み、しっかりと支援を構築することが大切になると感じます。 ● 利用者側に利用負担がかかることなので、事業所側から該当するのではと働きかけることは難しいと思われる。本人の家庭での様子と事業所での様子が違うことなどから該当するしないの判断が難しい場合もあると思われる。 ● 療育手帳の判定と個別サポート加算Ⅰ判定の間に違いがあると、保護者や支援スタッフが混乱する。 ● 令和3年の報酬改訂で、個別サポート加算として、個別に評価されたことにより、事業所ごとでサポートが必要な児童を評価する仕組みが生まれたことは評価できると考えております。(令和2年までは、延数が半数を超えていない場合には重要視していなかったように考えておりました) 評価できる反面、区分1の事業所の収益率の低下に伴い必要なサポートが必要な利用児に手厚い支援を提供するスタッフの人件費を抑えざる得ない状況になったことも事実として起こっております。個別サポート加算対象児童の中には、環境の配慮(音や人に過敏な方)が必要な方がいる中で、事業所の継続した運営を考えた時には稼働率を上昇せざる得ないため、必然的に1日あたりの利用人数が増やさざる得ない状況が生まれていることも実態としてあります。※加配の2人目が専門職のみの評価で、児童指導員が対象外になってしまったことにより収益が減少したこと個別サポート加算対象児(うち強度行動障害児支援加算対象児も混在している中)には生活介護と同等の人員配置(1、7:1)の人員配置を組む必要性を考えた際には、個別サポート加算評価の再検討、をいただければと考えております。また、個別サポート加算加算Ⅰの評価にあたり、市町村ごとの考えや相談支援事業所の有無が大きく左右していると考えております。セルフプランの方は窓口調査のみ(評価基準として、1人でできることが前提になっているはずだが、お母さんができている、という回答のみで、サポートや配慮している部分が抜けていることにより、実態と相違している)方の基準が市町村、相談支援事業所の有無で、適切な評価がされていないことが、起こっていると感じております。 ● 例年、自治体による保護者への聞き取りのみで指標の有無や個別サポート加算の判断が行われてきた。しかし、入学前の幼児の保護者は障害受容が充分でなく、行政の聞き取りに際しできるだけ自分の子どもをよく言おうとするのが普通だ。行政による本人の面接も静かな個室でごく短時間で行われ、集団での行動観察などは行われてため、行動面の問題がわからない場合がある。また、療育センターの通園で毎日ほぼ個別の支援を受けることで問題がなかったが、幼稚園、保育園などには通ったことがないため集団に入れた時の対人関係のトラブルや危険行為、行動の問題などを保護者が十分に認識していない場合がある。放課後デイに通い始めて常時個別の見守りが必要と思われた場合も、保護者にそれを伝えると「お子さんは重度の障害だ」と言われたと感じて傷ついてしまい、事業所から申し出たことが原因でトラブルになって保護者がその事業所を辞めた、という事例が市内であった。どうし
--	--

	ても問題行動ばかり説明することになるので、事業所は保護者に説明しにくく個別対応しているが保護者に言えないまま加算がつかないケースがある。個別サポート加算の対象かどうかを判定する際、行政による就学前の療育施設からの聞き取りが現在も行われていないが、放課後デイ事業所と療育センターとの引き継ぎでは行動面の問題点をセンターが把握しているが保護者にストレートに伝えていない場合もあった。就学前の通所先等の客観的な意見を行政が聞き取りを行うなど判定の方法を工夫してほしい。また「動ける医ケア児」が増えている。事業所で医療行為を行わなくても個別の配慮常時の見守りが必要な場合の人員配置について看護師ではないが実際は個別対応しているので、サポートしてほしいと感じる。特に報酬単価が下がってからはこうしたケースを受け入れることの難しさを感じている。
町村	● アンケートだけをとって終わりではなく、現場に来てしっかり支援内容を見て頂きたい。真剣に取り組んでいる事業所とお金目的で支援をしている事業所が有り、とても違和感を感じています。主人公は子供たちを忘れないでください。 ● ケアニーズの高い児童にのみ加算の対象となっている現在の報酬改定にはとても疑問です。 ● この制度があることによって、重度なお子さんが受入れやすくなったと思います（どうしても事業所として同じ加算なら比較的軽いお子さんを受入れようとしてしまう）子供にとって平等にサービスが受けれる制度だと思います ● この調査をうけ、サポート加算が必要と思われる児童について請求する相談をしてみようと思った。 ● サポートが多く必要な子どもへの加算ができたことは、よかったと思う。 ● そもそもこの加算の意味が理解できない。特別などという言葉に置き換えているが、差別につながるのでは？ ● トイレなどは出来ていても、脱走や他害などで目が離せず、常に職員がそばで見守っている子供もいるので、もっと柔軟に対応してほしいと思っています。 ● 加算がついていないケースで、相談支援事業所が中心となって、事業所の意見をまとめ市町村に再調査を依頼し、加算がつくようになったケースがある。家庭の意見のみで調査を決定せず、例えば相談支援事業所が中心となって、事業所意見を提出できるようなシステムやその周知をしてほしい。毎年の見直し、再調査依頼がいつでもできるような。加算はついていないが、実際には対応に苦慮しているケース、家庭で困り感は感じていないが、第3者からいると大変なケースなど、まだたくさんあると思う。 ● 加算決定プロセスや基準が不透明な上実態と相違しているが、見直しや事業所への聞き取り等一切ない。本来であれば手厚いサポート体制を作ることが望ましいが、十分な支援の提供が難しい。 ● 加算決定プロセスや基準が不透明な上実態と相違しているが、見直しや事業所への聞き取り等一切ない。本来であれば手厚いサポート体制を作ることが望ましいが十分な支援の提供が難しい。

- 各自治体により対応は異なっているとは存じますが、ご利用者に会った事もない自治体の職員が症状や特性、状況を保護者からの聞き取りのみで決定してしまっている事が、再調査に繋がっていると感じています。また保護者と話をしていると、質問内容の理解が低く（例が記載されていても、そのような行動に該当しないとチェックされなかったり）中には何を聞かれているのか、いまいち解っておられなかったり、この聞き取りが何を示しているのかを理解されていない方が多いように感じています。セルフプランだけではなく全体的にそのように感じています。個別サポート加算Ⅰが反映されていない利用者達に対しては安全な療育を行うために人員を増やして対応しています。そのような現場の状況を知ってほしい、きちんと評価を行ってほしいと切に願っています。個別サポート加算Ⅰの制度となった令和3年4月に高槻市へ再調査を願いましたが、担当者より『更新時期まで見直しは行いません。』とハッキリと言われました。そのように再調査が行われない自治体もあれば、島本町のように『再調査を行います。気になるお子さんがいらっしゃれば随時ご連絡ください』と言われる自治体もあり、対応はまちまちになっていますので一律の対応も必要ではないかと感じています。
- 現在は、児童発達支援の利用児にはすべてついている状況。放課後等デイを利用している児については、支援学校に通っていて、事業所では重度ではないかと思われるような方に対してもついていない。考え方としては良いと思うが、基準がはっきりしていないと運用としてはどうかと考える。また、保護者や本人にとってのメリット、デメリットがよく分からない。報酬が上がる分、自己負担は増えるが、事業所が対応を手厚くしなければ何も返ってこないのでは。
- 個別サポートⅠが必要ない子どもにもついている場合がある。就学児サポート調査票の指標もわかりにくいため、もう少しわかりやすい指標が欲しい行政や相談事業専門員におまかせするにしても、児童期の支援を経験していない方の場合、判定が難しいであろう事が予測される加算される単位についても例えば3段階にするなどした方が適正であると感じられる。例えば、強度行動障害リスクの子どもと、低年齢や経験不足が原因して、加算の対象となっている場合で一律に評価されているのはおかしいと感じる。
- 個別サポートⅠについての詳細内容を把握している市町村役所は少なく、事業所側が問い合わせても「わからない」との回答を頂くことが多かった。役所側が文書を調べるのに時間がかかり調査票の受付をしていただくまでに時間を要することが多い。相談支援事業所も個別サポートⅠに関する調査があることを把握していない為、すべての手配を事業所が行わなければ進まない。個別サポートⅠの調査票の役所提出考えている児童が複数名いるが、1人の調査票作成に時間を要するためなかなか進まない状況。保護者様の聞き取りだけではなく、学校や事業所など関係機関も含めた調査を行っていただけると実情の把握ができるのではないかと考える。日々、子ども達と向き合い細かな支援を行っている当事者の声を聴かず、対象児童との関りもなく何をもって調査され判断しているのか？保護者様の不安を察すると事業所側としては疑問である。

- 個別サポートⅠの加算が付いても不思議ではない程に支援の度合いが高い児童に、加算が付いていなかったりします。このアンケートを機に再度、受け入れ児童の見直しを行いたいと思います。
- 個別サポートの基準が、他の人と比べると分からないと思うことがある。
- 個別サポートの判断基準が今ひとつ理解していなかった
- 個別サポート加算Ⅰについてどのような基準で決まっているかはっきりわからないので勉強していきたいと思います。
- 個別サポート加算Ⅰの対象児童かどうか、市町村の受給者証に表記がある場合と無い場合もあり、不明な点だらけである。また、対象、対象でない児童をどのように判定（判断）したのかも不明で、事業所へ認定調査員から聞き取りの電話があるのは北谷町だけである。
- 個別サポート加算については日常生活動作の部分が重要視されているが、実際の現場においては年中、年長の児童になると日常生活動作は自立している児が多くなる（療育の中でも目標を設定して自立できるように支援している）為、個別サポート加算の対象から外れてしまう傾向にある。また、実際には日常生活動作のほかに衝動性や社会性、コミュニケーションの苦手さから支援が必要な児が多く在籍しているため、個別サポート加算の判定内容については出来れば再考をお願いしたい。また、上記4で回答したように、職員の人件費等に充当しているが、受給者証更新の段階で個別サポート加算が外れる児がアンケートの期日以降実際に増えており人件費の水準を下げるわけにもいかず、結果として財政的に難しくなっている。
- 個別サポート加算に対する調査をする際は事業所も含め行ってもらいたい。事業所の見解は受け入れてもらえない現状がある
- 個別サポート加算のⅠ、Ⅱ共に、事業所が感じている支援の必要なお子さんには、加算がついていないことが多い。また、要保護児童に関しても、加算Ⅰ、Ⅱが入ってはず、事業所の中だけで支援の徹底を頑張っている状況。
- 個別サポート加算は、自治体の考え方や担当者によっても対象者が増減すると思われる。事業所の立場では、調査結果について強く言えないところだが、現実的に手厚い支援が必要な児童に対しては、相談や再調査等をお願いできるとありがたい。
- 個別サポート加算対象項目の合計点数が13点以上となっているが、点数が少し足りずに個別サポート加算がおりていない児童に対し確実に個別支援の必要性が必要なケースがある。家族への聴取と実際の学校、事業所レベルでの状態とご家庭の様子が異なっているケースも多々あると感じます。
- 個別の支援が必要な場合でも、自治体によって加算がつく子もいればつかない子もいる。（市町によって判断基準が違ってくるような気がします）保護者様の調査だけでなく、事業所からの聞き取りも行っていて欲しい。特に小学生の場合、一人しか加算がついていません。（以前、強度行動障害加算を取っていた子）また、個別の支援が必要で支援が出来るよう環境設定や職員配置など考えて支

	援しているのに加算がついていない子もいます。(知的の子もいます) ● 個別支援サポート加算Ⅰに関する知識がありませんでした。 ● 今までの指標該当有り無しよりも、一人一人サポート加算を算定できるので、制度としてわかりやすいと思います。 ● 市町村ごとに対象の児童の精査の仕方が同じなのであれば、個別対応へ基準など細かく周知してほしいです。 ● 市町村によって違いがあるので分かりづらい面があり、統一したものとわかりやすい。 ● 市町村によって評価が違うと感じる。実際個別サポート加算が付いている児童より支援度の高い児童がいるのが現状。 ● 指標該当児等、ケアニーズの高い児童に対して個別に加算が取れるようになったことは、非常によかったと思います。 ● 支援が必要なお子さんらが利用する場所であるため。支給決定をする際には、支援の必要性の有無をしっかりと整理してから支給決定をすることで加算としてではなく、基本単価を上げていただきたい。放課後等デイサービスでは、児童クラブや児童館代わりとして利用するような児童らに対しては支給決定を認めず、児童館等利用できるのあれば、支給決定を行わないなど、支給決定の時点で状況を確認するほうが良いと思われる。療育手帳や身障手帳が発行されている児童については加算を付けるなどすると良いのかもしれない。 ● 事業所が保護者の方に話すべき内容なのか判断は難しい。受給者証が発行される時に調査されているので、事業者は知りようがない。 ● 事業所での様子についても加算対象決定の際は参考にしてもらいたい。 ● 事業所への聞き取りが一切ない。 ● 自治体によって運用の仕方に差はあるかもしれないが、自治体の財政が厳しい中でも概ね利用者や事業所側に配慮した運用をしていると思う。 ● 自治体の面談により判断されるので、判断した内容などはこちらには開示できないとの回答であった為、どの部分が課題と判断されたのかは支援の方向性を決めるにあたって知りたいと思った。 ● 受給者証更新時に決定するものだと思っていたので、特段こちらからアクションを起こしたことはありませんでした。10/29 現在2名の対象者がいます。 ● 重症心身障害児対象の事業所であるため、「重症心身障害児」と認定されていない児童(1名)のみ実際には、算定されている。 ● 上記にあるように職員体制をほぼ毎日マンツーマンにしている為、経営的にはいつになっても苦しいままである、もう少し加算があってもいいような気がするんですが。
--	---

- 制度が導入されて、こちらから市町村に問い合わせる必要があり、自治体によって事業所の意見が求められ反映される場合とそうでない場合があった。自治体によって処理に時間がかかっていた。こちらの方がよほど制度について勉強していて、自治体の人が何も分かっておらず話にならなかった。
- 相談支援事業所に相談したがかわらない。
- 対象とならなかった児童が1人いたが、言語面やコミュニケーション面(情緒に関すること含む)における側面を中心に発達の遅れが見られ、トイレ、食事、着脱等に関して自立していることから対象外となっていると推察できるため、自治体の判断は概ね支持できると考えています。
- 対象者の基準等を明確にして欲しい。(あるとは思いますが、少なくとも当施設では、基準等を聞いていないし、明確になっていない。) また、結局、行動援護対象者か、ほぼそれに近い障害児にしか付与されていないのでは？ また、対象者なのでは？ と思う方をどう再調査し、どこへどう異議申し立て(で表現がいいのかわかりませんが)すれば良いのか、そういう通達とか手続きの面で、サポートが薄いような気がします。
- 調査の内容、判定基準を統一してほしい。市町村に周知してほしい。
- 調査項目だけでは本当に困っている問題行動が表れてこないように感じる。保護者が調査票を役所に提出する為事業所での様子と合わない部分がある。
- 当施設では児童に可能な限り必要な支援ができるよう最大限に加配しているが、同じ個別サポート加算対象児童でも、一人で二、三人を同時に見ることができる子もいれば、マンツーマン対応が必要な児童もいるため、加算がつくかつかないかの一段階の評価では不合理だと考えている。極端な例では、地域に重症心身障害児の受入れ先が無い場合受け入れている児童がいるが、職員を一人配置するのに加えて福祉車両の導入維持コストもかかってくるため、おそらく運営方針が営利に傾く場合は受入れを断られるようなケースも想定される。児童に支援区分を設けるのはどうかという意見が多いと聞いているが、支援状況によって適正な単価になるような制度設計が必要ではないかと思う。
- 当事業所では、個別サポート加算Ⅰを加算対象として請求したことがありませんどのように手続きをして書類を整えたらよいのか、今から調べて進めていきたいと考えています
- 当事業所の場合は、複数の市区町村からの利用があるが、それぞれで個別サポート加算の算定のための手続きが違ったため、利用児童ごとに算定開始までのバラつきが生じた。児童発達支援の利用児童は、特に調査をせずに全員対象となる地区町村もあるが、その隣の市区町村だと細かい調査があったりと対応の違いが大きい場合もある。

- 当事業所は、2か所の市町村から来所されており、2か所とも行政が保護者に聞き取る形になっています。調査票を使ってもすべての児童に対応するのは難しいと思った。自傷や他害等見えるものの判断はできやすいが、自閉症児等おとなしい児童については評価するのが難しいが、決して手厚い支援がいらないというわけではない児童も多い。また、ダウン症についても同様のことが感じられた。評価の点数の判断も難しいと感じた。話し手（保護者）、聞き手（行政職員）の主観が入ること、聞き手が障害について十分に理解できていなかったり、話し手では、状況をうまく伝えられなかったり、問題視や受け入れができていなかったり、児が家庭では対応ができていたり、保護者に疾患や児童の今の困り感の理解、今後社会に出てからの困り感までは考えられない中での聞き取りは難しいと感じた。
- （地域名）子ども発達支援センターでは、個別サポート加算Ⅰがついている児童は1名のみです。何故、他の児童が今までつけてもらえていないのか疑問に思っていました。今回のアンケート調査で、加算対象となることを願います。
- 平成30年度報酬改定の時の指標該当児童の考え方が、令和3年度報酬改定において個別サポート加算と体制を変えたことにより、事業所の形態に関係なく利用児童一人一人を照会した形で評価できるようになったのは良い点だと思います。その分、本当に支援を必要としている人が補填されるというのも事業所側にとって不利益ではない状況が生まれたと感じているからです。最近指定が増えている「学習サポートや個別サポート、運動療育」などを中心に行う放課後等デイサービスと、強度行動障害のある児童も受け入れ集団活動の場とする事を中心に行う放課後等デイサービスとの差別化が少しでも図れたのは事業側にとっても利用者にとっても良かったと考えます。
- 保護者への聞き取り、確認が電話での連絡であったとのこと。連絡のあった状況の違いで、十分な聞き取り等が行えない状況であったご家庭もあった様子で、加算対象者に該当すると思われるお子さんも対象にならないケースもあったため、個別差がある制度と感じる。行政からの連絡に不審を感じた保護者もいた。評価するに該当する行動等の受け取り方、聞き取り方にも個人差があるのではないだろうか。
- 放課後等デイサービス「未就学児サポート調査」の再調査から自治体への申し入れのキャッシュフローなどについて指導がほしい。
- 役所からの指数判定はいいと思いますが、事業所が判定をするのは難しいです
- 利用者様の特性や支援度に応じて加算がつくことになるが、加算がつくつかないかのボーダーラインにいる利用者様もおられる。自治体主管課の担当の方もしくは相談支援専門員が、保護者に聞き取りをする際に、どのように聞き取るかによって、判定は大きく変わると思う。聞き取る方は、しっかりと保護者から聞き取りを行って頂きたいし、必要に応じて事業所にも聞き取りを行い、より正確な情報を把握できるようにして頂けるとよいと思う。また、事業所側も、事前に調査してみて、その調査した内容を保護

	者の方に渡し、聞き取り時の参考として頂き、実情を報告して頂けるような工夫も必要だと思う。その上で、加算の対象となった場合は、個別支援計画を見直して、より丁寧な支援に繋がれるようにしていくことが大切だと思う。
不明	● どこでどのように決定されるのかが曖昧。調査シートの内容はインターネットで確認したが、必ずしも事業所の把握している点と一致していないケースも見られる。 ● 個別サポート加算Ⅰに関しては、今回の法改正の肝であると我々は認識している。それなのに、自治体の方でその制度改正に対する認識、というかこちらの内情に対しての配慮があまりにも薄い。基本の報酬を低くして、「手のかかる」児童への支援にその分を充てようということだと思っているが、その「個別サポート」が必要とされる児童の判定基準がどこにあるかも分からない。区に問い合わせたら「福祉事務所に一任している」と言うし、区内に3つある福祉事務所もその判断基準が曖昧で、意思統一がなされていない。なぜ区（都？国？）が明確な基準を示さないのか？そもそも保護者にアンケートを取っているだけのようだし、家庭での児童の様子がそのままデイサービスでのその児童の過ごし方となる訳ではない。「自閉症」というコミュニケーションの仕方に障害を持つ児童の「集団内での過ごし方」を判定するのに、家庭という主に個人で活動する場の様子だけを参考とすることに意味があるとは思えない。ここに記したことは区にも福祉事務所にも申し述べた。しかし、今回の「肝」は医療的ケア児に対する支援へのフォローだと言われた。ただ、よくは分からないが、都内にある放課後等デイサービスは、弊社のように、知的障害児をお預りしている所が殆どなのではないだろうか？これでは今までとやっている支援は変わらないのに、体よく基本報酬だけを下げられたという印象を受けてしまう。

【調査4】

事業所調査_定量データ_90項目の試行調査_170名

[illegible]